

百廿十八

じ不幸にも、其皇女高野姫帝位に上る之を孝謙天皇とす。之より愈々政弊を助長して、朝廷は再び豪族僧侶の政權爭奪の孤柱となる。之より先き藤原氏は其の四家の統領の一時に死し、廣嗣の失敗したるがため、一時政權を失したりと雖も、政柄の下に寄生せんとする政治家の玄防已に死して、行基の世となり、更らに道徳堅固なる律宗の高僧、鑑真和尚の時代となり、吉備眞備もまた筑前の守に左遷せられ、而して藤原氏また人才あり豊成、仲麿、百川、濱成、清河、魚名、永手等、交々進みて顯要の地に立ち、而して橘諸兄、久しく政權を掌握せるによりて、心驕り、禮を聖武に失して自ら退きしより、政權獨り橘氏にのみ存せざるに至りぬ。此に於てか橘のならまろ聖武が盛に造營を起し、遠々として民心を失せるに乗して、陸奥の將軍、佐伯の全成、大伴の古鷹等を誘ふて聖武を廢し、黃文王を立てんとし、事成らずして敗る。今や孝謙新たに立ち、藤原氏の勢益す盛んにして、大伴、佐伯、下毛野、百賀、橘、石川、紀、文室^{ブンヤ}多治見の諸大族、藤原氏の爲めに顔色なからんとす。諸藤の中、武智麿の第一子仲麿最も巧慧にして、膽氣あり。皇宮職を改めて紫微中台とし、自ら其長官となりて樞密に參す。己にして天平寶字元年、太子、道臣王、淫亂放蕩により孝謙の心を失して廢せらるゝや、仲麻呂、諫して孝謙及び光明皇太后の心、大炊王を太子たらしむるにあるを知り、早く之を迎て田村の第に居らしめ、嫁すに粟田の諸姉を以てす。己にして孝謙諸重臣を會して、何人を以て皇太子とす

べきかを問ふや、藤原の豊成、永手、文室のちぬ、大伴の古麻呂等各々其親近する所を擧て之をすゝむ。仲麻呂獨り曰く、唯だ聖意のある所即ち可なんと。孝謙遂に大炊王を立つ、大炊は舍人親王の子也。之より仲麻呂の勢威隆々として同僚を凌ぎ、遂に伊勢神宮の幣帛使は其同族中臣氏の外、之に補する能はさらしむ。此に於てか橘の奈良麻呂、大伴の古麻呂等、憤慨措く能はず、前きの備前國主にして刑せられたる小野東人、多治比の賴義、多治比の禮麻呂、多治比の鷹主、大伴の池主、大伴の兄人、信濃守佐伯の大成、陸奥國守佐伯の全成、土佐國守大伴のこじひ等を誇ひ、兵を發して皇太子と仲麻呂とを殺ろし、皇太后の宮に入りて鈴懸を奪ひ、孝謙を廢して別に帝を立てんとし、夜太政官の院廷に會し、天地四方を拜し、共に鹽汁を飲みて薦ふ。未だ發せずして上道の臣ひだつ志を讒して之を藤原の仲麻呂に告ぐ。仲麻呂急に高麗の福信等をして、兵を率へて小野東人、道祖王等を捕へしむ、其他の黨與また皆な捕へられて詮戮、流竄、略ぼ人物を盡くす。而かも仲麻呂猶ほ足れりとせず、其兄、豊成もまた情を知つて告げずとなして流竄し、且つ諸司百官、京畿内の百姓村長以上を集めて顛末を告げ、百姓の内、此陰謀に與かるものを出羽の柵戸に移す。此に於てか天下また仲麻呂に抗するものなく、天平寶字二年大和の國守大伴の稻公、奇藤を獻す、藤に文字あり、藤氏の徳を頌す以て其權勢を見るべき也。

に堪るゝも之を據るゝ者からて之をめぐらし
寺の寺人郡ら如しへて堪るゝ者からて之をめぐらし
に外にさ領ばくめす。若からて之をめぐらし
む四十九時司す。十年更た子孫も之をめぐらし
町町のら孫も之をめぐらし。定にし永くあのせ
を與尼領附め。

天平勝寶元年行
基死す。

百十三節 仲麻呂が革新し、文皇等僧侶政府を作る

天平勝寶二年、孝謙位を避け、太子をして帝位につかしむ之を淳仁とす。仲麻呂の權益す張る。仲麻呂更らに百官と相談して、孝謙に上台寶字稱徳孝謙皇帝の尊號を奉り、光明皇太后に中台天平應眞仁正皇太后の尊號を奉り、先帝に勝寶感神聖武皇帝の尊號を奉りて、尊號の中に二女皇を護んらとす。而して仲麻呂は尊號の報酬として、惠美の押勝の新姓名と、尚與の號を得^{*}、功封三千戸、功田一百町を得、また錢錢と貸稻の權^{*}とを賜りぬ。其男一人は參議たり、三人は衛府たり、其他戚姻親族、皆な顯榮に上り。勢に乗じて天下の耳目を一新せんとして、官制に大變革を加へ^{*}、太政官を乾政官とし、太政大臣、左大臣、右大臣を改めて大師、大傅、大保とし、自ら大保となりて、中衛の大將を兼ね、文武の大權を掌握すれば、皇太后等の女皇は別に僧侶政府の如きものを作りて、布令を天下に出して曰く、摩珂般若波羅密多は諸佛の母也、此四句の喝を唱ふるものは福德無量也。故に天下の老少男女、起坐、行歩を論せず、文武百官、朝に向ひ司に赴くとき、此四句を念じて怠る勿れ、天下泰平の道此にありと。

ら親嫡譜之ひて先後に司るを以て、より先
しを々代々兄弟に多く司りしを、先き
む用相なり。此才譜任す、要才
ゆ受重令るけんを訴能代する國能
な、ト下ふ訴於をかる國能
い傍

天下泰平の道此にありと。

也。尙し此の意に勝つて、政事大物を育する天の御心は皇朝の申最尙も也。

らず。熙朝酒々、泰平宴安の夢に陥り、また國外の事に思はざる間も空く。北邊はんとせしものは歴史家より惡名を負はせられたる仲磨なりき。此時に方つて唐の安祿山漁陽の戎を擧げて反し、玄宗西南に蒙塵して、四百餘州大亂となる、專遣唐使小野の田守によりて報ぜらる。國家の危變已に迫る。彼は僧侶の陰謀を知らざるに非ざるもの之と事を構ゆるの暇あらず、急に國防を治めんとして、先づ大宰府に令を下して曰く、祿山狂狡、恐らくは西侵する能はずして來りて海東を掠めん。宜しく守備を嚴にして以て、不虞に備ふべしと。而して更らに七道に命じて兵備を嚴にして以て、不虞に備ふべしと。而して山陰東山北陸を除き)而して更らに唐制に模軍、一萬七千三百四十人、兵船三百九十四艘也。(山陰東山北陸を除き)而して更らに唐制に模して綿の鎧冑を作り、木、火、土、金、水の色を以て之を分ち、一旦廢せられたる健兒の制を復興す。然れども新羅の存するや遂に枕を高ふする能はざるを以て、先づ之を擧つて大陸の勢力をして其踏石を失せしめんとして、出師の準備を爲さしめ、美濃武藏の少年をして新羅語を學ばしむ。軍士の發する遠からざらんとし、僧侶の陰謀漸く逼迫し来る。仲磨已むを得ずして後を顧み、遂に外征を廢す。

百十五節 原宿政府、太政官を參議道鏡大臣御師となる
見る。然しその冲撃新帝を孝謙との齋を一

百八十

遂に大師の官に昇り、尋常隨身の外、帶刀六十人、道前一百人を賜はる。然るに之より先き僧侶の權漸く強固にして、孝謙の垂譲のため、更らに僧侶は太政官以外に一政府を立つるか如き姿となり、天平寶字四年に至り、大僧都良禪、少僧都慈訓、律師法進等、相議して僧侶を統一せんかため、一位十三階を制し、勅任委任の別を立てしより、僧侶政府の形初めて現れしに、後來皇位を窺へる道鏡已に此僧侶政府にありて、孝謙の寵を受け、醜聲漸やく外に聞へつゝ初り、新帝之を諒めて孝謙の怒を招き、殆んど廢立の意を示さる。僧侶政府は方に太政官を呑まんとし、藤原一家の存亡、僧侶の掌中にあらんとす。仲麻呂即ち急に外征の念を擲つて、先づ僧侶政府を破らんとし、都督となりて四畿内、三關、近江、丹波、播磨の兵權を取り、兵を練るに托して、諸國の武士を召し、私に其數を増して、遂に兵を擧げんとす。大外記高丘のひらまろ、禍の己に及ばんことを恐れて之を密奏す。孝謙、即ち山村王を遣はして中宮院の鈐印を收めしむるや、仲磨其男くすまろをして、遙ひ撻つて之を奪はしむ。坂上苅田麿等追撃てくすまろを殺ろす。押勝遂に一族黨與を率めて宇治より近江に走り、鹽燒玉を立て、天子とし、新たに百官を立て、兵を出して官軍を邀ふ。已にして戰利あらず、江に浮んで江北に逃れんとして族黨三十四人、皆な江頭に捕られ、其婦女非常の辱を受けて、後ち男女皆な斬らる。此に於て、孝謙天下に令して曰く、帝の出家して坐ます世には、出家したる大臣もあるへしと。

道鏡禪師を以て大臣禪師と號せしむ。藤原豊成許されてまた出ると確も實權をく、道鏡に歸し法王政府、遂に太政官を并呑す。而して孝謙は更ら比和氣王、山村王、百濟の敬福等をして、兵を率みて淳和帝の宮を圍みて之を執へしめ、宣旨を傳へて曰く、光帝朕に詔して、王を奴となすも、奴を王と云ふも汝の隨意なりと云ふと。淳和帝は遂に淡路に流され、而して孝謙再び皇位に即く之を稱徳とす。

百十六節 道鏡の人物及び地位

道鏡は弓削氏、河内の人にして其先は物部氏より出づ。少にして僧

正義淵に佛法を學びて葛木山に籠居し、難行苦行を積みて零ほ佛法の奥義に通じ、孝謙佛法を重んずるの勢に乗じて宮中に入り、多くの法術を以て孝謙の寵を得、遂に勳爵あり。蓋此時に方つてや國初以来の大族は、幾多の内亂によりて其力を失したりと雖も、藤原氏の勢力新たに隆んにして、政治上の功名は、また容易に他姓の望みて得る能はざるものとなりき。故に當時功名榮華を望まんには地方に退ひて深く土豪の心を收攬するか、然らずんば首を垂れて藤原氏の勢力に阿附するか、然らんすば僧侶となりて俗櫻の上に立つの外なかりき。道鏡は其才、中府にあらず、其望は尋常にあらず。然れども地方に退きて土豪の心を收めんとには彼は餘りに門地なく、藤原氏に媚附せんには其の頂骨餘りに強よく、彼が個人的才能を以て進むべきの道は唯だ僧侶の一路あるのみ。故に此大膽不敵なる少年は遂に道場に入り、枯木、死灰、冷淡、

卷之三

百八十四

兵年同子圓管四人手第二艘兵の備職伊伊さを人八千百人百兵兵藏常選出
之を破双す六る。兵年同子圓管四人手第二艘兵の備職伊伊さを人八千百人百兵兵藏常選出
て多し、家を失ふも之を禁す。六年光明大后崩

無情の外皮を裝ふて功名を求めたりき。此道は曾つて玄昉のために開かれたりと雖も、玄昉は其才力勝氣、到底道鏡の比にあらず、唯だ學識を以て進みたるもの。然から其一旦失敗するや戒律森嚴、道徳堅固なる鑑真和尚の支那より來るあり。浮華、淫濫、名聞、榮利を事とする僧徒漸やく厭はれて、律宗は宮廷より貴族の間、靡然として風を爲したりき。然れども是れ一時の反動のみ。腐敗せる宮廷貴族は到底、長く戒律森嚴なる宗教に安んずる能はず、奢侈にして遊樂化耽り、倨傲にして肉慾盛んなる社會は早くも其弱點に媚ぶるの僧侶を求めたり、道鏡の慾眼は此機微を看過せず。彼は其法術によりて宮廷に進み、其弱點に乗じて之に媚びたりき。玄昉が失墜したる門戸は再び彼の前に開かれ、假令皇位にあらざるも、其權、皇位にあるよりも大なる孝謙は、遂に道鏡の爲めに其寵愛を専らにせらるゝに至りぬ。道鏡の野心を第一に看破したるものは、藤原の仲麿にして、彼は孝謙に向つて、道鏡を劾奏し、決して聖僧にあらず、其祖物部氏の大臣の位を回復せんとするものなりと云ふや、仲麿却つて打撲せらる。實に仲麿の敗死は多く道鏡の手によりし也。欽明の朝、佛教に敵して蘇我氏の爲めに亡ぼされたる者の子孫、今は却つて佛法の力によりて蘇我氏を亡ぼしたる者と戰ふを見よ。世變遷々此中に存す。

卷之三

百八十五

貢八十六

百八十六

料供御に准じ、圓興禪師に法臣の位を授け、基眞禪師に法參議の位を授け、僧侶政府の形此に全く成る。孝謙、道鏡の爲めに之を辨じて曰く、禪師此の世の位を求むるにあらず、朕が之を敬するの心より然る也と。然かれども此時藤原仲麻呂、已に誅せらるゝと雖も藤原氏の一枝の滅びたるのみ、其連枝末葉は漸やく勢力を回復し來りて、朝廷の周圍に林立し、吉備の眞備ミツルイた一代の老儒を以て制作、立法の事を専らにして、内外に敬重せられ、才識、勢力忍るべきものあるがため、道鏡は法王の尊號を專有するの危険を知り、同時に藤原の長手に左大臣を授け、吉備眞備に右大臣を授けて其の口を噤せんとし、藤原仲麻呂を擊破したる近衛將曹以下は其功を賞し、美服、光榮、容儀を以て他に標異せざるへからずと爲し、常格を破りて牙笏を執り、銀裝の刀を帶べるを許す。已にして茲に法王あれば、法王宮職なかるへからずとて、新たに之を設け高麗の福信を以て其大夫を兼ねしむ。福信は唐の李勣の屬將福德の後にして武藏に生れ、武勇を以て朝廷に用らる、當時造宮卿にして但馬守を兼ね、歷代朝廷の近畿に事あるや常に其爪牙たり、坂東兵士の心を得たるを以て朝臣中屈指の武家たりしもの也。福信にして法王に隨屬する此の如し、以て滿朝の士大夫、如何に道鏡の鼻息を伺へしかを見るへき也。道鏡の威此の如し、其下にある法參議基眞の如きは、童子を兜縛して、歎へて人の陰事を云はしめ、佛神の冥託に事よせ人を指揮して忌憚する所なし。道路基眞を見る亂鬼の如し。基眞また多門天の

を及な召に下百前伊を五のにを二にの海六犬錢七唐千國山にて
免びしし習三姓の勢與十色從作萬於た、年陰恩年に八に陰東也。
す雜其てへ十の郡近に具にふる二ため西、曆符鑑與真死す。此
福身、る以年司江す。こ象各一百綿に海東を廢死す。
の健も上四の突。さり々に五の大節海用度、ゆして
半田兒の弓十子濃。四五唐十穀密度、ゆして
は程さを馬以弟越。色千行制具官府使南。

天平神護元年、
先きに鄧田を私
有させしより田
閑大に明け努力
の家は百姓を駆
役し貧弱の百姓
姓、自存に暇な

像を作りて數粒の珠子を其門にをきて、佛舍利を發見せりと爲して道鏡の體を頸す。道鏡因つて天下に大歎し、基良に與るに物部の姓を以てして、八人の隨身兵を與ふ。此に於てお神護景雲三年、大宰府の主神稱宜の阿曾麻呂、道鏡に媚びて神託を偽て曰く、道鏡をして皇位に即かしめは、天下泰平ならんと。舉朝之を聞きて驚き、道鏡の榮華に醉へるものも、初めて醒めぬ。平生、道鏡に迷へる孝謙すらも其神託の或は實ならざらんことを恐れ、其近侍、法均尼をして更らに神託を受けしめんとしたれども、婦人の身、過あらんことを恐れ、法均の兄、和氣の清麻呂をして、代つて神託を受けしむ。清麻呂は其先、皇室の分家にして、中頃、輔治能の姓を賜はり、孝謙の殊遇を受けしもの也、清麻呂發せんとするや、道鏡、我運命此一舉にありとなし、募るに重爵を以てす。然れども藤原氏も運命また此一舉にありとなして、藤原氏を首領とせる反對黨も深く清麻呂に結ぶ。已にして清麻呂の歸るや意氣堂々、神託に事よせて奏して曰く、我國家開闢以來、君臣の分定れり、臣を以て君とすること未だ曾つて之あらず。天つ日嗣は必らず皇儲立てよ、無道の人は早く掃除すべしと。孝謙大に憤りて曰く、清麻呂妄語を以て神語に托し、法均と共に朕を欺かんとす。之を鞠して其神託にあらざるを知る。臣にして君を欺く、是れ天地の大罪なり、宜しく其性を別部となし、其名を穢麻呂とすべしと。清麻呂は其兩脚の筋を絶ちて大隅に配せられ。法均尼は備後に流さる、然れども藤原の百川之を養ふを

きに至る因つて
一切加筆するな
禁ず。

和氣王の跡を
ぬかす。其の
道鏡に與へて、
天平神護二年、
大宰府は苗の如
く謀東人を得て、
不勅防入とせんす
私に錢を贈る
者として、鉢司の奴
へしむ。東國人を用
ひし。足を九州都
に附して逃走其首
に附して、鉢司の奴
がく院る銀等を貰ふ。
六神に紙の殿成る
時文を以て、瓦を用
いし。瓦の瓦を以て、
東ゆり六神に許す。
孔神宮語云ふ。正月
三年、文慶二年、
正月王法

天平神護二年、
大宰府は苗の如
く謀東人を得て、
不勅防入とせんす
私に錢を贈る
者として、鉢司の奴
へしむ。東國人を用
ひし。足を九州都
に附して逃走其首
に附して、鉢司の奴
がく院る銀等を貰ふ。
六神に紙の殿成る
時文を以て、瓦を用
いし。瓦の瓦を以て、
東ゆり六神に許す。
孔神宮語云ふ。正月
三年、文慶二年、
正月王法

以て飢へざるを得たり。

百八十九節 諸藤光仁を擁立す 道鏡の威權は確かに清麻呂の爲めに大打撃を蒙れり。其の半生の野心は全く水泡に歸し、藤原氏以下百官、皆手を拍つて私に相賀す。是より後、道鏡猶は用ひらるゝと雖も、悒々として不平の中にあるのみ。『恕』の字を金泥にしたる數帯を百官に與へて衆心を和げんとするも及はず。大勢已に衰へて、衆皆孝謙百歳の後、如何にして道鏡を除かんかと思ふのみ。已にして神護景雲四年、六月、孝謙、道鏡を由義宮を見て病を得、月を経て愈へざるや、藤原の百川、織綱、永手、すくなまら、藤下麿、吉備の眞備、石上の宅嗣等、相議して永手をして近衛外衛左右兵衛の權を取り、眞備をして中衛、左右衛士の事を攝せしめ、内外の大權を反対黨の手中に握りて萬一に備ふ。已にして孝謙崩するや七人相議して繼嗣を議す。此時に方つて宗室多く嫌疑を以て罪せられ、孝謙また子なし、ある所のものは天智の孫白壁皇子と、天武の孫大納言文屋の淨三、及び其弟大市王のみ。衆議文屋の淨三に決して之を報するや淨三辭して受けず。此に於てか吉備眞備等主として大市王を冊立せんと主張して宣命已に成る。然るに皇太子冊立の宣命公けにせらるゝや、何ぞ圖らん、白壁皇子こそ太子たるを見たりしかば眞備等愕然として驚く、是れ蓋し藤原の百川、貞繼、永手等の陰謀に成る。已にして白壁皇子、帝位に上る之を光仁天皇とす。

玉道鏡西宮前殿に拜居す。大臣以下百官、皆手を拍つて私に相賀す。是より後、道鏡猶は用ひらるゝと雖も、悒々として不平の中にあるのみ。『恕』の字を金泥にしたる數帯を百官に與へて衆心を和げんとするも及らず。大勢已に衰へて、衆皆孝謙百歳の後、如何にして道鏡を除かんかと思ふのみ。已にして神護景雲四年、六月、孝謙、道鏡を由義宮を見て病を得、月を経て愈へざるや、藤原の百川、織綱、永手、すくなまら、藤下麿、吉備の眞備、石上の宅嗣等、相議して永手をして近衛外衛左右兵衛の權を取り、眞備をして中衛、左右衛士の事を攝せしめ、内外の大權を反対黨の手中に握りて萬一に備ふ。已にして孝謙崩するや七人相議して繼嗣を議す。此時に方つて宗室多く嫌疑を以て罪せられ、孝謙また子なし、ある所のものは天智の孫白壁皇子と、天武の孫大納言文屋の淨三、及び其弟大市王のみ。衆議文屋の淨三に決して之を報するや淨三辭して受けず。此に於てか吉備眞備等主として大市王を冊立せんと主張して宣命已に成る。然るに皇太子冊立の宣命公けにせらるゝや、何ぞ圖らん、白壁皇子こそ太子たるを見たりしかば眞備等愕然として驚く、是れ蓋し藤原の百川、貞繼、永手等の陰謀に成る。已にして白壁皇子、帝位に上る之を光仁天皇とす。

百十九節 吉備の眞備歟 光仁の登極するや第一に道鏡を廢黜して下野藥師寺の別當とし、悉く其一族を退け、其他道鏡の施設によりて國民の憤怒を買ひしもの孝謙の勅詔にして寺院に遷恵するか如きもの、皆な之を廢して民心に副はんとせり。此の如くして皇室は道鏡の手を脱し得たり。然れども却つて藤原氏の孤柱となりぬ。道鏡は其の盛時に於てすら、猶は其一族徒黨の少しが爲め、他の大族と并立するを辭せざりき。藤原氏に至つては然らず、其勝つ所以は其の族黨多きによるものなるが故に、藤原氏の勝利は他の黨與の排撃を意味す。此に於てか道鏡排斥に力を假したる吉備の眞備すら、光仁の初年に於て位を退くの已むを得ざるを感じたり。吉備は一代の老儒たるのみならず、また當時に於ける唯一の族黨的ならざる安民の志ある政治家なりき。延龜二年、十一歳にして入唐し安倍の仲磨と共に唐人を凌ぎ、天平五年二十八歳にして歸るや、大學助を以て孝謙天皇の師となり、漢書禮記を講じて竊幸を受く。之より一進一退ありと雖も、族黨の助なくして朝野有數の大臣となりしもの眞備の如きは少なし。孔明の八陣も彼より傳られたり。禮文、立法彼によりて傳られたり。怡土城の築造も彼によりて爲されたり。藤原仲麻呂の叛するや其必らず近江に走らんことを諒りて、遂に要擊して之を敗りしもまた彼の策なりき。其他刑法の中に安民保育の精神を入れ、文教を振作したるが如きは彼の力によらざるものなし。仲麻呂敗るゝや其功を以て參議中衛大將となりて、遂に道鏡の政府に於て右大

寶曆三年、從五
位因幡國造淨成
造が女を、其の國
國也、圓王の本無
跡を其也、使覽萬福
に之つて之に

臣に昇り、道鏡破るゝや單身孤立の身を以て、太子冊立の事を謀る。滿朝是れ族黨政治家の中
に立ちて、眞備の如きは眞に個人的力量を以て造みたるものなりき。然れども己に大市皇子を
太子たらしめんとの議を決して、而して藤原氏の爲めに私かに其議を翻され、藤原氏の力によ
りて立ちし光仁即位後の叙任に於て太子冊立の議に與かりしもの、袂を并べて顯榮の地に上る
に、眞備のみは何の報酬をも與へざりき。これ明かに藤原氏の爲めに陷穽せられたるものなる
が故に、彼遂に其職を棄つて退く。之より朝廷は全く藤原氏のものとなりぬ。藤原氏以外に盛
名あるものは、和氣清麻呂等にして、道鏡排斥の功を以て大納言正二位に進みしと雖も、是れ
藤原氏に結托して得たる官職のみ。滿朝悉く藤原氏の隸屬を以て充されたり。

新田を聖するを禁するの令を廢す。

性氏官爵を奪はる。己にして仲麻呂道鏡と争ふて兵を擧るや、また數百の兵を擧げて仲麻呂を
擧ち功を以て參議に任じ、また道鏡等と相對衡す。其剛骨膽氣、殆んど後世の源氏の如きのも
のあり。百川の如きは陰謀詭譎を事とすと雖も、孝謙の御室之内に尼を斬つて以て道鏡の勢力
を殺さしが如き、傍若無人の舉動少なからず。藤原氏同族間の争も此頃より起りしと雖も、其
朝權掌握の勢の全く確定せられたるも、また此頃より初まる。而して百川、貞繼最も其衝に當
る。

して庶人となすと。光仁之を聞き大に驚き百川を召して詰つて曰く、暫らく退くべしと云ふも、追放せよと命じたるにあらずと。百川肅然として曰く、退くとは即ち永く退くる也と。遂に帝の命を奉せず。已にして他戸の皇子に代るべき太子を立んとして、光仁之を群臣に詢ふや、百川、山部の親王を立んことを主張す。光仁曰く山部は無禮の親王也。争でか之を立んと。源原廣成また百川を駁して曰く山部親王は母卑しくして稗田親王の母尊きに如かずと、云ふ心は山部の親王の母、百濟武寧王の血統に出るを云ふ也。百川眼を怒らして刀を手にし疾呼して曰く、皇太子たらんものは總を問ふべし、母の尊卑を問ふを須みず、山部親王は衆望の歸する所なるが故に之を立てんと云ふ也。我れ之がために命を惜しまず、直に陛下の裁可を乞ふと。一坐愕然、天皇言なく坐を起つて宸殿に蹴る。之より百川四十日の間朝に立つて天皇を促がし、山部王を立つるの裁可を得すべからずと云ふ。此の如くして山部王は遂に皇太子となりぬ。已にして良繼死し、百川もまた久しからずして其後を追ひ、魚名、繼麻呂、田麻呂、繼繩等相尋て顯要の地に立ちしも、著しき變事なかりしが、東北の蝦夷、また此時に至りて侵叛を企つるに至り、久しく兵備を怠りし時なりしかば、或は勝ち或は敗れ、光仁治世の後半は殆んど之がために寧歲なかりしが、在位十二年にして崩じ、太子山部親王位に就く。之を桓武天皇とする。此くて平城の朝は光仁と共に去り、平安朝は桓武と共に來る。

る、時に南逃蘇州に深ひ、また安禄山の亂に逐ふて歸る能はず、十年餘にして死す。
十年、安倍仲麿も唐に死す。

第十三章 平安時代の曙光

神武紀元千四百四十二年より千四百七十年に至る

第一百二十二節 平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活 第百二十三節 貴族と寺院、平民と歴史 第百二十四節 政制紛亂豪族、上下を欺く 第百二十五節 桓武の性質 第百二十六節 蝦夷の背叛 第百二十七節 桓武の宗教及び革新 第百一十八節 皇室を平人の上に立てんとする桓武の政策 第百二十九節 北狄韃靼に應じ大舉して叛く 第百三十節 大皇帝桓武 第百三十一節 北征、北人を煽起せしむ 第百三十二節 坂上氏起つて藤原氏と抗す 第百三十三節 繁子仲成の亂 第百三十四節 社會の組織變革して國守の權張る 第百三十五節 社會經濟上の紛亂 第百三十六節 落族地方に去り新族地方より入る 第百三十七節 平安時代の宗教思想

第一百三十八節 平安時代の文學

前二十二節 平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活 老徳大化の革新より一百二十年、光仁桓武の際に至りては、國民の生活、思想に於て絶大なる變化を生じ、殆んど一の『新しき日本』を現出し

*
神護景雲二年
學助教器臣大夫
丘其唐に留學
せる時孔子の様を宣傳
ふ王云之を許す。

たり。國民的文学を有せざりし國民は、眞假名文字を得しかば、啞者の初めて語るが如き自由を得て、此自由は更に翻つて國民の思想を刺激したり。曾つて一大聖大賢を有せず、政治に於ても、思想に於ても、國その隨從すべき立法家を有せざりし國民は、支那の聖人孔子を釋典して、文宣王とするに至り^{*}、異邦の聖人は小數ながらも、學問ある階級の思想上の帝王となり、大宰府の如きは五經を讀むのみを以て足れりとせず。朝廷に上書して史記、漢書、後漢書、三國志、晉書を求むるに至り、之より文教雋然として起り、漢學を修むるは、貴族の常法にして背くべからざる者如くなり、貴族の外、學問を以て一家を起す者あり。朝廷の詔令も魏晉六朝の文に迫まるに至りぬ。佛教は神道と和して、從來、佛を以て異邦の神となしたる神官も、今は神を以て佛の權化となして、之を讚美するに至れり。佛教も其初めて來たるや、佛像に禮拜して、罪の報を避け、後世の安樂を求むる小乘に過ぎざりき。其後高麗僧、慧灌三論宗を唱ふと雖も、天下未だ大乘の眞味を解するの識力なく、已にして法相宗また盛なりと雖も、唯堂塔伽藍の建立に忙はしくして、深奥なる宗教的思想ある能ざりき。然るに聖武孝謙の頃よりして貴族の思想發達すると共に、僧侶もまた餘裕を得たるが爲め、往々にして高尚なる宇宙觀の説かる、ありて、物質的に宇宙を觀るの外なき國民も、上玄若しくは眞如と云ふが如き深秘的虛靈的文字を味ふに至れり。入唐使の歸る所、唐僧の來る所、渤海國使の齋らす所、新羅使人の朝貢する所、

*
大佛は百濟人の
子孫國中連公麻
呂の手になる。
**
天平十五年、造
法師死す、最遣
ても工藝に巧にし
て大安寺を作る

*
其歌に曰く
乙女らに男たち
そひふみならず
西の都は萬代の
日く、源氏もせよして
さやく、清河もせよして
いた川、千歳もせよして
まちてす、千歳もせよして
かのう、さ歌のう、あ曲歌のう
なう。あ曲歌のう

綾羅、錦織、金銀、珠玉の貨物は、貴族の生活を刺激し、而して三韓、漢唐の歸化人は、また能く此の驕奢に應ぜんとして、此等の物品を製作するに至りぬ。此くて歴代の君主が堂塔伽藍を作るに於て、國內の工藝美術を刺激したる後、聖武の朝に至りて大佛、大安寺を平城に立つる。**の一事は、工藝美術に絶大の刺激を與へ、此製作を期限として美術上に一大進歩を齎したり。製作美術已に進み、貴族の生活も、また進むや、此等の需要に應ぜんが爲め金、銀、珠玉、銅鐵、鉛錫は續々として採掘せられ、之よりして稱徳の世には近衛の將士をして、銀裝の刀を帶びて、殿前に徘徊せしめ、東殿を建て、瑠璃の瓦を以て屋を葺き、斷くに連續の文を以てし、時人之を名けて玉の宮と云ふに至る。孝徳天皇が群臣を大槻の下に會したるに比して、如何に絶大の進歩なるぞ。生活此の如く進みたるか故に、社會の快樂もまた飲食男女の外に進み、聖武天皇の頃よりして内教坊なるものを作りて、女樂を設け、采女をして之に當らしめ、踏舞を初じめたりしが、其公會には唐樂あり、吳樂あり、唐人、袁智卿、李元環、皇帝東朝、皇帝昇女等、朝廷に重用せられぬ。諸國の風俗を見んが爲めに復興したる歌垣は、一種の宮廷の行樂となり、稱徳の世には數百の供奉、青摺の細布衣を着けて、紅の長級を垂れ、男女相並び道を分つて行く。歌ひ、五位以上の内舍人、及び女婿をして、歌垣に加はらしむるに至りぬ。是れ皆な應神時代に於ては夢にも存せざりし新顯象也。

[百二十三節 豪族と寺院、平民を壓す]

然れども此等の新顯象は是れ貴族、朝官、及び其の威權に附隨せる社會のみ。百姓奴婢は依然たる百姓奴婢にして、其生産力は以前より加減する所あるにあらず。聖武の朝、人民に土地私の權を與へてより、新田開墾の業、靡然として盛んに、王臣、貴族、寺院等、百姓を驅使して山田を開くや、朝廷見て以て百姓に害ありとして、土地私有の權を廢したりしが、後ちまた之を許せり。之がため、人民の生産力少しく發達したりしも、朝廷貴族の驕奢は、非常の速力を以て進みしかば、生産の進歩は之に伴ひ能はずして、また人民の疲弊となれぬ。唯だ此際上下を通じて一なりしは佛法に對するの信仰にして、歷朝、國財を以て佛法を獎勵したる結果として、此頃漸く民間の信仰となりて、人民の新たに子を生むや、佛菩薩の名を以て其子に附するが如き風となり、稱徳の時には對馬の偏僻にすら、已に夫死するの後、廬を墓側に結びて、毎日齋食する婦人を生じたり。去れば堂塔伽藍を立つるは、一の社會的榮譽となりしかば、人民もまた之がために疲弊しぬ。疲弊は彼等をして豪族寺院より、稻を借り、錢を借るの止むを得ざるを感じしめたり。而して之を借るや、已に田園を抵當とするにあらずんば、貸すものなし。之を抵當とするや、其高き利子の爲めに追はれて、遂に田園を豪族寺院に收めらるゝに至る。此の如くして小民は寺院と豪族の爲めに驅使せられ、押縛せら

るゝのみならず、また經濟上の陥穽に陥りて、滔々として相率ひて墮落す。此る間にも精苦力行の民は勝を制しつゝありしかば、聖武孝謙以後、奴婢の自ら訴へて良民となり姓を得るもの、續々相襲きぬ。前代に於て如何に多くの貞民が奴隸に墮ち、此頃に至りて如何に多くの奴隸が發達しつゝありしかを見るゝき也。然れども奴隸百姓の發達は一部の事也、社會の疲弊は全體の事也。之がため盜賊は四方に起りて、山賊海賊隊を爲して起るに至れり。

國狀の發達變化此の如くなれば制度政脉の之に伴ふて變する
も必然の勢也。孝德大化の變革には、國司、郡司、京官、豪族の私領私民を廢して、土地を國
有となし、人民は獨立となりしも、反動幾たびか起りて、國司、郡司、兼併の勢益す甚しく、
私民私領の弊愈よ甚しく、此點に於ては大化革新の實は、少しありも舉らざりき。然れども國司を
世襲とする封建制度となさずして、中央より任命すべきものと定め、政權を中央に集むるの
一事は、確かに成功したり。即ち成功せりと雖も大化革新のまゝには成功せず。先づ按察使を
置きて、國郡司の施政を管察せしめ、次には鎮撫使なるものを置きて、國郡司を督勵せしめた
るに因る。而して此の按察使は各ニ二國以上四國以下を管領し、鎮撫使に至つては一人、一道
若しくは兩道を管したり。而して其の按察使、鎮撫使、皆な參議以上の本官よりして之を兼ね、
巡察終るや、其黨與を以て國司郡守となし、かば、前の國司郡守、朝廷に訴へて已まづ、爭訟

禁以京を京禁營族公元聖^{*}
上中有城下格人等年蹟
す。禁に之の天平寶字
禁に之の天平寶字
行はるに武官の外
す。禁に武器
るを騎下

に於ては、往々大族の權制を増加し、一種の封建類似の如きものとなりぬ。而して中央權臣の勢力増加すると共に、其門に出入する地方豪族の數愈よ多く、器玩を獻じて其門に媚び、奴婢を納めて其家に詣ふより、權臣の勢愈よ甚しく、權臣もまた地方の豪族を誘ふて、其門戸を張らんとするより、權臣と地方豪族の間愈よ親密にして、朝廷と地方豪族の間愈よ離隔しぬ。此に於てか國司郡司は其の部内の租稅を私して、人民未だ之を納めずと號して、上を欺き、或は自ら正倉に放火して、火災の爲め、正租を失したりと爲し、其實之を私し、或は物品の良きものを己に收めて、粗惡なるものを以て之に代へて、納官するに至る。而して過失ありて之を責めや、國司は凡べて之を郡司に負はしめて、自ら責任の外に立ち、或は國司にして京に入りて任に歸らず、徒らに其所得を貪るあり。或はまた班田するの時に際しては、不毛の田を以て民に與へて良田のみを公廨に具ふるあり。國司の專權は獨り人民を苦しむるのみならず、また中央政府をも蔑如して、殆んど眼中には存せざるものゝ如くなりき。而して其特む所は中央の權門なり。此に於てか權家は朝政を見ず、一族郎黨を集めて私事に汲々として、法律^{*}に背きて良馬の數を増し、隨身の許可なきに諸國の壯士を招きて護衛となし、威儀堂々京中を縱横するに至りしかば、武官ならざるものに帶刀を禁じたる天武以來の法令は、元正聖武の頃より全く地

*天桓
天皇の天皇は天孫に天
母野一乙也天皇は天孫に天
王其先祖也天皇は天孫に天
出づ。桓武太宗にし其高第
子。

に落ちて、朝廷權門を賞するには、此の如くに張りたる威權を讃美するの外なくして、隨身兵仗を賜ふに至りぬ。桓武天皇^{**}は此の如き摂臣と、此くの如き形勢に壓迫せられて一千四百四十二年に即位す。

百二十九節 大皇帝桓武の誕辰

桓武の立つや、實に百川良繼等に負ふ所厚かりしが故に、其妃を立つるや、良繼百川二人の女を納れしと雖も、桓武は藤原氏、戚姻の力に制せられんには、其の資質は餘りに偉大なりき。實に國朝の聖主賢君、歷代少からざる内にも、桓武は其の最大なるもの、一にて在しき。是れ其の故なきにあらず。内には空拳を振つて摂臣強族を夷平し、外には三韓の彼方に威武を輝かし、功名、大業、自ら喜ぶ所の大皇帝天智天皇は、實に桓武の曾祖父にして、其脈管には動きて已まゐるの曾祖父の血球充ち、其の胸臆には、雄才大略を好むの氣満ちなれば也。加ふるに天智在世の時と同じく、桓武の時世は、此大皇帝をして、其の雄邁の氣を鼓して、大業を計畫するの已むを得ざるを感じしめたりき。

百三十節 蝦夷の叛乱

之より先き、北方蝦夷の侵略するもの數は、一戦ごとに日本を版圖を擴張し、光仁の時陸奥蝦夷、磐麻呂、王化に入つて、上治郡の大領となり、按察使參議、紀廣純の下に屬す。廣純之を用ゆるも、其部下人種的輕侮を示めずを免れるより、磐麻呂、憲慨、時を待つて報復せんとす。寶龜十一年、廣純新たに覺繫の柵を作り、

蝦夷の歸服せるものを率ひて之に臨むや、磐麻呂遂に蝦夷を煽揚し、内外相合して廣純等を攻めて之を殺ろす。獨り介、大伴真綱一角を破つて逃れて多賀城に入る。多賀城は重鎮にして、積年蓄ふ所の軍器糧食勝て算ふべからず。蝦夷已に攻め來ると聞きて、城下の百姓、入つて城を守らんとす。真綱、及び様、石川淨兄等蝦夷を恐れ潛かに去りしかば、百姓、頼る所なく禽奔獸散し、北方の重鎮遂に虜有となる。此に於てか藤原繼綱を征東大使として大伴益立、紀の古佐美を副使とし、大伴真綱を陸奥鎮守府副將軍とし、安倍家麻呂を出羽の鎮守將軍として之を征せしむ。已にして風聞あり、難韁大に日本に寇せんとす。此に於てか沿海の諸國に令して、守備を嚴にし、諸國の兵庫の武器を磨洗し、鎧甲の腐蝕し易きを改めて革甲となさしめて、以て之に備へ、また征夷將帥を督して戰を決せしむ。戰は數ば戰はれたり、然れども多くは勝利にあらざりき。桓武の光仁に嗣きて位に即くや、此の如き國難に際す。假令ひ大皇帝の血液を遺傳せざりしむるも雄大の經綸なき能はざりし也。

百三十七節 桓武の宗教及び革新

桓武は此の如き内憂外患の際に即位し、先づ國狀變革の已むべからざるを見たり。國狀變革の第一着手は朝廷をして佛教寺院の族籍より脱せしめ、外に立ちて之を鞭撻し、之を發生せしめ、以て教化の効を擧げしむるにあるを見たり。此に於てか先づ令を下して僧侶の不法を戒しめ、漫りに寺院を建つるを禁じ、寺院が豪族と共に、名を貢税に托

三百

して小民土地に兼并するを禁じたり。而して其の最も著しきは滔々たる佛教信仰の世にありて、獨立亭々として上帝を祭り、燔祭を捧げ、自ら上帝の前に臣と稱したるの一事也。桓武^{*}の所謂る上帝は、何者なりし乎、天照大神乎、儒者の造物乎、抑々歐洲傳來の思想乎。之を今日に判定するは容易にあらずと雖も、其東方亞細亞より天下に傳來せる燔祭の禮を用ゆと云ふを見ては寧ろ猶太思想に近きものたるを思はずんばあらず。次に桓武はまた政弊を改革せんとして人の爲めに官を置くの弊を改め、一切の官員、員外を置くを廢し。（郡司軍毅は此限にあらず）奸官汚吏の甚しきものを擇びて、之を貶黜し、藤原氏の頭領にして參議兼侍從たる藤原濱成すら、善政なしとて大宰の帥に貶せられぬ。耀武の主は、また兵制の不完全を見ざる能はず。坂東八國の郡司の子弟及び浮浪等、軍事に堪ゆるもの、毎國一千より五百以下を集めて、兵法を習はしめて、以て有事の日に備へしめぬ。而して此等の事を行ふに、桓武は自家自ら自家の宰相にして、自ら之を行ふたり。是れ藤原氏の頭領にして定策の功あるもの、已に多く死したるが故也。

百二十八節 桓武の政策、皇室を平民の上に立つ
かるべからざることを見たり。中央集權は已に破れたり。如何にして之を回復せん乎。桓武は其曾祖父天智の爲したるが如く、先づ都^{**}を遷して國人の耳目を一新せんとし延暦十三年、形勝

何我事をト經本きの主三字面をのはる教發よの明時の支に敏あしは教落故の荼羅も耶
そ太情叙迎房をな太指に一あさ刻上漢のの掘り年に未那よりて店に神と馬ら教
同落よすふ立傳り秦判よ妙りにし部文碑流す一漢縣あ五にれ東。政時云さ羅を云をさるの
一寺り、る齡ふ高國すり身碑シ下にに也行るの陽宗り胡入は京宋府のふ云馬秩ふ稱の
のもす此の等ろ徳のろて元文リ部十成。なに石ののさ離る秋記のに國。ひ數さ羅して店院
の起まれ等頭がをの阿を天元先ヤさ字り石頃太碑舊天な新や教の次秋教秋。を云處て店院
因たばの末之船聖羅脱地貞づ文側架碑碑す荼を市啓すの晋の社道ひに教秋太小教太

と下して都城を平安に營む新京の大、東西千五百七十丈、南北千七百五十三丈、大街衢の數一千二百十六、紫宸、仁宗、承香、常寧、貞觀、春興、宣陽、綵綺、溫明、麗景、宣耀、安福、棟書、清涼、弘涼、弘徽、登花の十七殿は峨々として高く聳ひ、陽明、待賢、郁芳、美福、朱雀、皇嘉、談天、藻壁、殷富、安嘉、偉殿、達智の十二門は堂々として壯大を競ふ、此に於てか待ち設けられたるが如く、國人、の耳目は驚駭の間に一新せられ、奈良の都は古代の如くに思はれぬ。桓武の目はまた、國家の最下級たる百姓の上に注ぎたり。其祖曾父と同じく、京官、王臣、皇族、地方官、豪族は天皇と人民との間に立ち、上を歎き、下を虐ぐるに過ぎざるを見たり。此に於てか其政治の大眼目は曾祖父と同じく、天皇と人民とを結びつけて、其の間の勢力を抑ゆるにありしと雖も、時勢、已に天智の時と異なり、一回の経験は人民をして、直ちに國家に隸せしむるの難事たるを見しかば、國家の官吏の最下級なる、郡司を盛り立てゝ、其勢力に倚らんとしたり。實に國家の機關たる凡べての官吏は、國家を傷くるもののみとなりし當時に於て、郡司のみは、最も國家の機關として價あるものなりき。郡司は國初以來の土豪の名殘也。舊人種の有力者也。新人種の騎悍ならざるもの也。土着にして其職を世にするが爲め、最も人民に親しく、恩あるもの也。而して其權力の微なるが爲め、國司に苦しめられて、半ば治者の性質を失つて、被治者の性質を得つゝありき。地方の租稅に欠怠あれば、國司は一物をも失はざるに、郡司は其の所得を割き

なもぶてしよ族語マしみ秦和此羅衣る王あ起しるの云に、原り元るか役せし測の河んなら是さウてり朝拾さてな寺のの馬冠も、る原、も當ふ眞らもご年所、ニすめな勝やらんれ云ズ堆朝貢遣き太りに法如武戎の十、空恐の時も百すま云中のり回さばしりの、ざの奉ふマ高貢をに呼秦と存隆き士器を二、海ら眞聖宗、たへのも今の雖時てこ建但るみ強然サキ大槻秦ふを云す寺もの風見神其以くあ首懲な且信ば建の時火も代眞云てしをサ附れそをにり氏はウふるさの如采る將四役はる宗太りつす其號は存災、相なふし秦知ズ會ご呼以増ての古ズ而の太大しはにな天に其なな子を現べ起な保すに前合ら想ものら

て之を償はざるべからざりき。地方の政治に過失ありて、中央より之を質むれば、國司は之を郡司に推諉して顧みざりき。而して國司は自ら正倉を燒きて神災と稱して、租稅を私するの跡をかくし、或は京に出でゝ豪族に倚りて、國に歸らず、猶ほ封祿を受け、治民の政績の如きは、殆んど其の記憶に存せざるに至りぬ。此に於てか數は勅を下して國司郡司の專横を古め、民田を妨ぐるを禁じ、また郡司たるもののは、其家系によらず、其人物によりて採用するの制を定めて家長主義の古制を打破して、國司罪あらば以下の諸官、郡司等もまた同じく其職を失するの法を定めしむるの止むべからざるに至りしと雖も、猶ほ地方官、豪族、王臣、僧侶の專横は遂に全く之を革むること能はざりき。何となれば世は已に天智の時にあらずして、國司の勢力、半乎として抜くべからず。郡司等が其非行を告げざるによりて、政弊あるにあらず、彼等が中央の貴族と連續するに存したるが故也。而して京官、益す貧にして地方益す富み、京師錢なくして地方に散するより、令を發して之を禁じるに至りしほどなれば也。政弊此の如く半乎として地方に散するより、令を發して之を禁じるに至りしほどなれば也。政弊此の如く半乎として草むべからざるに加へて、外寇は賢宰なき桓武をして意を内政に専らにせしむる能はざりき。

百二十九節 北狄隨韁之應十太舉して叛く

桓武の未だ立たざるや、韃靼來襲の風説あります。桓武の己

の結托によりて煽揚せられて起りしもの也。故に虜勢、强大、容易に鎮壓すべからず、此に於てか東海東山の諸國に糧を多賀城に輸せしめ、また其の歩騎五萬二千八百餘人を發して之を征す。紀古佐美、征東大使たり、多治比濱成、紀の眞人、佐伯の葛城、入間廣成副使たり。天皇、大使以下に謁を給ふて曰く、坂東の安危、此一舉にありと。以て其如何に朝廷を震驚せしめたるかを見るべし。古佐美等の朝廷を出る延暦七年の十二月にあり、其多賀城に入りしは八年の三月にあり、已にして頻りに軍を出すと雖も、虜勢強盛にして、十一月官軍猶ほ衣川に逗違す。朝廷書を發して之を督促するや翌年六月初めて虜地に入る、已にして官軍虜の謀る所となりて敗れ、死傷四千人、全軍轉覆す。此に於てか古佐美等、上表して暫らく軍を撤して屯田せんことを乞ふ。朝廷其咎を責めて其職を奪ふ。是れ延暦八年八月にあり。然れども大軍一旦にして顛覆せるを以て、再び大軍を起すは容易にあらず。唯だ所々の守備を嚴にして、以て其の來襲を防ぐのみ、而して其の間の戎事、負擔一に吾東八國の民にかかりしかば、日本全國に令して甲冑を作りて以て之を助けしむ。此くて兵器軍糧を蓄ふること二年。十年一月に至りて、百濟王俊哲、坂上宿禰田村麻呂を東海道に、藤原良馬を東山道に遣はして、軍士を簡閱し、戎具を檢せしめ、十三年に至り、大伴弟麻呂を征夷大使とし、百濟王俊哲、坂上田村麻呂、多治比濱成、巨勢野足を副使として、再び征夷の師を起す。之より交戦已むとなく、民は轉運に勞れ、

正統株また此駿
あり。

兵は鉢鎗に死するもの八年。二十一年に至り、遂に越後守坂上田村麻呂に征夷大將軍の全權を
托するに至りしが、桓武の撰抜は實に過たず。田村麻呂等が東北に向つて、征戰を起すや、光
仁の寶龜十一年以來、二十二年の間東北の間に盤桓したる蝦夷の力窮し、土西、大墓公阿瓦制、
爲盤具公母禮等相率ひて來降す。

天應元年、八幡
大神の際住、
託あり自ら大菩
薩となりて曰く、
菩薩と號せんと欲
す。之より大菩薩

桓武一世の大業は實に、本國を北虜の手より救ふて、統一を遂げたるにあり。而して此目的を遂げんため、桓武は其の恩讐の念を忘れて、臣下を重用しぬ。坂上田村麿の如きは、外人種苅田麿の子にして、苅田麿は實に、當時の不平家と相圖り、水上河繼を立てゝ帝とし、桓武を廢せんとして、貶謫せられしもの也。其父廢立の罪を忘れて、其子に委ぬるに最上の武權を以てす。其他王敵大伴家持の如きは二回桓武に敵したるに、また許されて皇太子の傳となりぬ。桓武は其武功に於て偉大なりしのみならず、其の品格に於てまた實にて偉大なるものあり。之を前にしては天智天皇、之を後にしては後醍醐天皇の外、多く其の比を見ず、皇室の歴史に於ても、國民の歴史に於ても誇榮の念もて記憶せらるべき一大皇帝にておりき。古今の歴史中、其治世が宗教に於ても、政治に於ても、最大作期的の治世たりしもの、また偶然にあらざる也。郡司の上に國家を立んとしたる政制の改革、失敗したるものは是れ政策の過にあらずして時勢横流の罪のみ。

る坐他美伊持せ以王をて女也せて體流現冰さ上を年せを上妃三
月と三氣銭、らても奪泊共、ん、焼さは上す川駿正ら兜松弓月
て十藤老坂る日兼は成妻藤さ私王るれ川、織河月る組主削
貶餘原人上大向與れまた原しに子川伊のに因さ御延て、王王、
翁人織八丸介の、たる涼に自に織豆謀し幡し祖磨貶極
せ皆彦木田友に故三官を成た方に立しにはに叛て守冰足元鷹武山其
らな其原歴家貶を方職以のる立しにはに叛て守冰足元鷹武山其

百三十一節 北征、北人を興起せしむ

然りと雖も、北虜排撫の一舉は、甚だ高價なりき。初め桓武の

位に即くや、聖武濫惠の後を承けて、朝廷の貧、國民の窮、已に業に著しかりき。然るに桓武に至り、前後二十二年の遠征を試み、兵は銃鎗に死して、民は運輸に勞れぬ。况んや桓武また遊戯造營を好みて已む時なく、二十五年の治世中遊戯一百四十餘回に及び、初めは延暦二年、都を山城の長岡に遷さんとして經營を初め、更らに十三年に至つて平安宮を造營し。其他比叡山延暦等も桓武のために建てられぬ。朝廷已に此の如し、數ば令を下して寺院道場を建つとを禁ずるも、爭でか行れん。貴族豪族は、各其私門の爲めに壯麗なる寺院を立てぬ。此に於てか征戰に勞れたる國民は、更らに奉公に勞れて、最早や上に奉ずるの力なきに至り、耕鋤を懷きて徒らに空谷に泣き、公民の榮地を去つて奴隸となり。以て賦課を逃んとするものを生じぬ。桓武は此の悲愴なる光景を見て、藤原緒嗣の議を容れて造營遊戯を廢しつゝ遂に延暦二十五年を以て崩じしが其賜として、上には平安の朝なる光華ある貴族の社會を生じ、下には番東武者をして初めて南人に代りて政局の主人たらしむるの端を開く。蓋し坂東武士、武力の發達は、由來して初めて南人に代りて政局の主人たらしむるの端を開く。蓋し坂東武士にてありき。天智の時、防人として大宰* 一日にあらず蘇我氏が壯士として特む所も、坂東武士にてありき。天智の時、防人として大宰府の命を奉じて沿岸を守るものも坂東の兵なり。天武が近江の朝廷を覆したる兵力も、また多く東國の兵にして、聖武が孝謙に遣詔し

て朝廷を守らしめたる兵もまた坂東兵なりき。曰く『朕東人に刀を授けて侍らしむる事は、汝の近き護として護近よと念ひてなん在り、此の東人は常に云く、額には矢は立つとも、背には箭は立たずと云つて、君を一つ心を以て護るものぞ』と。唐の李勣の屬將の後にて高麗の福信が歴代の朝廷に重用せられたるも其の東人の心を得たるがためなりし也。此の如き雄武なる北人も從來唯だ一の爪牙として使役せられしに過ぎざること、恰かも日耳曼の兵が羅馬の貴族に招かれしが如くにして、政治上の勢力となりしものにあらず。朝廷の上に勢力を有したるもののは、五畿内に住居する貴族及び山陽南海の民にして、法令、學問、宗教、美術、會計、詩文等、多くは此等南人の専有する所となりしが、今や坂東永く戰場となり、其武幹發達し、其人物輩出し、其野心大に、其政局を見ることが明かに、天下に力征を以て經營すべきものなるを知らしぬ。加之、其土壤膏沃、平原縱横なるとを見しかば、公子、王孫、大官、貴族競ふて采邑を此地に求め、土豪と婚を通じ、風を習ひ、其心を收攬するに至りしが、其内源平の一氏最も大也。其大なるは皆東人の心を攬りて之を後楯とせるがため也。之より政局一變、南人の隱謀時代去つて、北人の腕力時代來るの端を開く。

百三十二節 坂上氏起つて藤原氏を抗す　自家の宰相たりし桓武は崩して、子、平城天皇は藤原氏と坂上氏との權力の間に遺されたり。坂上田村麻呂は日本に歸化したる最大族の後胤にして、其盃

先は後漢の靈帝に出づ、代々武幹あり、常に時の執權者の爪牙たり。蘇我氏のために崇峻天皇を弑したるも其族也。天武を助けて弘文天皇を攻めたるも其族也。藤原仲麻呂の叛したるとまゝ之を攻めたるも其族也。道鏡の權地に落ちんとするや、其奸謀を發きたるも其族也。此の如くして外國歸化の一族種は、桓武の朝には絶大なる勢力を得て、坂上苅田麻呂は藤原氏と相抵抗せんとし、大伴家持等と相計つて桓武を廢し、氷上河繼を立てゝ帝と爲さんとして貶謫せらる。坂上田村麻呂は苅田麻呂の第二子也。光仁より桓武に至る間、北夷、韃靼と相應して騒擾するもの年あり。幾多の將軍は征討の命を蒙り、幾たびか功なくして歸り、撰擇は遂に百濟王俊哲と坂上田村麻呂の上に落ちぬ。而して田村麻呂最も功あり、^{**} 北虜、全く夷らきたるは其の力による。此に於てか其京に歸るや聲名隆々朝廷を壓し、外國歸化の大族を以て中納言に至り、婚を桓武に通す、平城は實に田村麻呂の女の生む所たり。此時に方つて藤原氏は已に皇室の外戚たりと雖も、天皇自ら宰相たる桓武の下に於ては、其勢威を逞する能はず。加ふるに同族權を爭ひ、人材また多からず。平城の朝となりては僅かに四五の人物あるのみ。平城即位の歲、初めて六道觀察使を設く、而して藤原氏の一門其四道を占むると雖も、同族互に權を争ふこと甚しく、藤原の冬圃をして山科に南圓堂を建てゝ、藤原氏の再び榮へんことを祈るの已むを得ざるを感じしめたり。已にして大同一年、近衛府を改めて左近衛とし、中衛を改めて右近衛

因な院京五也るし一にさ國の駒笑禽し絲歷一五死近兵五＊し領司數を千の弟詔て堺も弱
つかな幾十。武。斑敬、を化るす獸、をの尺尺す衛部月＊むしなゆ出以を軍し幕ゆの用
てちら所四死將古を畏以護身、れ憎目編如二八史大卿坂 べてし事し下撰にてらるあに
新んざさ。すの今見せてるに親ば伏をめく寸寸稱將六上 し軍であ森五び堺郡れもり堺
たさろし る最も其もし毗老し怒る發目、すに納川 に之れら百一ゆ吏すの兵へ
にすもと 时一大ろれ當のて金幼、せかはは胸身し音村 赶をば兵以國るの依却馬ざ
弘、の寺 岁入なべし時也我門も談は如金青厚丈て右脣 り押國を上一も子てつにる

とするや、大納言藤原内麻呂の左近衛大將たるに對抗して、坂上田村麻呂は右近衛大將となり

百三十三節 薬子仲成の亂

百三十三節 藥子仲成の亂

平城の立つや其同母弟神野親王を立て、皇太子とす。是れ其の最も長

兄なりしがためにして、實は平城の志にあらず。此に於てか中頃之を廢せんとす。神野親王之を其側冬嗣に謀る。冬嗣曰く是れ人力を以て回すべからず。恃む所は唯だ天のみ。宜しく皇帝の陵に祈るべき也と。神野、即ち衣冠を整へて庭園に出で、遙かに柏原を望みて之を祈る。平城は桓武の子なりと雖も、其雄圖壯心なく、已に文藻風流の君子にして、其の心また甚だ憐愛の心に富みて、寧ろ物に感動し易かりしかば、皇弟神野王の心を憐みて、其儲位を奪はずして已む。是れ平城にとりては神野親王に對する情義を加へしものなりと雖も、神野親王は其の情義は忘るゝも其一旦、儲位を動さんとせられたるを忘る能はざりき、已にして平城位にある五年、疾を得て位を神野に譲る。之を嵯峨天皇とす。桓武の寵臣藤原種継の女、藥子、平城上皇の宮にあり。平城の尙ほ未だ太子たるや、藥子は早く西海道節度使藤原の郷主に嫁して三男二女を生み、其一女を以て平城の妃とす。藥子、才貌あり、其女の縁によりて平城の宮に入するに及び、媚諛百端、遂に女婿平城と私す。桓武之を知つて藥子を追ふ。已にして平城の位に即くに及びてまた之を容れ、禍福其手に出づ。其兄、仲成また妹の故によりて權勢を平城の

ら併る因迫にし貧くてふ至てて散をに百十を寺
しなもつす加てりま此をる抵禁せ取代姓ニ禁道
む越資てるへ利宅た禁許も當するしりし、月、
ゆ本幾に小子地寺漸き土のるむ四て金
る金年至民をを院くす地期所る方其を豊富
なのをるを資質利幼而を限にはに田貧富の
か一經、財本さをなし奪にして曾離國民

宮中に振ふ。仲成は種織の長子にして右近衛督たり、曾て其妻の娘の色あるを見て、力を以て脅かし之を辱しめたるが如き、兎罠止る所を知らず。平城位を嵯峨に譲るに及びて、同族、園人の權勢を揮ふを見て樂まず、女弟をして皇后たらしめ、自ら執政たらんとして、藥子と交も上皇の復位を懇通す。上皇また新皇嵯峨が舊怨を記して己に心よからざるを見て禪位を悔ゆるの色あり、天皇其意を推して藤原園人をして神璽を奉還せしむ。上皇却けて受けすと雖も、藥子等の志益す銳にして、遂に天皇の左右たる坂上田村麿、藤原冬嗣を奈良造宮使たらしめて、其心を取らんとす。此に於てか、天皇藥子の内侍を已め、仲成を佐渡に流さんとす。上皇大に怒り、近畿紀伊の兵を發して東國に入らんとし、越前介、安倍清繼、權少掾百濟王愛筌等、兵を擧げて之に應す。天皇即ち坂上田村麿を大納言に陞叙して其心を攬り、兵に將として上皇を離たしむ。勇將文室綿麻呂、仲成に懲して執へらる。綿麻呂は久しく田村麿に從ふて北夷と戰ひて功あるもの也。田村麿奏して之を許して共に戰はんと乞ふ。天皇參議を以て之を募つて用を爲さしむ。一人即ち進んで上皇の走路を塞ぐ。已にして仲成、戰死し、藥子事の成らざるを見て薬を呑んで死し、上皇また宮妃躊躇つて剃髪す。此に於てか上皇の子にして皇太子たる高岳親王を廢して僧となし、其弟阿保親王を貶して太宰員外帥となし、皇弟中務卿大伴親王を立てゝ皇太弟とす。

百三十四節 社會の組織變遷して國守の權限る

二十二

西三四節　社會の組織變革して國守の權張る　嵯峨の世を治むる十四年、北夷の叛亂ありしと雖も、桓
武以來の餘類の起りしものにして、文室の綿麻呂、小野の石雄相繼ひで擊つて之を夷らげ、弘
仁四年に至つては、多く王化に浴せしかば初めて蝦夷に口分田を班つに至りぬ。此他、新羅の
賊兵一百十八人、肥前に寇したりと雖も、悉く殲くされ、此前後韓人の投化するもの極めて多
かりき。藤原園人、冬嗣、絳嗣、更る大柄を握りしと雖も、皇親にして藤原氏と婚を通じたる
良岑の安世、及び清原夏野等もまた権機に參したれば、藤原氏の權隆々たりと雖も、前代に倍
六月長岡の宮を
六月長岡の宮を
公卿に榮山の忌
晏子欽、賜綠徐
六月、唐人賜綠、
其年期を六年に
直ちに禁限る
同十トく送迎煩に
諸國ツクニ副司の遷
秋アキするや任官ウシヨウ

守りしかば、政治上の大革變もあらず、之を要するに最も無事なる朝なりしと雖も、社會政制及び思想の上に於ては平和の間に絶大の變革ありし時なりき。初め郡司の職たる大化の變革以降歷四年正月始めて兵術叫閑の儀始む。是より先き受朝の儀として兵術聲を發せし也。蓋し平人より傳來せし乎。四月、陸奥鎮守將軍大伴家持の大將軍により名取より江南十四郡歸して山海にあるを以て化外の如くにして國造を兼ねるものなきにあらざりし

に今ま之を禁じたれば祭政全く分れて二となる。此の如く郡司は國造と相分れたりと雖ども、其世襲の官たるは猶ほ依然たりき。然るに桓武は更らに之を變じて、才能を主として系統を漏せざらしめたりしかば、國司、京官が郡司を左右するの端此に開られ、人民獨立の最後の障壁にして、建國以來の地方制度の骨子は此に破れぬ。此に於てか訴訟紛亂、眞偽百出、一郡にして數人の郡司あり、各々其の祿を爭ふに至りしかば、嵯峨の朝に至り、藤原園人の奏議により、再び古制に歸り、血統を前にして、才能を後にし、嫡々相承けて世襲の職となさしめしかば、訴訟は漸やく鎮れり。然れども之と共に庸才また時を得しかば、政務は一層の澁滯を來たした。而して郡司の詮考、一に國司の命に従はしめしかば直ちに朝廷より官使を發して其政務を檢問するに、國司憚傲之に答へざるに至り、中央の權全く地に落つるの端を開く。

出家、私に權越を定めて閭里に誤りして佛驗を詐を設するを以て之を嚴禁し此の如きものあらば院歳外に放つて寺院に入らしむるを禁す。六月坂上刈田歴其先祖、漢靈帝より出るら云ひて之を改め忘寸の姓を改めて宿禰となさんことを乞ふ。此に於てか朝廷頻りに勅を發して之を禁すと雖も、其實國司郡司の不正のみにはあらず。彼等の驕悍上を憚からざると共に、人民の力、最早や限なき請求に應ずる能はざりしがためのみ。天平年中諸國に令して桑と漆とを植へしむ。大同二年の帳によれば伊勢多氣郡の漆一萬七百七十三根にして、弘仁八年の調査によれば一千三百三十根を存するのみ。また度會郡は一萬三千三十根と記錄せられて、同年に淡海三船死す。

綱城べをし已ひし佐す毛す弟し天合ろ與稀納幸九所萬て發小臣繼す年う中入す八月
より舍むめ、さ伯。人。早て皇のさに綱曾す月也。親貞政、孫、信皇式る天皇
殺也み。て遂て家桓、王親治多也。稀よ太部に平城に
せり。て皇三に、武大佐王をく。繼れ弟卿方り
天此太位大之此の臣伯に皇遊初はての藤原中
る、皇に弟た臣を例寵。今托太行め宇殺藤原中
蘿稀平及之らを争な臣さ今托太行め宇殺藤原中

存するもの、七百七根に過ぎず、以て國郡司の公役に勞して政務の荒みたるを見るべく、桓武より嵯峨に至る其間僅かに四十年にして、租稅は殆ど倍蓰せり。是れより公民の榮名を有するもの、自ら奴隸となりて租稅公役を逃れんとするものを生するに至り、公賤の別蕩然として崩れんとする。人民已に窮し、國司郡司もまた窮す、朝廷もまた窮せざる能はず。况んや桓武以後、社交行樂の進むに從つて皇族貴族の閨門愈よ大に、之に伴ふ費は益す増加したれば大化以來、皇族以下の私田私民を禁するは根本の國体なりしにかゝはらず、桓武の頃よりして此制大に破れ嵯峨の朝、藤原氏は歴世の功ありとなし、周公蕭何に比して一萬五千戸の封を受け、歷代絶さらしめ、之を初めとして諸王、諸臣、妃嬪、貴族の私田私民を受くるもの少からず。また皇室も勅旨田と稱するものを置きて、四方の美田良地を占有せしかば、あわれ世は再び大化革新の前に歸らんとす。然れども親王諸王多くして遂に之を養ふ能はざるより、一方には諸王に臣姓を與へて、同じく朝臣に班せしめ、一方には親王を外官とするの已むを得ざるに至りぬ。嵯峨の弘仁五年、皇子、信、弘、常、明の四人に初めて源性を與へたるか如き、同年清原夏野の奏議により、上總、常陸上に大學頭高棟王に、初めて平姓を與へたるか如き、同年清原夏野の奏議により、上總、常陸上野の三國を親王の封國として太守の號を始めたるが如き、天長三年に、平城の子、阿保親王が臣跡の中より上書して、其の仲平、行平、業平に姓を乞ふて在原姓を得たるか如き、皆な皇室

の給養足らざるより生したる結果に外ならず。甚しきは天長二年、多羅島の襲攻所に於て三百六十九
千束にして、之より得る所は鹿皮一百餘領に過ぎず、得失相償はすと爲して、之を日本領域の
外に擲ちしが如きは、尤も朝廷貧窮の實を示せるものと云ふべし。

の給養足らざるより生したる結果に外ならず。甚しきは天長二年、多羅島が難所の三日、千束にして、之より得る所は鹿皮一百餘領に過ぎず、得失相償はすと爲して、之を日本領域の外に擲ちしが如きは、尤も朝廷貧窮の實を示せるものと云ふべし。

の給養足らざるより生したる結果に外ならず。甚しきに天長二年、多精島の難船三百六十九艘に於て、之より得る所は鹿皮一百餘頭に過ぎず、得失相償はすと爲して、之を日本領域の千束にして、之より得る所は鹿皮一百餘頭に過ぎず、得失相償はすと爲して、之を日本領域の外に擲ちしが如きは、尤も朝廷貧窮の實を示せるものと云ふべし。

〔百三十六節 蒙族地方に去り新族、地方より入る〕

此に於てか朝廷、法令を發して百方、人民の生産を進めんとする。綿は桓武の延暦十八年、印度の船の三河に漂着せるによりて初めて傳られ、桑と漆との種育は厳しく獎勵せられ、大麥小麥の利は數は説明せられたり、蕷麥、稷、大小豆、胡麻の功用は數は傳達せられたり。良峯の安世は唐制に摸して、初めて水車を工夫して天下に示めし、人民之を作るの資力なくんば、官之を給すへしと令し、大和宇陀郡の民が唐風を傳へて、木架に稻を乾燥するの風は、令を以て天下に勸誘せられたり。然れども人民の恐なる大麥小麥の貯蓄に適するを知らず、生穀のまゝ之を賣るものあるより、嚴に令を下して之を禁ずるの已むを得ざるに至りき。當時の物質的進歩は之を聖武の世に比すれば、絶大の進歩なりしと雖も、皇室王臣の生活の進歩は更に絶大にして、民の資力は之と伴ふへくもあらざりき。此の如くして人民と皇室と共に窮乏して、獨り財富あるは中央の豪族と地方の國司のみなりき。故に王臣は競ふて富裕なる外官たらんと欲し、地方の豪族は更に中央の豪族に結びて、政權を獲んとせしかば、社會に於ける遠心求心の二大動力相効らきて、政權の分配に一大變動を生せんと

卷之三

新修木草を用
し、蘇我、大伴、佐伯の諸氏は漸々地方の外官に轉したりて藤原氏、平氏、源氏、橘氏、在原氏、清原氏、阿部氏、坂上氏漸々之に代りしも、天下遂に源平藤橘四氏のを數へて、他の豪族はまた、車輪の外で逸る者有。

し、蘇我、大伴、佐伯の諸氏は漸々地方の外官に轉し去りて藤原氏、平氏、源氏、橘氏、在原氏、清原氏、阿部氏、坂上氏漸々之に代りしも、天下遂に源平藤橘四氏のを數へて、他の豪族はまたく車輪の外に逸し去りぬ。

疑あり、中ごろ鑑真の齋らせる四教儀、維摩經疏等を見て覺悟する所あり、比叡山を開き、延暦寺を建て、天台宗を説く。此方に方つて、已に華嚴、法相、律宗、三論、俱舍、成實の六宗あり此に至つて七宗となる。已にして延暦二十一年、勅を奉じて入唐し、天台宗の奥義を探り、二十三年再び入唐して天台山國法寺に入り、諸高僧を歴問し、二十四年歸つて獲る所の經論疏記二百三十餘部、五百卷、法華經等を献す。桓武之を嘉みして十大寺中の七寺、東大、法隆、天興、西大、藥師、真言、大安の七寺をして其經論を寫さしめ、最澄を宮中に引きて灌頂を行ふ。之より天台宗勃然として盛也。最澄と同年に空海もまた入唐し最澄に後るゝ一年にして歸る。空海は讃岐多度津の人、姓は佐伯、少にして大學に入り儒學を以て淺狹となして佛門に入り、早く才名あり。中ころ諸經を疑つて迷ふ所あり、遂に入唐して長安青龍寺の慧果に遇ふて征東將軍上書して蝦夷を攻むるの不可を陳して屯田兵を解きて屯田せんことを乞ふ。許さず。七月伊勢美濃越前の三昧を廢す。是れ喰を頼んで防禦を怠りて人民に不便あるゝ故也。不九月紀古佐美、返して將軍を已

にて最澄は所謂る傳教大師也。一人等しく佛法の中興と雖も、最澄は早く佛法革新の道を開きて空海之に乗したるもの也。空海は諸宗を論破搔伏して敵視すと雖も、最澄は諸派を容認して、華嚴、律宗、成實、俱舍の四宗、名あつて實なきか如くなるを見て、教法普及の本旨にあらすとなし、奏して四宗のため年々僧を度せり。牛生口に叱罵なく手、笞罰せず、自ら之を以て徒弟に教ゆ。最澄の機鋒空海に及はずと雖も、空海もまた宏量雅懷に於ては最澄に及はざるものあり。一人獨り佛法を中興せるのみならず、また佛法の教義に一大進歩を加へたり。嵯峨の皇后橘嘉智子、絶代の美人を以てして、其崩するや遺詔して己の屍を西郊に捨てしめ、色慾に耽るものをして、己の肉躰の腐爛を見て悟る所あらしめんとして、林葬の端を開きしかを見るべき也。

百三十六節 平安時代の文藝 已に真言天台の一宗を泡瀬するほどの識力ある、日本國民は其文學の製作に於てもまた至大なる進歩ありて、桓武の世には藤原纏繩、菅野道眞が纂集せる續日本紀四十卷成れり。平城の世には空海は唐より歸りて假名文字を制定せり。諸王及び五位以上の子孫は十歳にして大學に入るの制となれり。出雲の廣貞は大同聚策一百卷を作つて古今の醫方を集めたり。嵯峨の朝には藤原園人等姓氏錄を作つて古今の姓氏の源流脈絡を明にせり。橘の逸勢、空海の能筆は天下を驚し、藤原冬嗣は弘仁格式を撰したり。清原夏野は令の義解を著したり。

北濟征七に國鍛せしに平のてましてを諸五も録る。甲て臣く勞み久しう兵役天下の士人玉席に改に申んむよ十あ田たて租以國月之成俊大ため下三り、つ四りに上王臣資民不より坂哲使しし千た來て年、代田臣國もに毛り上、多使弟弟も。新か也班改國なる取司、班の先式詔。田め籍天もつ等而ち田き

冬嗣勸學院を建て、藤原氏の少年を教育すれば、橘氏は學館院を立て、之に對し、源氏、在原氏、また淳和獎學の兩院を立て、之に對し、滋野貞主は諸儒と古書を纂集して秘府略一千卷を作り、菅原清公は文選及び後漢書を講じ、大學には春秋、公羊、穀梁を立てられ、大學生は時々紫宸殿に會して經史を討論せしめられ、滋野貞主は經國集二十卷を作つて、慶雲以來の作者を叙するこ一百七八人及び、十七歳の内親王有智子、能く漢詩を作るに至りぬ。入店して留學せる者の勳功は他の使臣に劣らざる事讃認せられて、藤原清河、阿部仲滿、石川道益、紀馬主、甘南備言影、紀三演、掃守明、田口年富等、店に客死せる留学生に位記を追賜するの制なり、（仁明の三年）文宣王の釋典は非常に尊重せられて、仁明は自ら紫宸殿に出て、釋典に臨みて簡書を講するに至り、小野の篁も此時に山で、仁明の九年には藤原継嗣等日本後紀四十卷を撰しぬ。實に是れ文教鬱然として起るの時なりき。而かも此文學も宗教も李店の刺繡を蒙るもの少なからざる也。

四月延喜十一年五月唐女李自然に從五位下を授く大奈日淨足唐に入りて嫁る所也。四月漢音に習ふ者にあらされば新たに僧となるを禁す。九月見任大臣は皇族三世以下を嫁るを許す勝原氏は累代攝政なるが故に二世以下を嫁るを許るす。三月僧都等を豐前國八幡筑前宗像肥前阿蘇三神社に遣し一禮経して三神のために七人の僧を度す。七月東西の市を新京に移し且つ市人をも遷す。八月右大臣是太子傳中衛大將藤原綱織首野道眞秋篠安人等續日本紀を奉る。八月天皇平安の城に移る。山背を改めて山城國となす。十二月士民晒糞牛を殺るして鞍及び胡糞を作らを禁す。四月諸國定額寺の資財は國司と三綱と相越との共同處分に任す三綱は檀越と衆僧諸國司の撰任により寺家破壞せば衆僧檀越を罪に行はしむ。五月新錢を鑄て隆平永寶と云ふ。十一月渤海使呂定林等六十八人出羽の夷地に漂着す。十二月叢謙以上白玉帶を着くるを許す。延喜十五年正月越後守坂上大宿福田村磨を陸奥出羽按察使となして陸奥守を兼ねしむ。三月北辰を祭るを禁す。延喜十六年二月諸尼法華寺に入るを禁す。延喜十七年二月縦目木紀の殘跡を率る。二月貧民米納せずして金納するものあり自今之を禁す但し貧民のため四分の一は金にて納むるを許す。七月親王王臣の庄に安住する浮浪より調庸を課せしむ。八月坂上田村尉征夷大將軍となす。十七年四月産業を治むるものが住處するを得ざらしめまた新に度するものは年三十歳以上に限らしむ有司と僧禪と相合して十條を試み五以上通過するものを用へよと令す。過するものを取り更に審議を加へて八以上通過するものを用へよと令す。二月三位神王政を執る。從妻ニ爾者制を越ゆ因つて法を以て其分限を定む、十五大寺は大小僧都は從僧一人、沙彌一人、童子二人。四月僧尼騎着制を越ゆ因つて法を以て其分限を定む、十五大寺は大小僧都は從僧四人、沙彌三人、童子六人を從ひ律師は從僧三人、沙彌二人童子六人を從ひ。九月四人威儀師は從僧一人、沙彌一人、童子二人。九月京畿錢少なくして國外却つて多し因つて錢小貯ふるを禁す若し貯ふるものあらば之を五分して没官して一部を告者に與ふ。延喜十九年正月朝賀を受くるに四拜を減じて二拜となし且つ拍手せしめす渤海の使あるを以て也。十二月先きに國造をして郡領を無れざらしめ、また郡司をして神主をかれざらしむ。大隅國摩兩國の百姓の駿田を收めて口分せしむ。大學小允管原浦公大學生に討策を試む其題は天地の始終也空言讐々風を爲す。五月六年中下の核科を定む。九年宮士山櫻發し三月十四日より四月十八日こ至る。

延暦二十一年、田村麿駿、甲、相、武、上下總、常、信、野の浪人四千人を發して陸奥膽澤城に鎮す。越後より米一萬六百石、佐渡より鹽一百二十解を集め出羽雄勝城に集めしむ。三輪法相争ふ因つて此月勅して正月は最勝王經、十月は維摩經の二會を設け六宗相共に業を廣めしむ。

四月東夷、大倭公、阿良利、爲盤具母公禮等五百餘人を率へて田村麿に降る。

八月北庭來る、田村麿之を許さんと乞ふ公卿之を聞りずして、河内の権山に斬る。

八月中院の櫻崩れて牛を殺ろす。天皇嘆して曰く朕それ免れさる乎。天皇の生年丑なれば也、是より遂に不豫。

延暦二十五年、正月諸宗を調和せんため年々度僧の數を等くして各宗二人ならしむ但し法相のみは三人とする。

大同元年初めて六道觀察使を置き、參議藤原葛野麿を東海道に、參議皇太子傳藤原園人を南海道に、參議秋篠安人を北陸道に、吉備泉を山陰道に觀察使たらしむ。

十月采女は從前四十歳以下十三歳を定めます、然れども少女の心變し易きを以て自今三十以上四十以下を定む。

夜祭に琴歌を用ゆるを禁す。

參議が隨して觀察使とす。

近衛府を左近衛となし中衛府を右近衛とし征夷大將軍坂上田村麿を右近衛大將とす。

九月左右の大舎人の數を定めて各々八百人とす之より先き改めて其半に減したるを復舊したる也。

巫祝の妖首を禁す。

十月三位以上は淡紫の服を着けしむ。

中務卿伊豫親王、藤原宗成已に反逆を勧むるを告ぐ。宗成を執へて之を鞠すれば、却つて參議王に出るを云ふ。兵を遣はして親王を執へ、川原寺に幽す、母夫人之に従ふ、食ふことを得ずして倒る。

百姓を貢するを止む。

往還の百姓、飢渴して道に倒るものあり、また疾疫流行して死者あり道路、其屍を見て收めず死肉、途上に累々たり令を下して之を收めしむ。

告備泉州南海道觀察使たり、藤原園人山陽道觀察使たり、小野守成北陸道觀察使たり、菅野眞道東海道觀察使たり、藤原仲成山陰道觀察使たり、多の入鹿山陽道觀察使たり、後、紀の廣瀬を畿内觀察使とす。

四年八月觀察使十六箇條を上つて、從來國郡司に責むる所、酷に失して、而して有名無實なるを論じ、其刑罰を寛にせんことを乞ふ。之を許る。

大同五年三月、初めて藏人を餃け、巨勢野足藤原冬嗣を以て之に充つ。

大同五年三月、渤海使、高麗客、越前に着す之を越中に安置し史生をして渤海語を學ばしむ。

四月初め彈正臺を置く。

六月太上天皇、勅して觀察使を廢して、參議の事職に復せしむ、而して參議猶は國守を兼ねしむ。

弘仁二年一月内堅を改めて舎人の高名に復せしむ。

弘仁三年九月神泉苑に宴す娛樂あり。

此時神怪の多音し令を下して神託を極し實ならずんは科決せしむ。

僧尼多く有司に罰せらる、沙門忠秀の抗奏により、教律による外有司勘採するを得ざらしむ。

弘仁四年正月伊勢一志郡、尾張愛知郡常陸倍太郡、伊馬卷久郡に令し郡司の子孫年十六以上二十以下貌あるものを采女として貢せしむ。

五月文室綿慶を征夷大將軍とす。

六月奴隸を用使するもの其疾病にかゝるや道筋に遺棄して頑みざるの風あり、嚴罰を以て之を禁す。

五月國司の交代するや官舎正倉に損傷あるも前國司を新國司に貢征を譲つて修繕せず。因つて新舊共に同しく其役を負擔して修繕せしむ。

第十四章 藤原氏專制時代(上)

神武至五百八十年に至る

- 第一百三十九節 政制漸やく變じて藏人、檢非違使を生す 第百四十節 男女命名の風一變す 第百四十一節 生活風俗の變 第百四十二節 社會亂離の勢疊々として成る 第百四十三節 小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る 第百四十四節 偽善虛禮の風、朝廷に盛也
第一百四十五節 盜賊蜂起して外敵來らんとす 第百四十六節 藤原基經陽成帝を廢す 第百四十七節 陸奥の蝦夷また動亂す 第百四十八節 宇多天皇、自ら基經に謝す 第百四十九節 宇多の賢明
第一百五十節 菅原の道真 第百五一節 道真斥けらる 第百五十二節 藤原の時平制度の紊亂を匡さんとす 第百五十三節 時平の人物及び政策

【百三十九節 政制漸やく變す】
藏人、檢非違使を生す 梶武より平城、嵯峨を経て淳和に至る五十年間、社會の大變革は此の如くなりき。此時に當つて、朝廷の制度また漸やく變更せんとし、嵯峨の元年初めて藏人所を設け、藏人頭等をして殿上に侍して権機の文書を司らしめ、少納言侍從等

*仁明天皇名は正
眞、嵯峨の第二
子にして、母は正
橋の清友の女、

の官悉く之に隸せしめしが、後年に至り藏人が公卿に代つて其議論を上奏するに至りて、其權非常に増加し、之と共に詔勅の外に、繪旨なるものを生じ、宮中府中また漸やく相混亂せんとするの端を開らく。而して最初に藏人の頭たりしものは藤原の冬嗣と互勢のあしなりき。此時に方つて藤原氏は猶ほ權臣にして狡童にはあらず。徃々にして帝者と争ふたりき。嵯峨の弘仁十四年、大嘗會を行はんとするや冬嗣、諸嗣連署して之を爭ふて曰く、聖々相續き、大嘗頻り也、天下騒動して人民多く弊ると。天皇、神事なるか故に已むべからずと云ふや、其費を節せんかため、諸嗣自から請ふて其事を検核するに至る、藤原氏は決して狡童のみにあらざりし也。已にして藤原園人、嵯峨の朝に死し、淳和、嵯峨に代るに至つて藤原冬嗣また左大臣を以て死し、藤原氏の才人、漸やく零落せしかば、皇族にして藤原氏の出たる良峯の安世、漸やく力を得て宣旨を奉するに至りしが、安世死して後、また小倉王の子にして臣姓を得たる清原夏野宣旨を奉するに至れり。之より淳和の晩年に及ひては、豪族諸臣、徃々法を守らず、京師諸國また不逞の徒を生ずるに至りしかば、初めて檢非違使を設け、六十三人の看督を附して非違を檢正するに至れり。此く社會亂離の兆已に歷々として見へしが、檢非違使の驅使に應するものは多くは隼人なりき。以て朝臣の武事を卑しむの風を見るべき也。已にして淳和の姪にして嵯峨の子なる仁明に至りて、奢侈、驕靡、後宮の費の爲めに人民を收斂せしかば、亂離の機ます。

卷之三

すもの酒皇天子王皇るをさる流くを十嘉
の歴會群長さをのや辭二やあ受年智子
之史ありふを年立子、した表り天け
をに見恒利か・上譁文位和天長
創ゆ園園して天皇貞太れ神藻にの天長
さる基基て天太親上さ謳こあ風つ神長

相撲は武力を勁
もるの功ありと
して越前、筑賀、
能登、下野、佐渡、上
武藏、上総、下総
安房をして、
ある者かどり
て貰せしむ。
七月傳燈大法師

百三十九節 男女命名の風一變す

仁明は國初以來一千九百年、初めて道義的の意義ある名を有せる

君主なりき。之より先き、人名は多くは物に縁み、時に因み、所に因むこと多かりき。仁徳の大鷦鷯と名られしは鳥に因みしもの也。安康の穴穂と名けられしは穴穂の地に因みし也。仁賢の大脚と名けられしはまた人身に因む所ありしなるべし。其他、人臣の名もまた此の如くなりき。蘇我の蝦夷の如き平群の鰐の如き、蘇我のあかを（赤魚）の如き押坂の毛屎の如き、巨勢の屎子の如き、阿曇のほうたる（熒虫）の如き佐伯の伊太智（勛鼠）の如き、大伴の鯨の如き、河原の堅魚の如き、凡の黒鯛の如き人名、多くは物名に因むの風なりき。然るに漢文の廣布せらるるに及びて、我國民の思想に一大刺激を與へて、實物以上の道義的生活を求めしむると共に、男女名を命ずるの風を一變し、元明元正の朝にありては貴族社會は已に人名に一大變革を生じぬ、藤原の冬嗣の名は其祖鎌足の名に比して如何に意義あるものぞ。我明の阿彌陀（元正の時）衣縫の孔子、（文武の朝）文の釋迦（文武の朝）大宅の朝臣君子（聖武の朝）縣の犬養の老子（光仁の朝）長谷部の文選（孝謙の朝）と云ふか如き、如何に笑ふべく、併かも屎と云ひ、卿このじょと云ひ、鰐魚と云ふに比して如何に道義的なるぞ。國民の間に此かる思想の變革ある間にも、皇室のみは依然として其舊様を維持したりしに、變革の勢は、仁明をして正貞の名を得せしめし

かば、之より天皇の名もまた等しく道義的のものとなり所謂る名乗なるもの生じぬ。此等名字の變革の如き、小事なるか如しそ雖も、其實、貴族社會の文藻風流か、如何に進歩したるかを示めすに足る一大徵候也。

百四十節 生活風俗の歴史

去れば最初の名乗的名字を稱せる仁明帝は最も文藻風流に富みたる天皇

なりき。期節に會して文臣を集め、題を設けて詩文を募るの風は愈よ昌^{ムカシ}。舞樂を見、妓女を聴するの風益す長し、宮中の園甚の如きも此頃より見へ、天皇の大上皇と太上皇后に朝するや、雅樂客、樂を奏して之を饗せしに、公卿、醉興、感に堪へず起つて宮中に舞ふに至りぬ。宮中の行樂此の如くなれば、其器翫もまた精巧を極め、嵯峨上皇より天皇に贈りたる机には、沈香を以つて机上に山を作り、純金を以て鶴を作りて其上に立たしめ、鶴の啄に花を含ましめたるなりき。また淳和上皇の崩するや之を葬るに五百匹の絹、百端の紬布、千瑞の調布、二千端の商布、五百貫の錢、八十挺の鍔、百石の白米、百石の黒米を用ひ人夫を用ゆる一千五百人に及べり。其の生活の進歩此の如くなると共に、後宮の寵を争ふもの多く、奢侈の風は益之か爲めに刺激せられ、天下の貴族、豪族また此風を習ひしかば、令を下して器翫、車輪に金裝箔泥を用ゆるを禁じ、士民の緋色の服を用ゆるを禁じ、女子の夏に表紗を着け、冬に中裙を着くらを禁じ、一袋の外重ぬるを得さらしめんとしたりしも、遂に其効なかりき。仁明の承和五年八十

二歳を以て死せる池田の春野が、大嘗會に供奉せる朝官の長袴を地に曳くを見て、其の古制にあらざるを笑ふや、朝官皆な之を信せず。春野に古制の如何を問ふ。春野、袴高く袴襠を見はしたる己の服を示めして、古制此の如しと云ふを聞きて百官、却つて古制の唐制に同しきに驚きたりき。以て風俗の變、激甚にして長袖長袴、唐に摸して却つて唐より甚しきに至れるを見るべき也。

百四十一節　社會亂離の勢を々々として成る

民窮迫の結果は朝廷の欠乏となり、諸王の姓を給ふて人臣となるもの愈よ多く、仁明天皇自ら其費を減して諸國の税を免すると共に、百官また五位以下の祿の四分の一を減する（後ち之を復す）の已もを得ざるに至りき。然れども時已に後れたれば、諸國盜多くして制すべからず、群集徘徊、京師奈良に侵入するに至り、南海の賊最も甚しく、其の傍近を侵略されども朝廷之を禁する能はざりき。當時、相模大住郡の大領壬生の廣主、窮民に代つて私稻一萬六千束を納めしと云ふを見て、如何に人民の征賦に勞れしかを見るべく、而して此の仁政によりて大住郡の民、増すこと五千三百五十人ありしと云ふを見て、人民の仁政を追つて轉したる跡を見るべし。大勢此の如し、一夫難を稱ふれば、天下響の如くに應せんとする土崩瓦解の勢ありし也。然れども大臣等猶ほ馬を指して鹿となし、太平を頌して慶雲の年號を立てんとす。仁明謙して

之を受けざるや十五年に至りまた靈龜の瑞を奉る。讀書は剛毅ならざる仁明をして賢君の風あらしめぬ。曰く天下の平なること唯だ瑞也。何そ波臣の耀彩を用ひんと。然れども群臣重ねて請ふて已まざるより、遂に改元して嘉祥元年となしゝが、嘉祥の年號の下には山陰、山陽、南海の盜賊跋扈し、火を放ち人を掠めて已まず、而かも有司之を禁する能はず、僅かに京中に執られたる盜賊も佛教慈悲の教に迷ふたる仁明のために一時に放還せられぬ。是より土崩瓦解の勢、蕩々として進む。

百四十二節 小瀬敗北、藤原氏遂に大權を握る

恐れ、使を残して遣唐使を抑留すべからざることを認す。七月七曜曆を用ひ。十二月遣新羅使、紀の三津、文云ふ、言好使を遣め、恐れて命を惜めり、現はる。四年二月近江の人、永野忌寸江の友。賀古麿等に石の漢獻帝の後も、本居の姓を與ふ。百四十二節 小瀬敗北、藤原氏遂に大極を握る。己にして仁明病あり、剃髪して入道し、三十一歳を以て崩するや、皇太子立つ。之を文徳とす。母は藤原冬嗣の女にして、后は藤原良房の女也。當時嵯峨上皇の皇后、橘氏の一時政權を揮ふたるの故を以て、橘氏の官位にあるも少からず。また王子皇孫、代々相下りて臣姓を得るもの少からず。在原、菅野、清原、高階、小野、上毛野、安陪、紀、ト部、源、石川の諸族また橘氏と共に袂を聯ねて朝堂に周旋すと雖も、多くは庸才にして、藤原氏に敵するものは皆な誅戮せられて漸々に盡きぬ。九年嵯峨皇太后の崩せんとするや人心の動搖に乘じ、大伴の建岑、大伴の氏永、橘の逸勢等、相謀りて太子を奉じて東國に入り、兵を擧げて廢立を計らんとし、大納言藤原の愛發、中納言藤原の吉野、參議文室の秋津等之に黨す。己にして平城の子にして仲成の亂に座して廢黜せられたる阿

遣敵ば詔を下して
遣唐使の歸るの
唐を日誦まで浮龍王經
ある妨は冥々の中之覆遣
くるものも之て信ト
る岸の禁ト、京中に
るを許遙には元水
る愁卑之を月、
す植水來り田五也。あを
も稻定内九。八ノ地月
東ノ子、大交を縮
代一易密へ毛法府管
しにを

六年一月伊勢桑名郡多度の太神宮を天台宗の一院とする。三月追唐使に從ふもの知悉般事伴利有、刀波雄安道、留學生佐伯貞歴、天文留

にありて政を聽きしも、猶ほ左大臣に止りしに、良房其次子を以て太政大臣となり、天安二年更らに攝政となり。已にして文徳崩じ、其子清和立つや、更らに聞白となり、大權遂に藤原氏に歸す。

百四十三節 偽善謙退の風朝廷に盛也

清和は文徳の第四子なりと雖も其母、藤原良房の女たるの故を

以て長兄を超へて立つを得たりき。良房已に自ら清和を立て、而して數ば上書して其官を辭せんことを乞ふ。文嗣美麗、謙讓して己まず、天皇優詔して之を止むるや更らに謙退を乞ふ。其文を讀めば其意哀しむべきが如し、然れども何人か藤原氏の統領をして其の官を止めしむるを斷するものあらんや。幼稚なる天皇の左右は良房の奴隸を以て充たれたり。謙退の文を草するものも、優詔して之を止むるの文を草するものも、等しく藤原氏に附附するもの也。此の如くして良房は愈よ謙退の名を得て、愈よ朝廷をして之に依頼せざるへからさらしめ、偽善謙退の風、靡然として習を爲し、大官を得れば再三上奏し、百千言を聯ねて之を辭せざるへからざるの風尙を生ず。良房は最初の太政大臣にして、最初に天子を辯髦とせるものにして、また矯飾、偽善の風を盛にしたる最初の政治家なりき。此の矯飾偽善家の下に於て、南海の賊は曾つて鎮壓せられす。天下の百姓愈よ生活に苦しみ、左京の中、大中臣、中臣氏にして絶戸無身となるもの一百三十七戸の多きに達し、尋常の絶戸七百十三個に達し、右京の絶戸、一百七十九戸に

保親王之を密告せしかば、黨與悉く捕られ、逸勢は本姓を奪つて非人の姓を與ひて、伊豆に流され、健岑は隱岐に流され、其他黜罰せらるゝもの六十二人。而して太子は問はれざりき。然るに一日、太子天皇に隨ふて冷泉院に納涼せしに、人あり書を天皇に投ず。書中、太子もまた懸謀に黨せしを告ぐ。此に於てか、また太子を廢す。太子は淳和の子、初め權臣懸謀の孤柱たらんことを恐れ、太子たるを辭せんとして得す。此に至つて遂に孤柱となる。而して橘氏等及び之に與せる小黨愈よ滅除せられて、藤原氏の宗族愈よ昌へぬ。已にして天安元年、讚城守弘宗王、日向守嗣峯王、共に人民の彈奏する所となりて、其職を失して禁錮せられたり。皇族の親を以つて、此の如き地位に立ちしを見て、皇族の威力、漸やく地に落ちんとしたるを見るべし。然かれども其の地方に出でゝ國守たるものは猶ほ可なり。阿保親王の子、在原業平の如きは、京にありて其美貌を頼みて色を漁するを事とし、仁明の後宮を亂して猶ほ飽かず、清和の後宮を亂し、王臣の身を以て他日皇后となるべき藤原の高子を負ふて田野に奔りしが如き、淫奔、無賴、唯だ戀と和歌とに耽り、一世の人また之を目して陰陽の神に比して、甚しく之を尤めざりき。去れば王親臣姓を得て、藤原氏と朝堂に併馳すと雖も、遂に一指の制肘を藤原氏に加ふる能はず、之をして益す跋扈せしめ、天安元年皇后の父藤原良房をして破格を以て生前太政大臣たらしむ。是れ實に道鏡以後に未だ曾て例なき事也。仁明の朝には冬嗣、朝せずして家

さ戰ふて得る所
の兵器を上る我
兵器に以す。

三百三十二

達しぬ。それ京師は民の庸役軽きか故に、地方士民の悦んで集まらんとする所なるに、其戸口の減少此の如し。是れ、戸口の輕少にあらずして、其實、公民の減少せるものにして、課役を逃るゝ民を多くしたる也。故に一方に於ては天下の國司、競ふて其の戸口の増加を云ふも、就て之を検すれば、多くは不課戸にして公民にあらず。徒らに奴隸を増加するのみ。以て士民誅求に苦しみ、課稅を免れんとして、千百群を爲し、東西に遑々として寧日なかりし光景を想像するに足る。之に加ふるに水旱を以てし、之に加ふるに飢餓を以てす。貞觀八年には一石二十六文の白米、勝りて四十文となり（官價）十文の黒米三十文となりしが、九年に至りては暴騰して一石の價新錢一千四百文に至る。此に於てか京師の常平倉を開らき一石八十文を以て賣る。然かも京師錢なくして地方に在り、此に於てか、令を下して天下の現錢悉く之を官に納めしめ、米穀物品を以て之に償ひ、以て天下の錢を中央に集めんとし、酷罰を以て之を促かせしも其効なかりき。

此の如くに痛苦せる人民を見、幼主を擔たる政治家は何事を爲したる乎。唯一の政策は増税にして、一段一束一把を出せる口分田より三束の租を取り其報酬として京戸は徭役を免じ、士民は二十日の徭を減じたるのみ。（此法遂に行はれず）是れ救治にあらず、痛苦を一層深くせらるのみ、天下固より安寧なるへきの理あらず。南海の賊、益す

跋扈して京師の賊愈よ強梁し、遂には傲然宮中にに入るものあるに至る。而して所在國司の力、之を壓鎮する能はさるに至りしかば、每郷結保、護郷兵を作つて之に當らしめぬ。而して陸奥の蝦夷も反し、下總の浮因も反し、佐渡の荒狄も反し、大宰少貳藤原の元利麿、新羅と通じて反せんとし、新羅の賊船博多に來たり縦横豊前の貢物を奪つて去り、新羅、兵を調へて日本を攻めんとするの風説は傳られぬ。此時に方つて朝廷は安然として爲す所なく、全國二百六十七社の神に位を與へ、或は之を進めて、以て治平を計らんとせり。此時人民は迷信すらく、年々の水旱疾疫、兵亂、盜賊、痛苦は、崇道天皇、藤原夫人、橘の逸勢、文室の宮田麿等の怨魂、崇を爲すなりと。此に於てか秋夏、田野に謳歌して宴飲し、生靈會なるものを初むるや、藤原の良房、また朝廷にも御靈會を起して、人民の迷信に同化し、自家また一六時中珠數を弄して、佛に依す。良房は藤原氏中、無學無術、最も拙劣なる政治家の一人なりき。

に皇位丘十に爲從歴十免はたな併一し過る頗めあて食るさ日さ首云十年碑遊下の四流に者叛二れ糧んしせ千、散、るすり、ふ、な、分役、三月を渡を東年さ墨闇を月たをと、て人請す此往道產業城日私糧相陸奥國を止の時ふに從月、伊雄、宮豆の其田役兵に入へに多ひ勞治にしなを代番十、歌國

氏つ過容しめ后皇三十天ちむを天皇嘉た勅ふ獻大家のを十て多商嘉祥承を夷總廻に十が枚也。五
くき、絶なてさ以碑稱林すす嵯峨太上。其弟右大臣は地腋にを風き初皇上。后月一。后崩。其
姓は手腋也。天正月天。嘉祥三年。天皇直ちに放。囚人を放す。道す。即し僧三。

同一なりし也。大伴善男、右大臣藤原良相に告げて曰く是れ左大臣源信の爲す所也と。朝廷方に源信を罪せんとす。備中の權丈生、大宅の鷹取、參議藤原の基經に告ぐ曰く、是れ實は大納言大伴の善男、佐衛門佐大伴の中庸等の爲す所也と。朝廷、再密して善男、中庸を流璽す。黨與罪せらるゝもの多くは紀氏大伴氏の一族なりき。此の如くして諸族の中藤原氏に匹敵すべきもの益すまた凋落して、藤原氏の根基愈よ固まりぬ。而して清和に繼げる陽成、少年にして事を解せざるを以て藤原基經右大臣近衛大將を以て攝政たるに及びて、藤原氏の權殆んど皇室の上にあり、天皇全く辨髦となる。陽成は清和の第一子にして、其母は右大臣藤原基經の妹高子也。基經は貞房の猶子にして、貞房老衰の後は代つて事を見たるもの也。此時清和僅かに九歳、基經一代の才人を以て藤原氏の權威によりて九歳の少帝を見る。而かも少帝は自家の姪也。如何にしても尊敬の意ある能はず。故に其名は攝政にして、其實は一門の子弟を見るか如き感なき能はざる也。而して不幸にして此少帝は臣民の尊敬を來たし得べきものにあらず。少小已に狂疾を得て、常に蛙を集めて蛇を驅つて呑ましめ、猿犬を放つて蛇はしめ、無辜の民を殺して快となし、狂虐度なし、朝野皆な此の狂帝を如何せんと思ふの心あり。殊に帝の母二條の后は未だ入内せざるや業平と通じ、已に入内したる後も醜聲已ます、太后となりし後東光寺の僧善祐と通じて廢せられ時人によりて皇室を指彈す。基經即ち斷じて陽成を廢せんとして參内す

れば方さに無事の民を樹梢に上りしめ、下より之を殺して快となすの時なりき。基經、伴り奏して曰く皇居寂寥、聖意を慰むるに足らず請ふ陛下を奉じて競馬を見んと。陽成喜んで出るや、基經駄を賜成院に止めて此に幽す。天皇時に十七歳。廢黜の言をききて、悲しみて泣く。

公氏官て漢弟院を橋氏と力を爲め併せ
文の製被を作幅縫山に比
門慈夢をしして後沙門
こさ多し、時寶幡綱
山に入つて、五台に贈ら
山に門四月も。時寶幡綱
仁義四月改元して仁
三郎大仁義三月六月、
其子す率帥葛原親王
子にして平氏より出
蝦夷衡四年改元して齊
相二年正月、
庭十月、新成殿の
に於て天を祭る也。名あ
るものを上秩、諸藤は諸
す文成右衛門二年、
死京太夫年、
に名を署す。帝自ら祝祓の
に名を署す。

此時に方つてや陸奥の諸夷大半已に王化に沿して、日本人種の爲めに征服せられたりと雖も、内外の交通、猶ほ翻譯を要し、且つ所謂る夷狄、内に入るの姿となり、往々に叛亂して、却つて憂を爲すに至りしが、清和の末年より秋田河北一帶の夷俘、叛亂して已らず、官軍力薄くして之を鎮壓するに足らざりき。初め桓武の時、征夷の命を起すや一萬三千六百人を以て一軍となし、之を分つて三軍となし、之に附するに輜重八百人、擔夫二千人を以てするの制を立てしが、暫時の太平と、夷狄の文化とは、漸々此の制度を崩壊せしめ、今は上野、下野、二國の軍を出羽に出す一千六百人にして、輜重擔夫二千餘人を要するに至り。軍隊退々として進まず。加ふるに士卒多く戦に習はず、鼓聲を聞きて先づ走るものあり。人民また國守の政を便とせず、走つて陸奥に入るものあり。之がため夷狄の勢猖獗して制すべからず。陸奥の押領使藤原梶長の如きは、未だ戦はざるに間道を求めて走るに至れり。若し夷狄の騒亂にして猶ほ人種的嫉惡の分子を有せしめば、容易に制服すべからざりしならんに、王化に浴するの夷狄ありて、朝廷のため戰つて同族を破りしがため、大事に至らすして其降服を

一四三十六

見て、如何に朝廷武力の微弱なりしかを見るべき也。况んや南海の賊未だ夷かず、新羅侵畔の
說頻りに傳らる。基經が狂疾ならぬ天皇を得んと欲したるもの、偶然ならざるを見るべし。

百四十七節 宇多天皇自ら基經に謝す
陽成已に廢せらる。近親大臣、相會して、皇親に就きて天皇の
候補を定めんとす。源の融、自ら薦めて曰く、若し、皇親より求むと云はレ融の如きもまた其

一人也と。基經曰く足下皇親と云ふと雖も、一旦姓を得て人臣たるものより天皇を出せし例ありやと。遂に融を排して、仁明の第三子、時康親王を立つ、之を光孝天皇とす。光孝已に基經の力によりて立つ、勢、基經の喜嫌を以て心とせざるへからず。此に於てか詔を發して奏すべき事、下すべき事、必らず先づ大臣に諮詢すべく、朕將に垂拱して成を仰かんと云ふ。天皇は明に自ら辨髦となりし也。是より舉朝滔々の名族、皇親、燕雀の蕃屬に靡くが如し。源の融、皇族を以て一代の大官たりしと雖も、優遊、和歌を樂しみて、河原の左大臣の雅名あるのみ。本康親王、兵部卿として兵權を掌ると雖も、虛名あるのみ。共に迂闊にして基經の膽大心小なるに抗する能はず。基經は、朝野に蟠る大族の長たるか故に、專權なるのみならず、瀬朝の大臣、其人物に於ても、碌々として基經に匹敵するに足るものなかりし也。已にして光孝病を以て崩せんとするや、基經また一旦源姓を得て臣下となりし定省親王を擁立せんとする。親王は光孝

の子也。光孝感泣して其恩を謝す。定省親王は即ち宇多天皇也。此に至て基經が源の聽の要求を
排したる議論は、自ら打ち消されぬ。故に宇多の立つや、基經に勅して曰く、今日の事平安欣
歎涯りなし、先に遺託の命あり、况んや朕已に孤子たるをや、教誨に從はんことを思ふのみ。
卿若し辭する所あらば、小子世に住まず、政を聴かずして山に逃れんと。基經陳謝するや更ら
に詔して曰く、卿は社稷の臣にして、朕のみの臣にあらず。宜く卿に委するに阿衡の任を以て
すへしと。給ふに年官年齢を以てして三后に准すること、良房の故事の如くならしも。其詔詞
は橘の廣相の撰する所也。博士藤原の佐世、基經に説きて曰く、卿關白を已められしを知らさ
る乎。阿衡は空名にして、實職あるにあらず。天皇卿に求むるに阿衡を以てするは、是れ卿を
して空位に止まらしめんとするもの也と。基經勃然として怒り、直ちに上書して曰く、阿衡の
任、關白に比して如何なるを知らざるか故に、仍ほ持疑せること久し。伏して聞くに、左大臣
明經博士をして勘申せしめて云ふ、阿衡の任、典職なかるべきもの、其典職なかるべきを以て、
阿衡の資きたるを知ると。臣を以て比擬せんは、克く堪ゆる所にあらず。分職なきに至ては、
臣の願也と。即ち參朝の要をしど駿馬を放つて市に出でしむ。天皇愕然、舉朝震驚、即ち宣命
を發して其怒を解かんとして曰く、朕の本意は萬政を關白して、其輔導に頼らんと欲して、前
詔を下せし也。太政大臣は、今より以後衆務を輔け行ひ、百官を總へ賜へ、上奏の事附下の事、

をた爲官人めも病禁令めず得たさたす得るりす主り絃の二八知の九つあ三るす禁錢七
禁令さ許さ、かの十を天此る新かるるんにてし人、飲風月年々不さるり、もじすを年
トをかず親得外、下平事のた間さあさ臨酒ての衛醉あ民當べ完以しさ輪の十取全す、
しむを得る朋さ祭し寶あには小りしみ食賓招府舞り秋時き全てのな麻十久にらかる民
且ね今、後の會らを、之ニ必職、た豪怒物、に待舍風上六也な其百し久にくにらかる民
集之まにはせし飲掠を年初らをまる家駕を歸歸た人あ、ろ十を貨八棄るニざらを惡

必らず先づ詣稟せよ、朕將さに垂拱して成を仰がんと。罪を廣相に歸す。基經初めて釋然たり。

之より天皇に説くに、其家に傳れる寶劍壺切の靈驗を以てし、暗に皇家傳來の草薙の劍に比せんとし、自今以後、皇太子たるもの藤原氏の出ならざるへからず。藤原氏のために立てらるゝ

太子は、必らず壺切の寶劍を有せざるべからざるに至たりぬ。孝德の時より君臣の分晝然として定まりしこそ幸なれ。若し前代の如く皇室の尊は、猶ほ一大種族の長たるに止まらしめば、

藤原氏が天下の最大、最强、而して最も智慧ある大種族たる此の時に於ては、如何に危険なりしそ。

卷之三

天皇已に明かに自から藤原氏の辯髦となる。此に於てか藤原氏の子弟驕慢、上命を尊ばず、基經の次男時平、初めて位記を賜るや、其宣旨の橘廣相の手に爲るの故を以て、時平の母、書を尙侍に送つて手つから、其の宣旨を破るに至り、舉朝、戦々、基經の怒りに觸れんことを恐れ、基經の長男仲平の位記を賜はるや、天皇自ら筆を取つて位記を書し、僅かに怒を避くるに至る。幸にして宇多は雄才大略の君にあらざるも、また暗君にあらず、古今賢良なる君主の一人にして、學を好みしかば、多く過なきを得たりき。寛平二年、石清水八幡の寶藏震動す。陰陽の頭奏して曰く祟、聖躬にありと。天皇曰く朕、愚冲と雖も、法に非んば行わす、道に非んは絶にせず、天地之を知らんと。太宰府に瑞雲ありと奏するや、之を退け

て曰く、即位の後九歳、水旱疫疾已ます。何ぞ瑞雲と云はん。天を怨みず、人を尤めず、免を嫌はず、神を責めず、朕の無道、朕獨り自ら之を知ると。其の迷はざるや此の如きものありき。己にして策立の功ある基經、寛平三年を以て死するや、天皇少しく自由を得たり。而して新たに進みたるものは、菅原氏の黨與なりき。

會は十人以上に上る能はさらしむ。全九年三月、左少史村主八釣の六月也。目前ふ廣階の出陣の六月也。魏階の宿禰を賜に貞成に習植の後。

年、撰はれて遣唐使たるや、在唐の僧中源の書を引き、遣唐使の道路の苦多くして、京師に至るものの少きを述べて、遣唐使を廢せんことを主張す。是より遣唐使長く絶ふ。其文は六朝の餘風を承け、詩は白居易を學び、一代の儒宗として聲名朝野に響き、朝廷の官吏其門生たるもの極めて多く、源、平、藤、橘、諸族の外、文學を以て隱然一派を立てたりき。其文采風流、最も宇多の性情に適し、殊寵を得て侍讀となり、また能く文學を以て、宇多の内廷に結託して、其の歎心を得たりき。此を以て、皇親、名族、群を爲す間に立ちて、橘氏所出の皇子齊世を以十年、左大臣源信死す、源氏の最初也。

四月、大納官驛
頌氏宗、參湖南
淵年名譽賜大江

式四十卷を奉
る。謂之和を、
之を以て其心の如く爲す。事に於ては、其の如きを「和」
と名づけたのである。

守は新卷博之を領し、多羅を美人としてす。摘を府し前津海奉等刑部を辱めに賊る。貞部を忿つて去年に貨來船。觀物管が二つをつけて、二艘で大樹にて殘戦統て。十

り朝野の驚嘆、嫉視の的標となりぬ。已にして宇多病あり、位を皇太子敦仁親王に譲る、之を醍醐とす。宇多、醍醐に詔して曰く、大納言藤原時平は功臣の後也。年少と雖も已に政治に熟す。新君顧問して、謹んで其輔導に從ふべし。權大納言、菅原道眞は鴻儒也。且つ深く政事を知る。朕、擇んで博士として、常に諫正を受く。故に不次登庸して、其の功に報ゆ。先きに太子を立つるや、朕獨り菅原朝臣と論定す。他人は與らず。已にして二年ならず、朕、譲位の意あるや、彼れ曰く是れ大事也。自ら天時あるべし、忽にすべからずと。已にして譲位の事人口に贈矣するや。彼れ奏して曰く、大事は再びすべからず、遲滯せば即ち變を生ぜんと。朕をして意を決して譲位せしめたるは、彼の力也。之によりて之を見れば、彼は朕の忠臣にあらず、新君の功臣乎。慎んで其功を忘るゝ勿れと。明かに菅原氏を醍醐に寄託し、二人をして萬機を宣行せしむ。是れ實に藤原氏專權以來、稀有のことなりき。

百五十節 道眞原けらる 然れども稀有の事は長く繼續すべからず。若し菅原氏にして一代文學の權を執るに止らしけば、一門の光寵、長く維持せられしならんに、彼が右大臣となりて實際の政治に容啄せしは、一大過失なりき。彼は文學に於て一代の宗たりしは疑ふべからずと雖も、其政治家としての經綸機智は、寧ろ欠乏して、其の政論奏議、多くは書卷的にして時務に切なるものあらざりき。社會は貧富の懸隔により、政權分配の不整備より、地方豪族の專横により、

中央の顯官新の貧乏により、財政の紊乱により、正しく一大變動の時機に遇つて此時勢に應ぜんがためには、正しく根本的大改革を要しぬ。然かも彼の靜平、溫和にして書卷的な氣質は、此の形勢を識認する能はず。而して其の學問はまた彼を誘惑して、保守靜平を以て良政治家の能事なりと教ゆるに十分なりき。此時に方つて藤原の時平、名族を以て權柄を有し、年少氣銳、功名に熱して改革を急ぐ。年少有爲の政治家を以て、調和安排の儒者と、袂を聯ねて廊廟に周旋す。彼は才を負ふて之を目して迂腐となし。此は學を持みて、彼を目して輕躁となし、反目するは已むを得ざるの勢なりし也。且つそれ時平少年を以つて大柄を執り、事、專横に立ること多く、また素行、修まらず。其伯父國經の妻を奪ふたるが如き、倫常の念低き朝廷にありても甚だ可とせられず。また其朝政を改革し、地方の豪族國司を匡正せんとする意見、甚しく當時の官吏に是とせられず。社會は其の欠點を見て、其の多材を認むる能はず、之を菅原道員の謹慎にして方正に、其意見の急激ならず、調和安排的にして、當時の社會を保守せんとするに比して、時平を非として道員を是とするもの多かりき。時平固より之を甘受する能はざる也。加ふるに菅原氏、一儒家を以て、多くの藤原氏の少年舊舊を超へ、王親なる源氏の徒を超へて進む。一氏の徒之れに平かならざりしも、また自然の勢なり。而して源氏の中、最も道眞に悪感を懷きしは源の光なりき。故に道眞の位置は、正しく淳仁の朝に吉備の眞備が、儒

畏のく世羽に軍を六をト奥は軍の二五渤海す十海に叛首十頭入國藏民叛五遊さに澤てろ
怖心賊、國下さし月夷兵上く少夷年人渤海。天總省のく之ひよりす人臣に至
戦勢飛守らなにてけを野な俘三來の元使正月一月、
志強く強奏藤原大去て官守野春風、
、
曰奥出羽將風

家を以て進みて、非藤原氏黨の同盟に入りしが如く、王安石の黨與宋朝に充満せる時に於ける司馬溫公の如くなりき。やがて二人の上に落ち來れる排擠の運命は、彼の上に來らんとす。彼れ能く之を知るが故に、數ばく其官位を辭したりき。併かも毎に宇多の寵幸に惹かれて止りぬ。即ち止まると雖も、時平の專權、彼に一事を断せしめず、毎々、支吾する所多かりき。此に於てか、宇多法皇、醍醐と議して曰く、二人、一事に當る、利なくして弊多し、宜しく道眞に専斷せしむべしと。道眞之を辭す。辭すと雖も已に晚かりき。藤原源氏の聯合黨は、遂に道眞を以て其の女婿齊世王を立てゝ、醍醐を廢するの意ありと爲して、之を大宰權帥に脅し、其子弟、黨與、悉く刈り去られぬ。宇多上皇、變を聞き醍醐を諫めんとして宮に入らんとす。藤原菅根門を閉ぢて入れず。上皇、終日門前に坐し、遂に入るを得ずして空しく宮に歸る。已にして源光、道眞に代つて右大臣となり、大政、時平に決す。

百五十一節 時平、制度の系統を圖さんさす

たり、また萬機を總攬す。思ふて施さるなく、企てゝ行はさるなし。此に於てか其の生平の持論なる根本的改革の意見は實行せられたり。抑も當時の社會たる、班田の名ありて班田の實なく、人口増加するも、田園を有せざるの民多く、新たに開墾せらるゝ所の田園自然に皇親王臣、豪族の手に入り、從つて租庸を納れざるの民多かりき。而して朝廷の費用年々に増加すれ

とも、之に對する租稅の増加するもの多からざるが故に、民間の窮乏は即ち朝廷の窮乏となり。初め朝廷が官吏を養ふ所は、諸國の正稅なりしに、此の如く養ふ所多くして供する所増さるが故に、清和の前後より諸國の正稅を取つて月俸とすることを廢し、別に諸司に分つて田園を以てし、其收入によりて衣食せしむるの制を定めぬ。之よりして田園の種類百端。所領萬種、紛然として治むべからず。神田、寺田、布薩戒田、寺田、放生田、勅旨田、公廨田、御巫田、采女田、射田、建兒田、學校田、諸衛射田、左右馬療田、銅戶田、勸學田、典藥療田、節婦田、易田、職寫戶田、臂力田、婦女田、惄獨田、船瀬功德田、造船瀬料田、賜急田は免租田たり、位田、職田、國造田、采女田、臂力田、婦女田、賜田は未だ受領者なき間は輸地子田たり、遙授の國司公廠田、沒官田、出家得度田もまた輸地子田たり。其他は悉く一段歩より二束三把(一斗一升)の租を輸せしむ。此に於てか、日本國中土地所有の權は事實に於て數千百人の間に分たれれば、大化革新の主眼たる郡縣の制全く顛覆して、小封建の姿となりぬ。之よりして中央の百官、皇親、直ちに國司に迫つて其租稅を得んと欲し、國司郡司は上朝廷と中、百官皇親と二重の主公を戴くの姿あり。而して國司郡司が人民に賣むるや、人民はまた其の誅求に苦しむの餘、奇計を案出して皇親、王臣の名を藉りて其の田園の租稅を免れんとす。之より皇親、王臣の庄園と、豪族の私領と、國郡司の官田と、犬牙錯綜して統一する所なく、日本

十に金る人記銀百唐九士三火七主一此十百二十旅城首五十三十師城百八長旅入殺八、
四充一所ささ百三物月四百長人張入、外人、出羽國大殺
四屯て兩也。貿易しむ七十の代砂密、兵士、列士火人、
充紺十時六斤水六、火人、列士火人、
つ一六時砂得店、火人、列士火人、
匹屯。

全國の地方制度全く根本より紊亂し、唯だ皇親王臣を代表する使者の權を弄して、國司と人民とを誅求するの隸徒らに高かりき。故に人民已に皇家の命を奉ぜざるに至る。寛平九年、山城賀茂祭に土人を騎兵たらしめんとするに、各々事を商家の使役に托して命を奉ぜざるに至りね。時平等恩へらく、此等の政弊は其淵源する所、班田なくして不課戸多きと、皇親王臣の專横にありと、此に於てか、班田を實行して、課戸を多くせしめ、皇親、王臣の山澤の利を専らにするを禁じ、皇親王臣の百姓の田園を買ふと號して、奸民と結托して租稅を免れしむるを禁じ、百姓皇親王臣の庄家と號して、其の私稻を積みて租稅を免るゝを禁じ、粗惡なる粗庸を精巧ならしめ、嚴罰を以て其の制裁となし以て實行を期しぬ。然れども歴代の積弊、一朝に改易すべからざるや、猶ほ前代の禁令の行はれざるが如く、時平秋霜烈日の威を以てするも、大半徒法に屬して、世は皇親、王臣と國司郡司と相争ふの衝となり。後來守護地頭の爭、此に胚胎す。

〔四二節 時平の人物及び政策〕

此の如く改革は寧ろ成功と云ふべからず。然れども時平は藤原氏列世の政治家中、最も才幹あり、最も有爲の志を抱きたる一人たるを失せず、大鏡の記者が彼を評して、容儀俊邁にして賢才あり、日本の鎮固として餘りありしと云へるも決して誣評にあらず。自然是彼は英雄に作らんとして、過つて重厚沈深の質を與へざりしのみ。彼れ曾つて一代の驕奢を矯めんとして策なき化苦しみ、醍醐帝と約して、自ら美泉院をニシキ羽ら疊湖

其の驕奢を嘗むるや 恐懼して退く。之より朝日朴傳にて用ひの精文也。行は止むが如き。
して一時相戒しめたりき。好し、其の戒飭は長く繼續せられざりしと雖も、好し、其の爲さん
と欲する所は、過てりと雖も、彼の憂ふる所は正鵠を得たるものなりき。凡そ聖武孝謙以後、
朝廷佛教に迷ふて國費を盡くして、之に奉事すると雖も、費す所は佛像寺院に多くして、生活
に少く、朝廷の生活、當時の國民に比して驕奢なりしも、猶ほ上代質朴の風を存し、其食は朝
夕二回也。其朝臣に賜ふ所は錢也。綿布也。其行樂は歌垣也。謡語也。朝臣の帝室に上る所は
薪也、一地方の土毛也。即ち仁明の驕奢を経て清和陽成に至つても其の佛寺に奉する所前日よ
りも多きも、王公は猶ほ絹の衫、絶の袴を用ひたるに、醍醐の時に至りては、諸司史生すらも
儼然、緑の衫に絹の袴を着くるに至り、左大臣源の融の如きは、毎月二十石の潮水を攝州尼ヶ
崎より、平安六條河原の邸に運はしめて、陸奥鹽竈の自然に摸し、驕奢の風、一代を靡かしむ。
之よりして天下の疲弊、益々甚し。天平神護年中、吉備眞備、備中下道邇磨の卿を檢して、
課丁一千四百あると注したるに、貞觀の年、藤原保則、國守となりて之を檢するに及びて課
丁七十人に減じ、延喜の年、藤原公利、國司たるに及び、一郷の中、一人の課丁を見ざる至
りぬ。天平神護より延喜に至る凡そ一百二十年、其間公民離散し若しくは豪族の奴婢となりて
權利を捨て義務を免るゝこと此の如し。時平が其策を過ちしにせよ、其根本を斷ぜんとしたるも

禮して、或は止
るこき初日に及ぶ、酒酔・讐味を断つて二三日を隔てゝ一たび
の良に故ある也。不幸にして時平の改革全く行れず病を得て死しかば時平の峻嚴を喜ばずして、
道眞の保守安排なるを喜ぶ所の時人は、以て道眞の祟となす。而して無能模棱なる藤原忠平、時
平に代るに至つて朝廷の驕奢無規律更らに甚しきを加へね。

の良に故ある也。不幸にして時平の改革全く行れず病を得て死しかば時平の峻嚴を喜ばずして、道眞の保守安排なるを喜ぶ所の時人は、以て道眞の祟となす。而して無能模稟なる藤原忠平、時平に代るに至つて朝廷の驕奢無規律更らに甚しきを加へぬ。

天慶五年、手に定印を結ぶ
十月、民、茜、紅花交染支子の色を着くるを禁す。
天慶六年正月天皇元服を加ふ太政大臣藤原基經拜膝行跪て天皇に冠を加へ膝行して其坐に歸り大納言右近衛大將源多膝行して天皇の髪を理む
八月、日本紀の宴を設く、日本紀中、聖帝、賢臣を題として歌を作らしむ之より史題の和歌起る。
天慶七年二月、上總介藤原正範上奏して曰く市原郡の浮囚四十餘人、叛亂して官物を奪ふて民家かばく諸郡の兵數千人を發して之を夷げんと、官許さず以て當時浮囚の力大にして、國司の膽小なりしを見るべし。
黒川眞賴博士の既によれば、延喜の頃已に日本に硝子製造せられたり是れ延喜式の示めす所にして、現に奈良の正倉院には其の紙屑の溶解せずして殘るあり、其材料たる石の存するあり、硝子は月紋様を彫刻したるもありと云ふ。
仁和元年三月左右京五畿七道の國司に命十四月二十六日郡司百姓を率へ、朝夕二時仁王經を講説し願文を唱ひ深齋戒慎せしめ、同日殺生を禁断せしむ。
仁和二年七月、律師法橋上人隆海死す學識信仰一世に高し死する時薪を積み身を焚きて死す。
八月、宮中數は怪事あり妖晉行はるもの三十六種。
寛平元年北村五箇七道十六國、王城一千五百十餘丈、木屋三萬間、

十二年正月、三種神器の一なる鏡を溫明殿に祭る日に象る也。内侍所祭之より初まる。
十二月、基經の病のため天下に大教す。
京畿の民、京外に出で浮浪となり、士民々嬉し、凶黨相招き、國吏々憚對し、細民を脅かすを以て嚴に之を禁す。
十二月、昏原道眞に命十國史を撰修せしむ、上は日本紀より下は三代實錄に及びて名けて類聚國史と云ふ。
寛平六年三月新羅來寇す。
六年四月、唐の國使來聘す。
九月、新羅人二千五百人船百艘に乗して對馬を攻む對馬守又室善友、部下を勵まして之を防ぎ大に之を破る、其兵三百人を殺ろし大將三人を殺
るす。
十二月、渤海使者裴文續来る。
九月、太后藤原高子東光寺菩祐法師を通じて廢せらる皇太后は即ち一條后也。
寛平十年、四月を以て昌黎元年とす。
昌黎二年宇多上皇落髮入道して金剛院と稱す。
八月、左大臣藤原時平等三代實錄五十卷及び延喜格二十卷を上る。
五年御書所紀貫之古今和歌集二十卷を上る。

二十一年十月、檢大僧都觀智の上奏により空海に弘法大師の號を賜る、少納言平惟扶をして勅書を奉して、紀伊金剛寺等に到らしむ。
延長五年、左大臣藤原思平等、延喜式五十卷を上る。

第十五章 藤原氏專制時代（下）

第一百五十三節 貴族の軟弱迷信 第百五十四節 藤原の純友叛す

第一百五十五節 平將門叛す 第百五十六節 和文の發達 第百五十七節 平安時代の和歌 第百六十八節 社交の發達、修養風流の進歩 第百六十九節 亂離の兆、村上の時に現はる 第百六十節 源高明満仲廢立を謀る

第百六十一節 兼通圓融に迫つて關白を得、兼家圓融に迫つて讓位せしむ 第百六十二節 兼家華山を欺きて帝位を捨てしむ 第百六十三節 道長出で、藤氏の權空前絶後也

第百六十四節 貴族の風流、淫蕩の習俗 第百六十五節 道長三條及び太子に迫つて讓位せしむ 第百六十六節 契丹、九州に來襲す

百五十三節 貴族の軟弱迷信

忠平は時平、仲平と共に基經の子にして、世に三平と稱せらるゝと雖も氣象全く時平に似ず。彼の時に至りて藤原氏は政治家の資格を失して、全く宮中の狡兒となり、劍を擧して位を争ひし百川等の氣概は失せぬ。忠平優柔にして固息、唯だ能くする所は書のみ。

其中將たる時、杜鵑を扇に書きたるに、扇を開くことに杜鵑聲を發すと云ふ。以て其の豪健の氣象を失して、宮人的修練の熟達したるを見るべし。朝廷に落雷するや、忠平曰く我は佛を信して頼みしが故に、死靈を恐れずと。忠平其兄仲平に先づて左大臣となるや仲平漸憤に堪へりしが、己にして忠平太政大臣となりて、仲平、左大臣となるや、狂喜して歌ふて曰く『聞くともつひにさきねる梅の花、誰がうへをきしたねにかあらん』と梅花をかざして忠平を訪ぶ。以て其の獨聰の外に念慮なかりしを見るべし。また同族保忠は外出するごとに餅を焼き之を懷にして暖を取り、暖盡くれば之を捨て、省みず以て榮華となす。其弟敦忠、また管絃の妙手にして、風流一代に冠たり。此の如く藤原氏は時平を最後として餘は悉く一箇風流の宮人と化しぬ。而して當時の陰陽談、佛說に迷ふて物の祟、死靈、生靈の談を信せしかば、悉く神經質にして、多少の狂疾を有するに至りしが、之に加ふるに瞞者淫蕩は、其の生命を短からしめ、多くは三十より四十歳にして死せしかば、物の怪を信する時人は、以て道真の靈の爲す所となす、此に於てか醍醐も途にまた此神經病を受けて、不豫となりぬ。之より宮中、道真の靈を恐れ、皇太子寛明親王の如きは、生れてより三年の間、一日も日光を見せしめず。日夜、帳内に火を點じて、衛士をして徹宵守護せしむるに至る。是れ獨り宮廷貴族のみの迷信にあらず。當時の佛教は已に神道を呑み盡くし、更に陰陽道を呑み、道家を呑み、日本古來の傳説を呑み、あ

* 経名は寛明母は基
經の女釋子。

十年四月改元し
て天慶と云ふ。
奥越王弘假、天
台智者教我國に
行るゝを聞き書を
求む。して書を
横行し殿京師に
入す。三年六月、諸衛
金人、數百人散
入て群盜となり
中務承佐忠の宅
に亂入す。

らゆる信仰、あらゆる神學を呑み盡くして、以て其大を爲し、佛道渡來以前より偏輒の民間に
行はれ當然佛教のために破滅せらるべき淫祀惑信も、名を佛教に托して復活し、人の運命を司
るの星ありとなされ、天子山陵を拜するの禮は一陽一變して四方を拜するの風となり、害氣人界
にありて萬惡の本を爲すと信ぜられ、旅行婚嫁に吉凶の日ありと爲され、居住轉移に吉凶の方あ
りとなされ、竈に神あり、火に神あり、一切萬事皆な迷信の侵害を受けざるはなく、斷見卓絶
の徒にあらずんば此迷信の外に立つ能はざりがし故也。

百五十四節 藤原純友叛子

己にして醍醐天皇、三十四年にして崩するや、八歳の皇太子立つ之を
朱雀天皇とす。忠平攝政たり。歷代の驕者、非政、紀綱の廢弛とは、優柔なる忠平攝政の下に
於て愈よ其の結果を生じ、承平三年、京師に盜賊起るあり、四年、宇多以來の南海の盜賊、益
す猖獗す。此時に方つて創世以來の大族多く衰滅して存せず。其存するものは、僅かに一藝一
能を以て、朝廷に仕ふるのみ。滿朝悉く是れ藤原氏にして、皇室より新たに分派せられたる
平氏源氏の如きも、また地方に出て、采邑を求むるの已むを得ざるを感ずるに至れり。之と
共に藤原氏また其の同族間の軋轢を生ずるに至りしかば、其志を得ざるものは、また地方に出
て、豪族と結託して、以て爲すあらんとするの志を生じ、地方の豪族もまた漸く力を得、京官
大姓と結託して、爲すあらんとするの時なりしかば、正に是れ天下大亂の兆、歴々として見る

べきものありき。時に平の將門なるものあり。上總介平の高望の子にして、桓武五世の孫なり
と雖も、一家世々坂東にありて、北方土人の血液を傳へ、北人の剛健質朴の風に習ふを以て、
大和朝廷優柔の風なく、純乎たる坂東武士の如くなりき。彼れ長安の少年が執金吾を希ぶが如
く、少年武士の習として檢非違使となりて、平安城に揚々たらんと欲して、藤原忠平に乞ふ。
忠平之を許さず。此に於てか不平鬪勃、藤原の純友と共に、革命を謀る。純友は長貞の曾孫にして
其祖父遠經は基督教と兄弟也。而も政權網り基督教の子孫に歸して、朝廷の寵幸遂に其家に來ら
ざるを憤り、浪遊、高歌、同志を得て其憤懣を洩さんとして、遂に將門と相得たり。將門一日
純友と比叡山に登りて皇居を俯瞰して曰く、盛なる哉皇居、我は平氏たり、以て天子たるべし、
子は藤原たり以て關白たるべしと。遂に相約して東西に兵を擧げんとす。承平年中、南海、海
賊あり朝廷、紀の淑人を伊豫守とし、純友をして掾となして之に従はしむ。己にして任滿つる
も純友歸らずして、南海の人心を得んことを勉む。南海は日本最古の文明に與つて力ある土地
の一也。其地、燧灘と硫黃灘を隔て、中國と相對し、中間、數百の島嶼を挾み、また豊後海峡
を隔て、九州と相對するがため、海潮によりて來りし日本建国の新人種は、九州中國に上りし
が如くに、また此地にも上りき。而して四面皆海にあるがため其航海の術、最も發達しぬ。故
に古來九州と相通するを以て國安に害ありとして交通を禁じたることありき。其民已に航海に
此歲空也、六波羅密寺な作る。
九年三月、菅原道貞な祭て天満大社さす。
元祐十年十月改天德と云ふ。
四年九月、内裏所都く以焼失す平安遷炎上寶器文書多
く以燒失す平安遷炎上寶器文書多
く以燒失す内侍所
某級な鏡共に燒
然れども形質變
ざす、内侍所
を以て之より鏡
内侍所云
五年二月改元し
康祐元年十月左
近頃座にて一種物
あり、天德と云
種の食料を燒て

共進する也。

男子の踏歌漸く
盛也。

二百五十二

遠す。故に海賊もまた多く此地に出づ。而して大和朝廷、水軍なきの故を以て、一時、中國の水軍を發するも、賊軍の跡、出沒して定まらざるかため、容易に之を服する能はず。唯だ一時他に轉すれば、即ち征服として凱旋するの外なかりき。純友最も大和朝廷の此の弱點を知りしが故に、深く海賊に結托し、承平六年遂に根據を日振島に定め、千有餘艘の舟を集めて、往來の船を掠めて、官物を奪ひ、遙かに周防の海を制して、太宰府に迫りしかば、志を得ざる海人多く之につきて、海路之のために断絶す。純友、また間牒を遣はし、火を京師に放ち、人心を惶惑せしむ。是れ實に古今未だ曾てあらざるの大變なりき。朝廷純友に從五位下を授けて安撫せんとす、純友聽かず。即ち平人と雖も賊將を殺さば、五位以上を授け功田を與へんと命す。

〔百五十五節 平の物語〕

此報を聞くや將門また、兵を北方に擧げて叛す。之より先き將門、婦女を争ふて數ば其同族と戦ふ、近隣皆其聲威に服し、敢て抵抗するものなし。已にして朝廷の征伐を受けんとするや、自ら馳て京に上りて辨疏し許されて歸る。此に至つて武藏権守興世王、將門に説きて曰く、一州を取るも誅せらるべし、八州を取るもまた誅せらるべし。誅はのみ何ぞ天下を取らざると。將門之に同じ遂に武藏、常陸、上總、下總、相模を侵略して、都を下總猿島に建て、自ら平親王と號し、百官を設く、欠く所は一の曆博士のみ。上野介藤原の尙範、下野守藤原の弘雅を追つて信濃に入らんとす。警報、日夜、京都に達すること櫛の歯を

忠文等怒々陣中
詩歌を弄す、其中
杜軍見問な通るや
山焼浪、曰く火の詩を滋
一座嘆夜影を吟康す。

引くが如し。舉朝震驚、天慶三年正月、意を決して追討を初む。參議藤原の忠文、征夷大將軍たり、藤原忠経東海道追捕使たり。小野の維幹東山道追捕使たり、小野の好古山陽道追捕使たり官符を發して兵を募る。己にして駿河また群賊あり、官符を奪ひ關を破る。幸にして將門は關東に多く家の子郎黨を有する六孫王經基と隙あり。また關東に於ける同族と相戦ふたるがため同族皆な之を亡ぼして報ひんとす。中に最も憤恨せるは、將門の従兄平貞盛にして、其父國香が將門の爲めに殺されたるの故を以て、將門と並び立たざらんとし、數は戦つて數は敗れ、猶ほ日夜に其隙を伺ふ。時に下野の押領使、藤原の秀郷、將門に應じて、其營に至り、其舉動の輕卒なるを見て、歸て之に叛き、貞盛と力を併せ、隙を伺つて之を攻む。將門遂に流矢に方つて死し、全軍壊奔し、忠文等手を空して歸る。朝廷猶は其勞を慰めんとするや、藤原の實頼之を遁りしかば忠文之を怨み遂に病を得て死す。將門已に亡びて純友孤立す。此に於てか小野好古等進んで之を攻む。先鋒阿波介國風、最も能く戦ふ。純友利あらずして退き、行くく安藝周防を掠めて、太宰府に至る。好古之を追つて博多に戦ふて、之を破る。純友また狼狽して伊豫に歸るや、伊豫の警固、橘遠保迎ひ擊つて之を捕斬す。此の如くして古今の大亂は一時平定するを得たりき。然れども、此の大亂の結果は、朝廷を弱むること、絶大にして歴代の驕奢によりて己に乏しかりし府庫は、更に空しく、國民に向つて一層の誅求を爲し、租稅のみにても一

躍して七公三民となり、租税以外の徵發之に適ふ。之がため民心朝廷に離れ、而して征戰の爲め武士の實力愈よ發達したるに引代へて、朝廷、最早や憂ふべきものなきがため、愈よ文弱宴安の淵に沈み、佛に依するの外なく、朱雀帝、十六年の治世の後、位を同母弟村上に傳ふるに至つて、文弱浮華の弊其の頂上に達しぬ。村上の世は天曆、天德、應和、康保を通じて二十二年にして、後世、醍醐の延喜年間と、村上の天曆とを併せて、延喜天曆の聖世と稱し、古今の理想的治世と爲す。然れども其の實は治世にあらずして、混亂に趨きつゝありしのみ。唯だ其の貴族社會の社交の隆、文學の盛なるがために眩惑して之を言ふのみ。而かも延喜天曆の二世は社交の快樂文字の氣運、最も發達したる時にして平安時代の光榮の絶頂に達したる時なりき。

百五十六節 和文の發達

萬葉集以後魏晉の文字、波濤の如く、貴族社會を襲ふたるがため、朝廷の詔勅、公文、皆な四六の漢文を用ひ、學者靡然として漢文に傾き、歌咏、嗟嘆また皆な漢詩を用ひ、六朝の風ありき。之がため、和歌一旦、義ひたりと雖も、漢文は猶ほ我が國語にあらざるがため、學者苦心經營を極るも、猶ほ其の思ふが如く、自由自在に漢文もて發表する能はざるを苦しむを免れず。清和陽成の頃より轉意によりて唱られたる古文、平易自由なる白居易の詩、漸やく學者の知る所となりしも、猶ほ黃口之を學び、白首猶ほ苦しむを免れず。加ふる

に天寶の亂唐朝其の政綱を失して、旅行の安全なく、海上風波の難、また大和の安逸に慣れたる貴族の子弟を恐れしめしより、年々李唐との交通を減じ、唯だ吳越沿岸の商人、僧侶の交通のみ多かりしかば、自然に李唐文學の影響を減じたり。此の如き内外の形勢よりして、漢字に假名を交ゆる所の和文なるもの起りぬ。是れ吉備真備が假名文字を撰定組織したるより、略ぼ八十年也。空海が平假名を撰定したるもの與つて大に力ありし乎。此に於てか建國以來一千五年、國民文學の基礎初めて起る。是れ實に日本文明の性質を説明するに足る一大顯象にして、南人の齧らしたる聲音文字なる假名と、大陸人種の齧らしたる象形、文字との調和は、即ち南人の文明と、支那文明の調和を示める所にして日本文明の性質は實に此くも錯綜したるものある也。

百五十七節 平安時代の和文

而して此國民文學は思想發表の自由を學者に與へたるがため、最も先づ此の恩澤を受けしものは、當時の學者なる歌人にして、醍醐前後の作者は、在原の業平、凡河内の躬恒、紀の貫之、紀の友則、壬生の忠岑、藤原の敏行、坂上の是則、小野の小町、僧遍照、文室の康秀、婦人伊勢、僧惠撰、大友黒主、等にして醍醐の時、學者最も多く、紀貫之の如きは假名漢字、混交の和文を以て、土佐往返の日記を作り、更に勅を奉じて古今和歌集なるものを撰定し。其序文また和文に成る。是れ平安城に都を定められし以來、醍醐に至る作

家を網羅せるものにして。之れがため一代の文運鬱然として盛なり。古今和歌集の風調、清麗にして優悠、萬葉の雄渾自然を欠くと雖も、猶ほ輕浮、巧緻の弊に陥らす、其格調、思想、萬葉の終末に變るるもの、劣らざるものあり。故に概して之を云へば、萬葉は支那漢魏の古詩の如くして、古今はそれ六朝の終り初唐の詩の如くなる乎。村上に至りては、君主更に醍醐より文學を好み、宴遊、詩會を事として、朝廷の上に詩文を論するに至り、文人の寵幸古今比し。文章博士橘の直幹、が上書して其官職の卑きを嗟きて、偏頗なりとするや、一たびは怒るも、猶ほ其文を愛して民部太輔たらしめ、山城守小野の道風が其名、李唐に聞へて其官、山城守に止るべからざるを主張して、近江守を兼攝せんことを乞ふや、また之を許し、また冷泉院に行幸せるとき、菅原の文時をして序を作らしむ。時過ぎて序成らず、乘輿已に還らんとするとか如き特典少からず。また延喜の盛世と名を競はんがため、源の順、大中臣の能宣、清原の元輔、紀の時文、坂上の望城等五人をして、後撰和歌集を撰ばしむ。時人、其五人出仕の地によりて、之を梨壺の五歌仙と云ふ。文人の相標旗するもの靡然として風を爲す。然れども格調、思想已に下つて晚唐の風あるを免れず。

百五十八節 社交の發達と其風流の進歩

此の如き文學の發達はまた實に社交の發達のために促され

更に社交の發達を促かせり。而して社交の發達は宇多に至つて漸やく盛んに或は期節の會あり、或は神事の會あり、或は詩文の會あり、詩文の會には天皇自ら發題して『牛女に代つて曉更を恨む』の題を提出するに至り、宮人と官吏との交通は、社交を名として頻繁として起り、謹慎の名ある菅原道真の如きも、また此行樂を喜ぶの一人にして、宮人宴を賜ふて粧を催ふすの序を作つて、之を辯護す。曰く『我后偏に内寵を専らにすと云ふものあらん、故に聊文章を假つて史記に備ふ』と。光孝の皇后、藤原溫子また社交を好み、朝廷の外別に堀河院に男女を會し、男女の席を分つて對座せしめて歌を闌はし、之を名けて歌合と云ふ。宇多また親しく之に臨む。之より靡然として風を爲し修養、風流、駿々として進み、皇子、王孫、宮人、妃妾競ふて歌合を起し、男女曉の早きを恨むるに至り甚しきは宇多萬乘の身を以て妓女玉淵を招きて堂に上らしむるに至る。而して此風醞釀、朱雀、村上に至つて最も盛にして、名族の管絃、繪畫を以て進むあり、堂々たる丈夫、相競ふて笙箫、吹笛踏歌を學ぶあり、變じて後宮の寵争、宮廷の陰謀、淫蕩の風習となる。村上、藤原師尹の女芳子を寵す、風姿艶麗、長髪地に垂ること數尺、一代の美人たり。皇后安子之を妬嫉し、其居る所の弘徽殿の牖より土器を取つて之に擲ちたり。村上猶ほ之れを愛すること已有ず。此世も後の世も、共に比翼の鳥とならんと云ふに至る。皇后の妹登子あり村上の兄重明親王の繼室たり。妹姉の故を以て宮中に出入するや、村

上之を悦び遂に皇后の許諾を得て之に私す。已にして皇后寵義へて崩するや、村上數は書を登子に與へて之に促り、遂に宮に入れて尙侍とす。歎狎比なく、盡猶ほ出でず。醜聲外に聞へ宮人多く憤る。而して此の如き放縱なる生活も、費なくして維持すべからざるがため、遂に官を賣て財を收むるに至る。右少辨菅原文時、封事を上りて之を難するや、村上奏疏に接して愧色あり。而かも遂に改むる能はず。延喜天暦の世は此の如くなりし也。然かも文士は其文學の盛なるを喜びて泰平を頼し、其の行樂の深きを喜びて、其盛世を歌ひ。延喜天暦は古今の聖世と稱られぬ。而かも光耀、文華、行樂の後には動亂の兆已に存し、醍醐去つて延喜の後には、天慶の亂あり。村上に至つては、天慶の亂を経て、稍々治平なりしが如しと雖も、朝綱の弛緩前代より甚しく、祿を諸衛の舍人に與ふる能はるがため、數百の舍人、散して豪盜となりて、高官大族を襲ふあり、京師騒然たり。之より朝權衰微、武臣權を専らにするの端を開らく、兩朝は必しも聖世にあらざりし也。

六月東大寺興福寺と相争ふて殿端は田一段にあり。

百五十九節 醍醐の堺村上の時に現ばる
之より以往、朝權日に衰へ、藤原氏また皇室の後を追ふて榮華文弱に陥るのみ。而かも此時、藤原氏は己に殆んど人臣にあらず皇室の外、別に一の『朝』を立てたるが如き委となり法令の文、王氏藤氏と併稱して、他姓に分ち、また彈正台は太政大臣を彈ずる能はずとなし、天子の神聖を以て之に比擬す。彼等名は固より大臣たり、參議たり、

然れども其大臣參議は必しも天皇の承諾を俟つて後に成るものにあらず。殆んど其族長は必ず太政大臣たり、攝政たり、關白たるが如く、其の宗室は必らず右大臣たり、參議たり、大納言たるが如く、其子女は必らず皇后女御たるが如く、其子女の所出は必らず皇帝たるが如く、彼等自ら天皇と稱せざるも、天皇を左右し、廢立し、製作するの權あり。村上以前にありては藤原氏の專權と雖も、猶ほ三公を一門に私せず。然るに村上の朝に至りては、忠平太政大臣にして、二子實頼、師輔左右大臣たり。一門一時に三公を出し、陽成上皇の疾を躊躇らんがために、三十人の僧を度せしめたる村上は、忠平の疾を躊躇らんがため、五十人の僧を度せんとするに至る。蓋し村上は庸主にあらず、其文學と讀書と、其の善良温厚の資質は、村上をして賢君たらしめんと欲せしめぬ。故に其の言ふ所皆な温乎として賢君の風あり。曾て侍臣に問ふて曰く、外間、朕を以て如何なる主と爲す乎と、侍臣、寛を以て對ふるや、即ち喜んで曰く、是れ朕の志す所也。朕若し嚴酷ならば、民、命に堪へざるべしと。また紫宸殿にあり、老吏を召して問ふて曰く、當今の政、延喜に比して如何と。老吏曰く、方今太平、臣何をか云はん。唯だ主殿寮多く松明を進め、率分堂に草生することあるのみと。意蓋し繁擾の政、歲貢少なきと云ふ也。村上之を聞き愧色あり。蓋し村上は其志望に於ては、賢君たらんと欲したりし也。併かる寛和は凡べての時に於て、賢君を作るものにあらざるに、最も秋震烈日の志を以て、一世を振奮す

る君主を要する時に於て、村上は寛和を主としたり。好語良辭は必ずしも良君主を作るものにあらざるに、最も浮辭に富み、最も實行を欠ける時に於て、村上は言語の主君にして、百難を排して實行するの意志を欠きたたりき。故に其の言語を取つて之を見れば、古今の理想的聖代たるの觀あり。其實に就きて之を見れば、最も腐敗に傾ける時代なりき。

百六十節 源の高明、滿仲等廢立を謀る

然れども村上は猶ほ自家の意志を有し、之を行ふ能はざるも、猶ほ善を善とするの君主なりき。然るに其の風流靡浮の生活のため、四十二年に崩じ、第二子、冷泉の位に即くや、早く己に狂疾を有し、皇后姫妃敢て近かず、神璽の函を開らきて之を見、藏人兼家のために奪はるゝに至る。故に政治を覽る能はず、藤原實賴をして太政大臣として機務を關白せしむるや、政弊更に甚し。實賴は父忠平に代つて太政大臣たるもの也。其弟師尹、右大臣たり。一門已に二大臣を出する、猶ほ一の源氏、高明が左大臣たるを傍観する能はずして、陰謀を行ふ。爲平親王なるものあり、冷泉の弟にして、早く政局に當る。中外皆な思らく、冷泉の狂疾長く位に在らざるべし。早晚位を爲平親王に譲らんと。權勢多く其門に集まらんとす。然れども親王婚を源高明の女に通ずるの故を以て、實賴之を忌み、村上の遣詔を矯め、守平親王を立て冷泉の太子となす。是れ明かに源の高明を侮蔑したるもの也。此に於てか高明憤怨、時を俟て報復せんとす。左馬頭源の滿仲、武幹勇略あり。其父六孫王經基が鎮

永觀元年京中畿
内に弓箭兵仗を
帶す。此輩も火の
心博士方丹故に
火災を多捕
を爲る。三岐康
所多捕
を爲る。十六卷

守府將軍陸奥守として北方に屯在せるより、久しく北人の心を得たり。高明の藤原氏と好からざるを見て、相共に結托し、中務少輔橘の繁延、前相模權介藤原の千晴、僧蓮茂等と共に爲平親王を奉じて、坂東に奔つて亂を起さんと謀る。己にして滿仲、高明の第に於て相謀して、其面を傷けしより、憤怒の情に堪へずして大謀を忘れ、右大臣師尹に至つて、高明以下の密謀を暴露す。朝廷諸門を鎖し、出入を禁じ、滿仲の弟檢非違使源の滿季をして、高明を執へしめ、貶して太宰帥となし、悉く其黨與を流棄す。此に於てか師尹左大臣となり、藤原在衡右大臣となり、三公また藤原氏の手に歸す。而して滿仲、功を以て賞を受く。滿仲は即ち多田の滿仲にして坂東諸源の祖也。彼の父經基、初めは將門等と往來して、後、其の叛を告げ、滿仲また其の黨與を賣つて、藤氏に媚附す、北方武人の首領たるものにして己に此の如し。以て信すべからず、持むべからず、陰險、謫詐、唯だ利害によりて動き、道義的經典を有せざりし、當時の武士氣質を見るべき也。

〔百六十節 兼通圓融に迫り説白を得、兼家圓融に迫り禮位せしむ〕 冷泉位に在る二年にして、其太子守平のために位を去る、之を圓融天皇とす。圓融の立つや年僅かに十一歳、百事後宮の裁断に成る。之より浮華淫蕩の風愈よ深く宮廷を賊し、藤原氏の專横益甚しく、橘正通の如きは、才學一代に卓出するも僅かに宮内少丞に止り、同學の友、藤原の在衡、凡庸爲すなくして、藤原氏に

出るの故を以て左大臣に昇進するを見て、朝廷の腐敗已に救ふべからずと爲し、慨然として妻子を載せて海に浮び、高麗に入りて其の重臣となるに至る。之より先き攝政實頼死し、伊尹之に代る。初め兼通の權中納言たるや、其の弟兼家、起つて大納言となり、右近衛大將を兼ぬ。兼通快々として樂まず。他日兼家が昇達して攝政關白を私せんことを憂ひ、其妹にして村上の后たる安子に請ふて手書を得たり。曰く後來攝政及關白にして職あらば、兄弟代るゝ之に任すべし。等を諭ゆべからず。兼通之を懷にして、一日も身を離さず。己にして圓融位に即き伊尹病を得るや。一日帝に迫りて其書を見せしめ、母后の遺命と稱し、強ひて内大臣となり、内覽を掌り、伊尹死するや、自ら太政大臣關白となり、而して幼帝之を制する能はず。驕奢、僭上、其爲すがまゝに一任す。其の堀河の第、規模宮闈に擬し、壯麗を極はむ。之を謗るものあれば大官高家も、また中傷を免れず。時人、相語つて曰く、寧ろ乳虎の威を犯すも、兼通の意に狂ふ勿れど。兼通更らに其の女姪子を納れて后となす。圓融また之を拒む能はず、左大臣源兼明は醍醐の第二子にして、文才あり聲名天下に高し皇族の故を以て衆望を有す。生平、兼通と好からず、兼通兼明を以て二品親王となし、左大臣より遷して、中務卿となす。是れ之を専んで實は之を左遷せる也。兼明其憤を洩らすの道なく僅に菟裘の賦を作り、兼通を趙高に比

し以のの違永
なてを通使延
見錢制用を元
る貨止をし年、
べのせ拒て
し下しむ錢檢
しりむも貨非

し、遂に龜山の別荘に退隱す。之より滿朝、兼通の奴となる。獨り悍然として之に抗復するものは、其弟兼家あるのみ。故に兼家の門に入れるものあれば、兼通之を含む。之より朝臣の兼家を訪ぶや、夜を俟つに至る。已にして兼通病あり將に死せんとす。兼家之を聞き蹶然として起つて曰く、余が關白となるの時至れりと、駕を命じて急に參朝す。兼通病床にありて、車聲を聞き、人をして之を視せしめ、兼家なるを知り思らく、我病を問はんとするかと。之を待つこと久して至らす。直ちに參朝せるを聞き、沸然として怒り、疾を力めて參朝し、兼通を睥睨しつゝ奏して曰く、臣今日、最後の除目を行はんと。左大臣頼忠を關白とし、兼家に謀叛の名を附し、貶して治部卿とし、藤原濟時を以て之に代ゆ。此の如くして兼通死しぬ。兼通は獨り政治上に於て他を排するのみならず、其の女姫子も、また宮中にありて權を専らにするがため、他の婦人を納るゝ能はざりき。然れども兼通已に死して姫子の權また衰ふるを以て、兼家の女詮子を納れて女御とす。此時兼家は右大臣にして、頼忠、太政大臣たり。頼忠また其女を宮に入る。圓融詮子を愛すと雖も、頼忠に憚つて之を后とする能はず。兼家快々として樂ます。天皇數しば之を召すと雖も參朝せず。また詮子をして宮を退かしめ、以て怨憤の情を示めす。天皇遂に堪ゆる能はず、詮子の所生懷仁親王をして、袴を宮中に着けしめ、以て他日、大統を継がしめんとするの微意を示めす。此に於てか詮子宮に入るもまた三日にして出づ。天皇遂に

兼家の心を解くの能なきを見て、強て兼家を招き、云つて曰く、朕在位十五年、已に萬機の煩を厭ふ故に將に位を皇太弟師貞に譲り、卿の孫懷仁を以て師貞の太子たらしめんと欲するや久し。卿何ぞ察せずして不平なる耶と。兼家遂に釋然たり。此の如くして一個の右大臣兼家は、其女詮子の妖美と、慈心を餌として、天皇を强迫し、位を師貞親王に譲らしむ。之を華山天皇とす。

百六十二節 兼家華山を歎きて帝位を捨てしむ

兼家が圓融に迫りて位を譲らしめしは、其の速に己の孫懷仁の世となして政權を専らにせんがため也。故に兼家一日も早く華山をして位を避けしめんとして得ず。華山、心情、輕浮にして定まらず。女御を納るゝこと多しと雖も、容易く之を寵して容易く之を厭ふ。獨り大納言藤原の爲光の女祇子のみ寵幸長く變らず。世に弘徽殿の麗女御と稱せられ、一葉の微と雖も、必らず之を分ち、其の身みて家に歸るや、轉頬忘るゝ能はず、強ひて之を宮中に召す、祇子之が爲めに病を得て死す。之より華山、悄然として志を失し、厭世の志あり。兼家則ち、其子道兼、僧嚴久と計り、華山を佛道に導びき、世を捨て位を退かしめんとす。一日道兼、華山に侍して扇を携ふ。扇上、字あり曰く妻子珍寶及王位、臨命終時、不相隨と。華山之を見て祇子を追憶し、躊躇として世を厭ふの念愈よ切也。此に於て道兼之を説きて曰く、陛下速に位を捨て、世座を脱し給へ、臣もまゝ陛下の跡を追はんと。先づ左少

永祚二年十月海
島皇子太后詮子、東三條院に行幸し、
中時吹左大横笛等、
中納言源平賊兵起る源平改
資範等を征夷使
人首領也。武

將藤原道綱をして、劍璽を皇太子懷仁に奉せしめ、自ら僧嚴久と華山を奉じて、私かに宮を出で、華山を指して進む。時に孟夏にして月色皎々、天地淒然たり。華山、悲しむの色ありて曰く、朕且らく之を思はんと。道兼曰く劍璽已に太子に奉れり、事已むべからずと。華山を促して進む。己にして華山其平生、身を離さざる祇子の遺書を忘失せるを以て返て、之を取らんといふや、道兼また泣て之を諫め、佛道に入るに外障來らんことを恐る云ふ。此の如くして華山天慶寺に至り、遂に落髮して法名入覺と云ふ。己にして道兼剃髮せんとして曰く、臣、未だ此事を父母に告げず、父母に告げずして形を毀つは不孝也。誘ふ歸つて父母に告げんと、慘然として華山に別れ、之を久してまだ來らず。華山初めて賣られたるを覺り、悔悟するも及ぶなし。此の如くして。皇位は兼家の孫、懷仁の上に落ち來りぬ。之を一條天皇とす。而して兼家右大臣を以て關白し、尋で之を辭して三后に准じ、更に太政大臣關白となり、初心此に至りて全く酬ゆ。凡そ此等の陰謀多く其の信託する所の女巫の言に従ふたるものにして、其信寵の甚しき、己が膝を枕とせしむるに至る。以て陰陽説が、如何に深く當時に行はれたりしかを見るべき也。

百六十三節 藤原道綱で藤氏の嫡裔前継後也 浮華驕奢文弱なる村上の治世は、冷泉の世に於て、己に其餘毒を來たし、源の高明、満仲等廢立を謀るの外東大寺、興福寺の僧侶名を領田を争ふに托して干戈を動かし、朝憲を憚からざるに至り、圓融の末年に至ては、朝綱愈よ弛み、強盜隊を

三年十月南
九州十空府打
入す。其四大
臣道鏡焼
乎長一年火
内改す火
多保焼
ふきのん
可改存損
さ鑑に

作り、滿仲の武力と壯士の多きを恐れず、其の家を圍み、衛府の舍人、また隊を組みて朝廷に迫まり、糧米を求むるに至り、此より諸國、京師、豪盜多く、弓箭を帶びたる武士、京中を縦横して制すべからず。袴垂保輔鬼童丸等の大盜京師に出入し、酒頤童子、茨城童子等の山賊山寨に據り一條の世には朝廷、僧餘慶を天台の座主として宣命使を發するや、山僧之に服せず宣命使を執へて之を凌辱し、宣命を寸裂して恐れざるに至る。已にして兼家病あり、其子道隆を以て關白とし、次て攝政とし、其女を納れて一條の后とす。時に天皇十一歳にして、后は十五歳也。皇太后詮子落髮して東三條院と稱す。女院の號此に初まる。是より后は内より、皇太后は外より、天皇を制御し、天皇達未能はず。已にして道隆死し、弟道兼、道長相繼ひて攝政關白となる、世に之を三道と稱して、基經の三平に比す。中に就きて道長最も傑猾也。初め兼家常ニ從姪藤原公任の人となりを尚び、子弟を勵まして曰く、汝等公任の影を踏ば、余に於て憾む所なしと。公任法律通じ、詩文に巧みに、管弦に長じ、舉止簡雅、平安時代の理想的紳紳なりき。道長、長兄に先じて答て曰く、某固より其影を踏む能はず、然れども其面を踏むは能くせんと。平安朝の初めより陰陽説と佛説と相合して一種の迷信を作り、貴族多く死靈生靈の祟を信じたりしかば、宇多醍醐の頃より宮中、及び藤原氏の家、怪多く、壯年氣銳の徒猶ほ暗室に出入る能はざるものあるに至る。花山の時、公卿を集めて妖怪談を爲し、深夜暗室に入る

ものあるや否やを問ふ、公卿皆首を垂れて答へず。道長獨り悍然として曰く、陛下の命せらるゝ所、臣、必らず行くべしと、此に於て道隆をして豊樂殿に、道兼をして仁壽殿に、道長をして大極殿に至らしむ。道隆、道兼、中道にして恐れて歸る。獨り道長のみ、大極殿の南面の柱を削りて歸り、衆人を驚服せしむ。長じて公卿の文弱を嘲り、剛健自ら快とせしかば、武臣また悦んで其用を爲す。源頼光の如きは、心服して將帥の風ありと爲す。之を上にして其姉は圓融太后たり。之を中心にしては長髮地に垂ること一尺に餘る絶代の美人彰子は一條の中宮たり。之を下にしては、武臣頼光等、道長を奉じ。之を外にしては僧侶より、非常の尊敬を受く。蓋し其建立せる所の無量壽院は(法勝寺)は、歷代藤原氏の建立したるものよりも、壯麗を極め、其富に奉することまた深ければ也。凡そ藤原氏は鎌足が多武の峰に寺を開かしめたる以來、不比等の山階寺(興福寺)、基經の極樂寺、忠平の法性寺、師輔の楞嚴院、爲光の法住寺等、歷代藤氏の長者、皆な寺院を建て、冥福を専有せんとす。而かも此無量壽院の壯麗に及ばざる也。故に僧侶は之を以て極樂を寫したものとなし、道長を以て聖德太子、佛法を流通せしめんがために生を更へて藤原氏の家に權化したるものを爲すに至る。此の如く道長は天下の凡へて勢力より補助せらる。故に藤原氏の權、道長に至つて、空前にしてまた絶後也。

棟、紀の齊名等は詩文を以て著はれ、藤原の佐理は行成、及び源兼明と共に能筆を以て一代の三筆と稱せられ、皇后定子の侍女清少納言は中宮彰子の師紫式部と共に、和歌、文章を以て著はる、清少納言は肥後守元輔の女也。式部は越前守藤原爲時の女にして右衛門佐藤原宣孝に嫁す。納言の枕の草紙と、式部の源氏物語は日本文學の美觀にして正史の外平安時代の貴族の生活思想を想見せしむるもの多く此二書による。式部の子賢子、また和歌を好くし、太宰大貳高階成章の妻となり後、後冷泉帝の乳母となり、大貳三位の名を以て文壇に馳騁す。上東門院の侍女和泉式部は、越前守大江の雅致の女にして、和泉守橘道長に配しまだ文名あり、道長死して後藤原の保昌に行く。其子小式部、また和歌を以て上東門院に仕ふ。右大將道綱の母、また和歌を以て著はれ、かげろう日記を作る。文章博士大江以言は、詩を以て著はれ、阿部晴明はト筮を以て著はれ、文彩彬々として百代に誇るに足る。併かも文彩の後には淫蕩の病あり、宮廷の内外、男女、互に相交通して、醜聲聞くに堪へず、奸淫は耻として思はれざりき、參河守大江の定基の如きは、娼女、力壽を得て其妻を追ひ、花山法皇は世を捨てながら、藤原爲光の四女を通じて、毎夜微行す。内大臣藤原伊周、また其三女に通じ、法皇が己の情人を奪はんことを疑ひ、其弟中納言隆家と、夜法皇の微行を伺ふて、射て其袖に中て、流され。爲尊親王の如きは花山に誘はれ、伊平の女に通じ、また和泉式部と奸し、漁色、度なく、毎夜微行す。和泉式部は已三條とす。

百六十五節 道長、三條及び其太子に迫つて讓位せしむ 三條の位に即くや道長之に進むるに其二女妍子を以てす。妍子は先帝一條の中宮たる上東門院彰子の妹にして道長、初より入内せしむるの意あるため器玩服飾を備ふること十餘年、其の華美風流、遙に上東門院に過ぐ。然れども三條深く中宮藤原の娘子を愛するを以て立てゝ后とせんとす。而かも道長を憚りて決せず、道長之を察し、陽に之を賛して實は之を沮む。此に於てか皇后冊立の日に至り、朝臣皆な皇宮職に補せられて、道長の意を傷けんことを恐れ、逃れて中宮の殿に集り、三條之を招くも一人應ずるものなくして、其使を嘲罵し、參議藤原正元の如きは、瓦礫を以て之に投するに至る獨り中納言藤原實資等、數人道長に抗する者の冊立の會に參するのみ。三條初め思らく、一旦帝位に昇る、何事か意の如くならざらんと。而して立后の一事が此の如く、之より朝臣多く帝の意

* 太祖長早く、外男子の權ら位を
人外に譲る。數ば用ひめ
て京官に道長を。天正の爲
所正道長を私に云つて
天龍波にあらざる
知べし。朕は之にあらざる
ちす。

を奉ぜざるにより、氣焦ひ、心熱し、遂に其明を失す。道長また、其女の皇后たる能はざるを見て、寧ろ帝をして位を皇太子敦成親王に譲らしめ、外祖の權を専らにせんと欲し、數ば帝を諷す。此に於てか圓融に對して強迫讓位を行ふたる兼家の女によりて生れし三條は、更らに道長のために強迫讓位を行はれて、遂に位を敦成親王に譲る、之を後一條とす。而かも猶ほ一點其位を惜しむの情を免れず。皇后娥子の生む所の敦明親王を立てゝ、新帝一條の太子たらしむ。太子は二十三歳にして、新帝より長ずること十四歳。時人、其の必らず終を全くせざるを信ず。果して東宮太夫藤原通任以下、馬丁に至るまで太子を輕侮して、其命を奉ぜず。東宮に起居するものなく、太子の門前雀羅を張る。之を擁護するものは、獨り其妃の父、左大臣藤原の顯光あるのみ、己にして參議藤原の兼隆、道長の命を含みて太子を威嚇して、皇太后攝政と謀り、殿下を廢せんと云ふ。太子恐懼、遂に位を辭せんとして、道長の子能信を召れて、語るに其志を以てす。能信曰く殿下何ぞ表を具して天皇に告げざる。太子曰く表文を草すべき人なし、且つ恐る、位を去らば給仕に乏しからんと。能信曰く宜しく院號を請ふて采邑を請ふべしと、太子僅かに悦ぶ。道長之を聞き、遂に太子を廢して後一條の同母弟、敦良を立てゝ、太子とす。顯光變を開き一夜哭泣、鬢髮悉く白し。此に於てか道長太政大臣となる。是れ權力のためにあらず、權力已に太政大臣の上にあり、唯だ經歷を作るがためのみ。故に三ヶ月にし

前寛仁元年十月、
水路に参詣す長石清
腹の舟に女五十餘歸す
向す纏頭あり

て之を辭し、また其の第三女威子を勧めて新帝後一條の中宮とす。此時天皇十一歳にして、中宮により長すること九歳。天皇唯だ中宮の匣盃の具を以て戴るゝのみ。夫れ後一條は道長の第二女子にして、其の女の妹を納めて妃とす。是れ叔母を娶るもの也。藤原氏は政權の賊のみならず、實に宮廷の倫常を敗頽せしむるの罪責を免れざる也。

【六十六節 契丹九州に來襲す】 道長已に一家三后を出し、外孫を以て天皇とし、太子とし、思ふて爲さるなく、爲して成らざるなし。此に於てか其意滿ち、氣伸び、歌ふて曰く『此世をば我が世ぞと思ふ、望月のかけたることもなしと思へば』と寛仁三年、四月十七日、公卿百官を集めて黜陟を行ふや、太宰府の飛使、馬を馳て左衛門の陣に入り奏して曰く、刀夷の戰艦五十餘艘、來襲し、壹岐守藤原の理忠を殺ろして、人民を掠奪し、遂に筑前國怡土郡に來ると。公卿色を失つて佛神に祈禱し、勅を太宰府に下して防禦を嚴にせしむ。刀夷は契丹の部屬東丹國也。天智の時、唐、新羅と合從して百濟、高麗を「ほす。己にして新羅、二國の故地を并呑して朝鮮を一統す。此時靺鞨の族種、北方盛京省の地に一國を立て渤海と號し、肅慎、獮厥、沃沮、高勾麗。扶餘、挹婁、越喜、鉄利等の地を併せ、數ば我に來聘す。己にして我醍醐の時、契丹の太祖阿保機、新に漠北に起り四方を侵略し、渤海を下し、國號を改めて東丹國となし、其子突厥をして之を鎮せしむ。此時高麗の太祖起りて都を松嶽(開城府)に定めて、遂に新羅を併せ

後時新倭よて敏明時もののの敵條ふ類水
來百羅入りは遠の新の時二時十のに國聚
聚濟來し明新の時羅五新回新六來至初大
す、り推石羅時新來回羅仲羅回攻る間來任
さ新天古の太に羅り應さ哀來、すす間來任
羅智の油室玉來、神戰神る開る、後に
前の時に府つり欽のふ后も化も外一云

二百七十二

て朝鮮を一統し、數ば契丹と争ふ。寛仁三年、東丹の部落、將に高麗を襲はんとする。高麗之を聞き兵備を治めて之を待つ。東丹即ち、高麗を襲はずして、直ちに日本に向ふ。戰艦五十艘、每艦の長十二尋より八九尋、每船楫三四十、刃をかざす者五六十八人、楯を負ふ者七八十人、全軍殆んど五千。對馬壹岐を攻む。壹岐守藤原理忠戦つて死す。島民或は殺され、或は捕られ、講師常覺獨り逃る。已にして東丹進て筑前那珂郡能古島に據つて、博多を侵し。また怡土、志摩、早良の諸郡を犯す。時に藤原伊周の弟隆家、志を得ずして外に出で太宰帥たり。隆家勅符を俟たず、前少監大藏の種材、小貳平の致行、源の道清等を遣はして邀ひ擊たしむ。東丹、船に乗つて走らんとする。隆家戰船三十艘を發して之を追はんとする。諸將衆寡を論じて、多く之を危ぶむ。種材獨り奮て曰く、某齡已に七十に過ぎて惜からぬ命也。且つ身は功臣の後にして、家聲を辱しむべからず。若し兵船を造るを待たば賊徒逃れ去らんと。遂に進んで之を攻む。然れども東丹去つ已に跡なし。此役、筑前、壹岐、對馬三國の民殺戮せらるゝもの四百六十二人、劫掠し去らるゝもの一千二百八十九人、壹岐の如きは全島の民存するもの僅かに三十五人のみ、牛馬鷄犬の畜はれしもの數ふべからず。而して敵軍の生擒せらるもの僅かに三人にして、皆な高麗の民也。此に於て朝廷或は高麗詐つて刀夷と稱せるかと疑ふ。對馬の判官代長岑の諸近、其老母妻子を掠せられて、單身刀夷に渡らんとして高麗に入るによりて、初めて高麗の爲す所

にあらざるを知る。此時東丹、歸途、高麗を襲ひ、劫掠せる俘虜の中、老弱なるものは捕へて
海に投す。此の如きもの二十餘日。高麗水師の邀ひ撃つ所となりて、全軍覆没す。日本の俘虜、
一千二百人の中、存するもの僅かに二百餘名。高麗之を我に送る。其の徒の云ふ所によれば、
高麗の水軍此時に絶大の發達を爲し、舷面、鐵を以て角を作り、敵船を衝破するに供せりと云
ふ。近世甲鐵艦の企計を以て誇るへしとせば、高麗は世界最古の誇を有するもの也。朝廷、隆
家等の功を論するや、權大納言藤原の公任、中納言藤原の行成等之を排して曰く、勅符を俟たず
して兵を發す、功ありと雖も罪もまた大也と。權大納言藤原實資、齊信等之を排して曰く、功
あつて賞せず、何を以て將士を勵さんと。遂に隆家の爵を進め、種材を壹岐守となし、錦旗を
給ふ。隆家の後五十年、藤原爲業、大鏡を作りて古今を綜覽し、隆家を評しく曰く『弓矢の本
來をも知り給はぬば、如何と覺ほしけれど大和ごゝろかしこくをはする人にて』と所謂る日本
魂なるものは此時己に國民の間に相語られし也。而かも敵愾の氣を云ふにあらず、臨機の才、物
に動ぜざるの勇を稱するの意なりき。道長太宰府の使に語りて曰く、改元の後、必らず追討の
勅符を下さんと。然れども蒙膽の道長も、今は己に衰老せり。續て其子三條中宮及び皇太子の
妃嫡子の二人を失ひ、意氣銷沈、長元三年遂に死し、天智時代にありては波濤を渡りて三韓を征
したる國民は、東丹の侵辱を受けて之を免たるを悅ぶに止るに至りき。道長卒横四十年、世に

御堂殿と稱し、法成寺入道と呼び、一門、朝廷に蔓延して、榮華至らざるなく、實に藤原氏あつて以來其比を見ず、然れども最高に上りたるは即ち最下に降らんがためにして、道長の死は即ち藤原氏權勢の衰亡を報するの晩鐘となりぬ。

第十六章 貴族、武門、寺院の三角争鬭

神武紀元千六百八十年より
千七百三十四年に至る

第一百六十七節 國民の性情一變す 第百六十八節 利害の佛教、厭世教となる 第百六十九節 寺院民力を養ふて朝廷に抗す 第百七十節 地方の地主、發達して武門となる 第百七十一節 僧侶跋扈して武門を苦しむ 第百七十二節 北狄阿部の貞任叛す 第百七十三節 後三條藤原氏の權を殺ぐ 第百七十四節 白河の親政 第百七十五節 白河の佞佛政治、寺院を猖獗せしむ 第百七十六節 出羽の夷俘清原の武則叛す 第百七十七節 寺院朝廷に迫る

百六十七節 國民の性情一變す

益し萬里の波濤を踏破して、新故郷を開らきたる日本人も、一千三百年の歲月によつて、著しく其の性情を變化せられたり。豪猛雄悍なる彼等は、其の血族の尊貴に誇りて、舊人種を奴隸したりき。然れども彼等は人情の爲めには、其血族誇榮の念を捨て、長髮地に垂るゝ舊日本の美人と相嫁娶せざる能はざるに至りぬ。彼等は山岳の如き波濤を踏破して、激變、急化の母たる海濱の子なりしが、故に、其の氣象は剛猛にして勇敢に、疎食を貪り、烈性の酒を飲み、戰を好みたりき。然れども彼等は日本に入りたる以來、其の山岳は

二百七十六

以三年四月、
以下の榆垣並に
築垣作成。六年六位
に守入る元長に、
伊豆賀神社を奉
清月禁を設け、
伊勢守を殺め、
盜も止めた。

圓滑化して角なく、青々として常に禽鳥を遊ばすを見たり。其の江河は溶々舒々として流れ、且つ走り、且つ止まりつゝ微妙の音樂を發する谷川の發達したるものに過ぎざるを見、其の天は多く晴朗にして雨多く、空氣は濕潤にして、萬物發生の力を具ふるを見、其の天さき、能く結實し、天の菓樹の如くなるを見、其の位置は絶海の孤島にして、夏は大暑甚しく、冬は沢寒甚しくあるべきに、天惠の黒潮其周圍を繞りて、寒を削ぎ、渺漂たる無限の海水は、また炎暑を削ぎ、天下の中寒温の和、最も宜しきを得たる國なるを見、其の島嶼は星羅點々、到る所に存して、一大花彩島を集成するを見、其の動物は虎豹なく、獅子なくして、生民の大害をなすものなく、而かも南は暖流によりて、南洋と接するがために、熱帶的植物、動物あり。北は北海道によりて露領と接するがため、寒帶草木多く、西陰は支那人種との交通によりて、大陸の動植物多く、天下の變化此に集中して萬物悉く調和混融の質を具ふるを見たり。此に於てか山岳の如き波濤に慣れて敢て驚異せざりし人民の子孫は、輕柔、温厚媚ぶるが如く、笑ふが如き自然に圓繞せられ、人種の上に於ては、已に其の自負的階級を廢して、土着の先人と同化しつゝ初りし新人民は、再び其の自然のために同化せられ、海濱の子は今は山川の子となり、船頭の子孫は花園の主人となり、波濤と自然力とに對して戰ふを常とするが故に、戰鬪好きなし人民は、媚笑する自然に對しては、戰ふの要なきがため、人事に於ても戰鬪を好まずなり。

て、自然を歌ふ詩人となりぬ。其の風光の輕柔なるが如く、其の民は浮想の民となり、其空氣の濕潤なるが如く、其の民は多涙の民となり、其自然が調和的混融せるが如く、其性情も圭角なき温厚となりぬ。此の如くして風光明媚なる地中海の自然が、多感なる希臘人、多情なる以太利人を作りしが如く、詩歌的にして剛健なる、意志なき多涙、多情、多恨、多感の日本人民を作り爲せり。少なくとも大和山城の朝廷を組織する南人(中國、五畿、四國)は此の如くなりし也。而して天下事なく、朝廷宴安に耽り、事あるも、其爪牙たる坂東の武人を使役して、朝廷は單すら宮庭的修養を磨きしがため、此の深甚なる情感は、宮廷的生活と相結合して、全く戀の一時に注がれぬ。之より其の歌は戀の歌也。其の文は戀の文也。其の宮廷は戀の宮也。其の社交は戀の社交也。

術なき也。而して貴族公卿は驕奢と戀愛とに一生を委ねるも、驕奢の上に驕奢なく、戀を遂ぐれば更らに戀なく、歡樂極て哀情多き有様となり、媚ぶるが如く、笑ふが如き輕柔なる山川は、また彼等に物の哀を教へたり。此の如くして平人は失望より、貴族は滿足より、浮世の頬むに足らざるを感ずるの時、彼等は此哀々凄々たる誦經梵唱の音に打たれ、恰かも杜鵑を聞きて家鄉を思ふ遊子の如く、淒猿を聞きて遠人を思ふ愁婦の如く、滔々として相率へて厭世の福音に赴き、利害的の佞佛宗教は、此に於てか一變して厭世教となり、榮華を春夜の夢に比し、人生を電光火石に擦するや、勇將勇士、また髪を去つて雲水を追ひ。多田滿仲の傑猾を以てすら、其北狄の心情をすてゝ、剃髮するに至る。而して此傾向は清和陽成の頃より、甚しくして、花山に至りて其の絶頂に上る。之より先き出家したる君主、武將は、後世安樂のため也。今や然らず、厭世厭人の念に驅られて然る也。之より佛法の人心に入る更らに深く、名山の麓、大江の邊、林園の中、都邑の外、到る所に、僧庵、佛寺を見ざるなきに至り、夕陽暮雲の中に晚鐘を聞くものをして、世を捨てんとし、孤山樹林の間に明月を見みるものをして、山の端にかくれんとするの心に堪へさらしむ。抑も佛教は桓武平城の朝、最澄空海のため一大活力を得たるより義真は最澄の後を襲きて、天台の座主となり、空海の後は東寺は實惠之を嗣ぎ、高野山は真濟之を嗣ぐ。已にして義真また空海の姪、圓珍を養ひ、遂に天台の座主とす。所謂る智證大師にして圓城寺の開山也。其他空海の門、雄傑の僧を出せしより、空海の法統天下に普ねし。之より先き。檀林皇后、空海に問ふに佛心宗を以てするや、空海其徒専萼をして支那杭州の靈地寺に至り、義空を請ふて歸り、東寺を起せしむ。己にして檀林寺と立つや、義空開祖となりて禪宗を弘め、光孝の仁和四年、仁和寺を建つ。宇多帝位を譲るの後、思らく、在位の日、百姓の作惡、皆一身に歸す、出家して罪を滅さんと、遂に法皇の號を初め、自ら御室の仁和寺に住し、門跡の號を初む。朱雀の時、天慶五年には武藏守平の公雅淺草寺を作り、村上の天暦五年には、空也、洛東に六波羅密寺を作り、寺宗を初む。天下事なれば、王朝人民共に佛に依し、事あれば即ち之を禱うて、安樂を求める事平ければまた之に感謝す、治平にも、不祥にも、佛寺僧侶は唯だ増加する一事あるのみ。故に必しも未來の冥福を祈らざるも、必しも過去の罪障を滅さんとするにあらざるも、唯だ無意識に入道するものもあり、心中の傷痕を癒さんがために入道するものあり。藤原の道長の子中納言長家の出家するや、「余れは佛にならんもうれしからず、我が身、後に助け奉らんと覺へず、唯今のかなしさよりほかのことなし」と云ふに至る。而して長家の未だ入道せざるや、道長の一家、一人の出家して、一は家門の政治的社會的權勢を宗教社會に築き、一は一家の冥福を祈らんことを求めしかば長家の出家するや、悲愁の中にも歡喜を以て賀しね。以て當時の佛教思想を見るべき也。已にして道長歡樂を極めて哀情多く、寛仁三年に入道するや。其住居より南方を拜

して圓城寺の開山也。其他空海の門、雄傑の僧を出せしより、空海の法統天下に普ねし。之より先き。檀林皇后、空海に問ふに佛心宗を以てするや、空海其徒専萼をして支那杭州の靈地寺に至り、義空を請ふて歸り、東寺を起せしむ。己にして檀林寺と立つや、義空開祖となりて禪宗を弘め、光孝の仁和四年、仁和寺を建つ。宇多帝位を譲るの後、思らく、在位の日、百姓の作惡、皆一身に歸す、出家して罪を滅さんと、遂に法皇の號を初め、自ら御室の仁和寺に住し、門跡の號を初む。朱雀の時、天慶五年には武藏守平の公雅淺草寺を作り、村上の天暦五年には、空也、洛東に六波羅密寺を作り、寺宗を初む。天下事なれば、王朝人民共に佛に依し、事あれば即ち之を禱うて、安樂を求める事平ければまた之に感謝す、治平にも、不祥にも、佛寺僧侶は唯だ増加する一事あるのみ。故に必しも未來の冥福を祈らざるも、必しも過去の罪障を滅さんとするにあらざるも、唯だ無意識に入道するものもあり、心中の傷痕を癒さんがために入道するものあり。藤原の道長の子中納言長家の出家するや、「余れは佛にならんもうれしからず、我が身、後に助け奉らんと覺へず、唯今のかなしさよりほかのことなし」と云ふに至る。而して長家の未だ入道せざるや、道長の一家、一人の出家して、一は家門の政治的社會的權勢を宗教社會に築き、一は一家の冥福を祈らんことを求めしかば長家の出家するや、悲愁の中にも歡喜を以て賀しね。以て當時の佛教思想を見るべき也。已にして道長歡樂を極めて哀情多く、寛仁三年に入道するや。其住居より南方を拜

三
三
三

して春日の明神に別を告げて後、僧侶の剃髪を受けぬ。春日明神は鹿島の明神にして、藤原の祖、鎌足が常陸に祭りしより、傳へて大和の三笠山に祭られしものにして、藤氏の氏神也。氏神に分れて佛道に入る。神は生を司り、佛は死を司るの思想、已に此時より明かなりしを見るべき也。

百六十九節 寺院武力を養ふて朝廷に抗す

なる神官僧侶は天下に先つて之を看破して、之を葬むるの晚鐘を打ち初じめぬ。而して神官と云ふも、多くは神佛混交の勢を持むものなるが故に、僧侶と異らず。抑も寺院は歴朝の崇敬により年々歳々其領田、僧侶、奴隸を増加したるがため桓武の朝、一旦之を制限して、年々の度者の數を限りしも其後此制また破れ、甚しきは道長の病むや、一千人の僧を度するを許るすに至る。此に於てか其社會的、精神的の勢力は、一轉して一の武力となり、山門の内、惡僧群を爲し、傍近の市民を侵犯して、遂に國守郡司を忍迫し、朝政意に満たざるや、數千群をなして朝覲に訴ふるに至る。藤原不比等の建立せし興福寺は、元ど山科にあり、故に山科寺とも云ふ。藤原氏の崇敬の故を以て、最も權力あり。明々非法の事も、此の寺僧の爲す所は、朝廷之を可とするに至る。故に時人、「山科道理」と名けて、之を恐る。山門諸寺の中、最も暴虐なるは、比叡山延暦寺と、三井の園城寺と、多武峯と、興福寺にして數千の浮浪を集めて僧とし、寺田を開らき寺財を積蓄し、嚴然として一大諸侯の姿あり。勢を持みて京師を横行し、浪士と共に

掠奪を事とす。一條の時、延暦寺の僧、餘慶を座主とする宣命使を捕へて其宣命を裂きたる
を初めとして、年々闕に迫る。寛弘元年には住吉の神官五十人、闕に至つて攝津守藤原の説孝
其徒を殴打したるを訴へ、宇佐の命婦神官五百餘人、闕に至つて大宰權帥平惟仲が神官を閉ざ
したるを訴へ、遂に惟仲の職を免ぜしめ、寛仁三年大和守源の頼親、興福寺の僧徒の不法を劾
するや、二千餘人の僧徒、團結して京に入つて之を訴へ、必らず頼親を得て甘心せんと云ふに
至る。頼親は盜賊を征して威名あり、一代武人の首領たり。然かも此の如し。僧侶の眼中恐るゝに
足るものなかりしと見るべき也。此の如く公卿は冥福を祈らんが爲め、篤信の名を得んが爲め
に僧侶を養ひ、僧侶は公卿の肉を食ふて兎狼と化しぬ。婦女の如き滿朝の公卿は周章狼狽爲す
所を知らずして、急に其の卑しみたる我大地主を重用して、護衛たらしめ、以て僧侶の襲撃に
備ふるに至りしかば、此に武門なる一大勢力を爲すに至りぬ。

百七十節 地方の地主發達して武門を爲す

る凶せや助大て資皇作人作る東長せしす、臣永承
や夢すさく臣曰痴もら名りや門のらる小寶原元年、
或を後遂る女くり之し流、併院盛時、野賴の年、
は見一之あの崩然應花請時屏入其初宮の寶
佛經、一條にら裝堂さす山ふの風内子みさ子輔右
をふ、應んをのし實法て才なす上道稱に死大

二百八十二

大くり收頭租もなし聖り名よ名後^{*}を右其死當る履なををす夢葉寺城之煩みをた實ん證
名有き歟の輕の之てし。田りに世補記著す時實せ論排信、み佛の寺にさ除る文
さす。す櫛ろをに新た荒な來地大ふる其資すすしす一てご牛の從ん何く已曰きて
云る名るもく云付聖る無る。主名ふも田能之且ひく者も地川中名名
ふのなはよつゝたののを川中名名
後を多ざり地其る名に新あ古田の
文小すはすに詐之之拜を述聞聞其の邪統

小族を作りて自立せり。彼等はまた其首長として己よりも稍々大なる家族を有し、此大族は既
にまた、之よりも大なる大族を中心として之に屬するの姿となり、而して不逞の征伐、
強盜の捕縛、多く其手を煩はすがため、地主は一種の專業武人となりぬ。此の最大族の中、最
も顯著なるものは桓武、平城、嵯峨の朝、皇親より分れて出てたる源平の二氏にして、其の采
邑を地方に賜りて出るや、彼等は忽ち、大地主となり、其下に地主あり、地主の下に家の子弟
黨ありて株連蔓延するが爲め忽ち一大勢力となりぬ。彼等は地主に推戴せられたるがため黨派
の首長たり。彼等は地主と婚を通ずるがため種族の首長たり。彼等は地主の氣風に化せらるゝ
が爲めに豪健尚武の氣象を得たり。此に於てか族長の世は、一變して、地主の世となり、舞踏
の子、宴安の子、和歌の子は地方に出でゝは、一大武門の首領となりぬ。彼等の子孫が都に出
で藤原氏の門に至りて仕進を求むるや、皇親王臣たる榮名は已に過去の事蹟となりしと雖も、之
に代ふるに武幹、膽勇を以てせしかば、却つて藤原氏の用ゆる所となること、其父祖の朝官た
りし時よりも重かりき。己にして藤原氏また内に門戸を分ち、黨派を立て、各々威權を爭ふや、
また競ふて武人を延きて、其爪牙として之に依頼し、以て威權を固ためんとするがため、地方
の地主は益す都會に重用せらる、之より騎馬の地主が、其郎黨を率へて京師を往來するを見る
こと、益す多くして、遂に制すべからざる一大勢力となりぬ。此くて彼等は、殆んど詩歌的

敬を呈したる雲上の公卿も、近よりて之を見れば、無詭にして情弱なるを見て、初めて之を輕んずるの心を生じぬ。陽成の朝、藤原の高藤、一少年にして山科の間に遊獵し、風雨に遇ふて夜、道を失し、僅かに燈火を認めて一民屋に入る。主人は即ち郡の大領宮道彌益也。僅かに少年の名姓を聞き、天上の客の如くに思ひ、之を迎へ、其の女をして探掃に供らしむ。其家は綱代を以て天井とし、庭を立て屏風とし、高麗縫の疊を有する僅に三疊、少年の困臥するや大領、自ら少年の濕衣を捧げて退きぬ、而して貴族の枕席に侍したりと云ふの故を以て、少年の再び訪はざるに關らず、其女を他に嫁せしめざること數年に及びぬ。如何に其の生活の質素にして、如何に貴族を敬重するの深かりしそ。今や然らず。地方の地主は長剣を提げ、名馬に鞭ち、揚々として京都を來往し、また貴族の少年を禮せざるに至る。其實力の如何に發達し、如何に希望の大を加へたるぞ。將門純友の叛謀の如き、また此の實力、野心の發達に外ならず。此の時に際して神官僧侶が其武力によりて朝廷に迫まり、公卿爲す所を知らざるや、急に武門を重用して之に依頼するに至りしかば、久しく潛勢力たりし武門、今や一大勢力となりて現る。是より數百年、朝廷、寺院、武門の三大勢力、天下を三分して、歴史は其集散攻守の事跡によりて書かるゝのみなきに至りぬ。

二百八十四

州の神社に納めしむ。五年正月之より
岐佐至朝殺防親てを大先、其之を怨和國守
につ延すきを攻む、徒守源賴親^{興福寺の僧}
流にてにての子賴房^{衆多}を駆逐す。
す賴親^訴ふ、徒く此之僧房をなみ、賴親^房
房親ふ、徒く此之僧房をなみ、賴親^房
をなみ、此之僧房をなみ、賴親^房
隣土にをなみ、賴親^房

さ六は貨の僧三
る入れを険静人
。て源を範等
伊比ふ發等
豆蕭こき仁
に與きて明寺
流十現賢帝

達使、平の直方、中原成道等を遣はし、東山、東海、一道の兵を發して之を討たしめ、別に藤原光業をして安房守たらしむ。光業忠常を恐れ、印を捨てゝ京師に還る。此に於て平の正輔をして安房守たらしむ。直方等數ば戦つて功なく、三年九月に至るも、忠常の勢猶減せず。朝廷即ち甲斐守源の頼信をして、坂東諸國の兵を率ひて、之を討たしむ、頼信時に常陸にあり。左衛門尉平の惟基と共に、急に襲ふて、忠常を捕へ、之を京師に送る。忠常道に死す。頼信の子頼義、武幹勝勇あり。平の直方、其勇を稱して、女を以て之に妻はす、此時に方つて未だ源平の別あらざる也。已にして後一條崩じて、御朱雀立つや、長暦二年、三井寺の僧明尊を天台の座主とす、延暦寺の僧徒、其智證の流に出でゝ、慈覺の子孫にあらざるを名として、拒絕して納れず。大衆を擧つて闇白頼道の門に迫る。頼道慰喻して曰く、明日を待つて後に議せんと。明日使をして云はしめて曰く、天台の座主は重大の任にして、必らず智德兼ね備はりしものならざるべからず。何ぞ必ずしも慈覺の系統たると否とを問はんと。衆徒大に怒り、直ちに頼道の第に迫り、其門を破つて侵入せんとす、頼道懲怒、平の直方をして繋つて之を破らしめ、其の元悪を捕へて獄に下す。藤原氏あつて以來、數百年未だ曾つて其氏の長者の門に迫るものあらず、之あるは此僧徒を初とす。武門武士が、未だ甘んじて藤原氏の門に屈するの時、此大勝なる行為あり、以て藤原氏の權漸やく衰ふると共に、寺院の勢力の強大を加へたるを見るべき也。之

より延暦寺の僧が高陽に火を放つあり、京師の盜賊、弓箭を帶びて徘徊し、僧俗其間アリ争ひて
行人を劫掠、殺傷するあり。己にして後朱雀崩じて後冷泉之に代るや、永承五年正月、興福寺
の僧徒延暦寺の例に倣ひ、久しう怨恨せる國守源の頼親に向つて報ゆる所あらんとし、兵を起
して其の館を攻む。頼親其子頼房と戦つて之を退け、衆僧を殺ろすや、僧徒之を朝廷に訴へ、
佛法に敵し王法に敵するものとなし、遂に朝廷をして頼親父子を流罪に處せしむ。

世玉-七つシル七者ウ十此升下つるにしり竹是保升後
四日ケ十て羅アのシ十のヰ二時ミ道てやして藤をれの法三
世ヨレ三之馬ルサウ一治リ年四云用之倉て作原も天例を條
ミ豈ニ年を東ブルス年世ヤ、曆ふしな人、ら資て皇を定の
事王リに據帝アタタニム英一。テ試沙其し仲御用め時
ふへ！はにをランルはし征國千 宜むなむにを簇ゆて
て、七法す破スなクセて服は七 旨天盛成所命作の、長斗

祖父の頃より世々北狄の酋長にして衆心を得、また武幹ありて四方を侵略し、今や殆んど六郡を奄有し、南は白河の關より北は率土ヶ濱に及び、衣川の嶮によりて柵を設け、自立して貢賦を納れず、公役を奉せず、國守もまた之を制する能はず、陸奥守藤原の登任一たび之を撲つて大敗す。此に於てか永承五年源の頼信の子、頼義を以て鎮守府將軍として之を擧たしむ。頼義曾て父頼信に従つて平の忠常を撃ちて勇名あり、坂東の將士、多く心を屬す。頼義任に赴くや

支の年ひ王百時那に謝罪せしむ
安六時に宋の神宗む
新法年には千石十に承す
新法年には千石十に承す
入寇あり
年後頼
代金承葉保事に一
年後頼
和歌を集
權大納言源隆國
死す、宇治に開
居し客が集めに
奇異聞か語ら
今昔物語と云
ふ。三年八月右兵衛
房尉重宗、源國
興房尉重宗に亂を
之を平く。

適々大敵に會て頼時に自新せしむ。頼時、喜びて禮聘を厚くして頼義に仕ふ。已にして任滿ち
て歸らんとし、頼時之子貞任に娶はすに、權守藤原說貞の女を以てせんとす。說貞、貞任の夷
狄なるを厭ふて許せず。貞任之を憤り夜說貞の子光貞の營を犯す、頼義之を聞き貞任を罪せん
とするや、頼時慨然として曰く、人生世にある妻子の爲めのみ、貞任を失ふは寧ろ頼義に負く
に如かずと。一族之に和して遂に背叛す。時に頼時の女婿藤原の經衡、平の永衡、頼義に従ふ、
或は曰く永衡異心あり、其胤の衆に異なるは是れ頼時の兵をして己を識別せしめんがためなら
んと頼義即ち永衡を斬る。經衡自ら安んぜずして走つて頼時に歸し、相共に衣川の關を塞ぐ。
時に天喜四年也。之より攻戰已らず。五年、頼義、廣く夷種に募り、頼時の族人、安倍の富忠
をして、計を以て襲ふて頼時を殺さしむ。頼時の子貞任、身幹鎧大腰圍七尺四寸にして、膂力
人に踰へ、勇武、族人の尊重する所となり、富忠を擊つて之を破り。義弟藤原の經清の策によ
り、私に白符を作つて諸郡を徵發す、無印の白符は曾つて鎮守府の發する所也。此に於てか國
人靡然として之に従ひ、其勢益す大也。經清は鎮守府將軍秀郷の後也。頼義東海東山の兵三千
人を發して、貞任を河崎の柵に攻む。貞任精兵四千人を以て大風大雪、上國の人馬、凍餓せる
に乘じ、左右翼を放つて頼義を逆撃す。頼義其子義家、藤原の景通、大宅の光任、清原の貞廣、
藤原の範季、則明等と僅かに身を以て免かれ、士卒略ぼ盡く。然れども頼義銳意侵撃を盡し、

任滿つること二たびにして、再び請ふて重任し、康平五年、金幣を贈ふて出羽仙北の夷俘、清
原武則の助を請ふ、武則一萬人を率ひて來る。此時頼義、兵士三千人あるのみ、即ち身を武則
の軍に投じて、武則の子弟六人を分つて全軍を分轄せしめ、自ら之を總べて小松の柵を攻めて
之を取り、進んで衣川を取り、遂に貞任を厨川の柵に殺し、弟則任宗任を降し、貞任の子、千
世童及重任、宗任を以下殺ろし、奥州初めて夷らぐ。前後の征戰九年に亘る故に、世之を前九
年の役と云ふ。而して此役策略戦闘多くは清原武則の功也。頼義功を以て伊豫守となり、子義
家出羽守となり、義綱左衛門尉となり、武則は從五位下鎮守府將軍となる。頼義、將士の功を
論して之を朝廷に奏し、三たび陸奥を治めて後を善くせんことを乞ふ、朝廷報せず。即ち報せ
ずと雖も、之より、東北の將士心を源氏に屬するもの多し。

商七十三節 後三條藤原氏ノ情を報ふ
四年三月高麗王の妃病む、丹波守
の名を聞き太
の永保元年興福寺
の僧徒を脅す、書
退却し、武則の名を聞かず、書
追り、多武夫の殺害
三百餘人を大舉さ
て放つて大舉さ

る使し城山社使相焼寺の巳を修發するをかすて寺僧延當しによ初で鎌く。
身て寺僧にを駆くか僧に邀附むしても政率延日兵、曆公てしりめ免足
を之の之卒發ふ之攻兵しへ兵るて六のむひ曆青敵相寺範與て四てるの多
以を僧を幣し、よめ數ててをに日月數僧て寺祭百事圓を福燒百經。像武
て射兵以すて八りて千延道以圓吉勅千兵圓のをひ城龍寺燒二燈天を鑿
免そさてる日月數之圓脣ふて城祭使已集城僧交率圓寺むのす十せ智賀僧
シ勅な圓や吉勅はを城寺、之寺をまにま寺兵野へ城の別勅年しのふ、

を導く。天皇の資性、剛峻、氣銳、昂々として屈せざるの風あり。凡そ太子は意切の劍を得る
を例とす、是れ基經より傳來する所也。後三條の太子たるや之を賴迺に乞ふ。賴迺肯せずして
曰く、藤原氏の出にあらざれば之を得べからずと。太子之を聞き憐然として曰く、太子の位は
徳にありて、劍にあらずと。之より藤原氏を憤つて之を抑へんと欲し、事ごとに古例を破る。
已にして後冷泉の崩御に逢ふて位に即くや、烏寫を着く、内大臣師房、前例赤寫なりしを云ふ
や、即ち退けて曰く、朕は長元御記によりて即位式を行ふなりと。また前例によれば天皇高御
座に上る間は之を脱するを常とすと云ふものあり。天皇聽かず、朕據る所ありと爲して、終始
之を脱せず。直立して笏を持し、宣命を讀みたる時、臣民再拜の禮式を改めて三拜せしむ。此
に於てか舉朝懾然として悦ばず。乘輿の駕丁、人に打たれて狼狽奔馳し、天皇歸つて殿に入る
に藏人、天皇に任へず、燭を探るものなく、暗黒にして物色を辨ぜず。藤原氏の天皇を悦ばざ
るもの此の如くなき。然れども剛銳の氣質は遂に百官を屈して、其命を奉せしめ、多く振刷
する所あり、其最も著しきは延久元年、豪族漫りに莊園を占むの風を革めんとして、寛德二年、
以後の新置にかかる莊園は、一切之を廢し、且つ之より以前のものと雖も、券契の確明ならさ
るものはまた之を停むべしと定めたる一事にありとす。蓋し、舊制によれば有功の臣に田を
與ふるを功田と稱し、大功、上功、中功、下功に分別し、大功は之を世襲とし、上功は十世に

前寛進を大にすしふつゝ愛三急て臣す道賀白子仁堀す。後參事しす尻ふ宮應
賀治、養臣歸べく後て問し條ら一師る、子師に「河」。
彦五賢つ師りし太三之ふて其さ日實や字也實し鳥天
齊年子く房即き子條あ、「女のら」もを其治^ノのて羽皇
院四是太の夜師の曰り師あ謹し參戎子に脚姿母の名
萬月也子次、實妃くさ實る傾む朝し左閑白女は第は
子、「ひに女右家さ宜云詐いを後なめ大居頼、關二普
拾遺原通俊、政さらし義中

傳へ中功は三世に止り、下功は身に迨んで官に隸をしむ。川原の大功田を籍して私田と云ふ。大化革新の政治は一切の田園を國有とし、私民私田を禁するにありしが、天武の反動より此制崩れて豪族各々私田を開きしも、猶ほ朝廷政權の達する所は此法行はれし也。然るに藤原氏専横以來、此法全く廢絶し、少功微勳の徒、また皆其の采邑を世襲して、莊園と稱ひ、縣官、郡守國司の所轄と犬牙相錯綜して、而して莊園の代官は、縣官國司よりも至大の權あるにより政令全く其領内に行はれざるに至る。是れ慧眼なる政治家の必らず解釋せざるべからざる問題也。然れども初より一切の莊園を廢すとせば即ち可也。苟も年所を限つて之を停めんとせば、天下服せず。且つ事實に於て政令區々に出来るや其弊また前時に異らず。去ればこそ後三條秋霜烈日の威を以て行ふと雖も、時平の改革と同じく、遂に全く行れずして終りぬ。是れ其威朝廷に行はるゝも、天下に行はれざるによると云ふと雖も、また其政策の根本的ならざりしかためのみ。其他、驕奢を戒めんとして、扇は檜柄に藍紙を帖せざるを用ひ、青魚の頭を炙り、胡椒を點して御膳に供せしめ、道途子女の用ゆる車馬の金飾を剥ぎ去るが如き、銳意改革せし所、若々として行如き、絹布の制を定めたるが如き、沽價法を定めたるが如き、斗升法を定むるが如き、綿布の制を定めたるが如き、銳意改革せし所、若々として行はる。此に於て、一日、關白敎道が族黨のため大和國守の再任を請ふや、天皇嚴然として對て曰く國司の再任は國法の禁する所、卿關白の權を以て國法を枉げんとする平。歷代の天皇、藤

の中宮さす天皇
の叔母おとめにして天皇
皇より長する十
九歳。

原氏外戚の權に屈するを以て、朕もまた此の如しと爲す乎と。教通怫然、衣を拂て大呼して曰く、藤原氏の諸卿悉く朝廷を退けよ、我祖、國家に大勳あり、而して天皇の云ふ所此の如し、春日の神威も今日に盡きたる乎と。公卿悉く教通に従つて退く。天皇遂に屈して、之を許す。之より天皇獨力藤氏と抗すべからざるを知り、稍々之を悦ばしめんとして、前關白賴通の子、師實の養女を納れて太子の中宮たらしむるに至る。天皇在位五年にして崩すと雖も、其藤原氏喪亡の運に乗じて獨斷、勇往したるがため、藤氏の權落潮の如くに落ち、之より多く員に備るのみ。

百七十四節 白河の親政 後三條已に頼波に乗じて藤原氏の權を削ぐや、其子白河天皇に至つては更らに甚しく、藤氏悉く懼服し、桓武以来三百年、初めて天皇の親政を見るに至り、威權赫々、思ふて成ざるなく、其の法勝寺を興して長日の法會を行ふに、數ば雨のために支へらるゝや天下何ものか朕に敵せんとするかと大に怒り、雨を器に盛りて獄に下すに至る。然かも天皇の親政は必らずしも良政にあらず。威福偏頗、造營頻りに造り、人民後宮の奉御に苦しみ、府庫、佞佛の費に盡き、穀萬石を容れて國司の官を得るものあり、父子三四人、同時に同官に任じて、任地なきものあり。十歳の小兒、納財によりて國司たるものあり。而して其中宮賢子を失ふや悲悼して位を第二子善仁親王に譲りて、然も猶ほ院にありて政を聽くもの四十年、刑賞悉く其の手に出で、然かも公平を失したりき。

百七十五節 白河の佞佛政治寺院を虐取ならしむ

此の如くして朝廷は僅かに藤原氏の虎口を脱し得たりと雖も、同時に之よりも恐るべき豺狼の手に陥らんとする。後朱雀の時已に一大武力となりたる寺院は、白河の佞佛政治によりて、更らに其力を増加し、今や公然兵力を用ひて憚からざるに至る。永保元年三月興福寺の僧、多武峯の僧と争ふて殺さるゝや、興福寺の大衆之を聞きて怒り、數千人大舉して多武峯を襲ふて焼打し、三百餘戸を焼く。多武峯の僧侶、敗北、僅かに鎌足の像を負ふて逃匿するに至り、天智の創造以來四百年にして堂塔殆んど盡き、之より、多武峰また振はず。興福寺已に此の如なるや他の寺院も、崛起の時已に到れりとなして此例を追ふ。四月、延暦寺の奴隸、園城寺の奴隸と争ふ。二人共に大津の民にして之を延暦寺の僧に訴ふ。僧徒之を省みず、因つて之を園城寺に訴ふ。園城寺の僧徒曰く自今、延暦寺の役を奉ずる勿れと。大津の民皆な之に從ふて延暦寺の日吉祭を沮害す。延暦寺の徒大に怒り、數千の兵を出して園城寺を襲ふ。六月勅使下りて日吉祭を修むるや、園城寺兵を發して之を遮り、行ふを得ざらしむ。此に於てか延暦寺の徒大舉して園城寺に侵入し、火を放つて之を焼き、二千餘戸を燐くす。園城寺之に酬へんとして、檢非違使の妨くる所となりて果さず。八月勅使、日吉に奉幣するや、山僧以て園城寺の徒となして之を追ふ。九月、園城寺の徒三百、夜に乘じて延暦寺を襲ふや、

田栗朝廷に起る
上皇臨み見る之
より既然として
行はる。
和寺の発行を以
て法親王さ爲
す。此に初

永長元年七月、

大衆逆撃之を殲滅し、進で園城寺を焼く。此の如くにして山僧は公然たる兵士となり、山門は一大城廓となり、首座は將軍となり、而して其攻戦の屢次なるにより、技術ある軍隊となりぬ。彼等は歴代藤原氏の恩恵によりて衣食し、藤原氏の長者を攻め、また藤原氏宗廟の地を焼く。彼等は已に勅使を攻めて之を走らし、宣命を寸裂して憚からず、彼等は何の時朝廷を頽滅せざるやを保せず。此に於てか朝廷懼然として武門に依頼する心を生じ、永保元年十月、白河の石清水に行幸するや、武名一代に高き義家義綱等をして、乘輿を掩護せしめて、山門の襲撃に備ふ。一年十月、熊野僧徒三百餘人、遙かに神輿を奉じて京に出で、尾張人の其徒を殺ろすを訴ふ。朝廷公卿の暗弱は、已に明白の事實となりぬ。神官僧侶、機會あれば其力を示めずを覺らず之より朝廷藤原氏を恐れず、藤原氏と共に寺院を恐る。故に白河曾つて嘆して曰く、天下意の如くならざるもの三、鴨河の水、雙陸の采、と山法師のみと。以て其の親政の如何に威權を揮ひしか如何に山僧の爲めに苦しめられしかを見るべき也。

百七十六節 出羽の夷骨清原の氏族叛す 天下事なく、武門息をひそむるに方てや、朝廷公卿は僧侶を養つて専横ならしめ、武士豪族も僧侶に屈服せざるべからざりき。今や天下漸く亂れんとするに際しては朝廷其生平、卑しあたる武門に依頼せざるべからざるに至りて、武門は急に發達しね。白河、院に退きて堀河之に代るや、寛治四年、陸奥の北東また事あり。之より先き清原の

武則、鎮守府將軍を以て死し、源義家、代つて將軍となりて北下す。時に武則の子武貞、荒川太郎と稱し、武衡、將軍三郎と稱す。武衡、陸奥國岩手、江刺、伊澤、和賀、稗拔、志波の六郡を領し、勢威東奥に振る。已にして武貞死し其子貞衡之に繼ぐ。武貞、故藤原の経清の妻を納めて別に家衡を生む。経清の子、清衡とまた母に従つて武貞に養はる。貞衡子なく、平の安忠の子成衡を養つて嗣となし、多氣權守平致幹の孫女を養つて、成衡の妻とす。致幹の孫女は即ち源頼義が常陸に次れる時、致幹の女に私して生む所也。適ま貞衡の姑夫、吉彦秀武、出羽より來り、酒饌黄金を携へて貞衡を訪ぶ。貞衡之れを禮せず、秀武怒つて國に歸り、人をして清衡家衡を煽揚せしめて曰く、公等、碌々貞衡の爲めに臣僕とせらるゝかと。二人怒つて貞衡を攻め、秀武に應ず。義家將軍となりて下るや、其の異母妹の義父の故を以て、貞衡を助けて家衡を圍み、利あらずして歸る。義家の弟義光、宿衛して禁中にあり、義家の苦戦を聞きて之を助けんことを乞ふ、朝議許さず。即ち脱して義家に合し、家衡、秀武等を兵を構ふるもの三年、遂に之を夷らぐ、之を後三年の戦と云ふ。此役、前九年の戦に頼義の持む所は清原武則にありしが如く、義家の持む所は一に貞衡の軍にありき。時に義家の從者平景政あり、鎌倉の權五郎と稱す。挺進して其目を射られながら、矢を折り進んで敵を擊殺し、後背を脱して倒る。矢猶ほ目に存す。三浦爲縁爲めに之を抜かんとして、足もて其面を踏む。景政大に怒り刀を抜て爲

機を斬らんとす、曰く戦つて死するは武士の甘ずる所也。生て面を踏まるゝは、死よりも忍べからずと。爲維謝して跪て之を抜く。景政時に僅かに十六歳。以て當時の北方武士が如何に意氣を尊とび、如何に面目を破壊したるかを想見すべし。而して義家征戦の頗末を奏して、將士の賞を希ふや朝廷、私闘と爲して許さず。義家怒つて武衡家衡等の首を道に捨つ。此の如くして東北再び朝廷に遠りて、源氏の威信を慕ふに至りぬ。

百七十七節 寺院朝廷に迫る 併かも武臣は猶ほ柔順にして、宿衛を榮として朝官を望むのみ。山法師の凶惡無道なるが如くならざりき。故に朝廷以て意と爲さず、白河上皇の如きは退位の後、近畿を周遊して佛事に耽り、高野に行幸すること四回、熊野に行幸すること八回、其寺院に寄する所の等身佛像三千百五十、三尺以上の佛像二千九百三十八、七寶塔二十一、小塔四十八萬、畫佛五千四百七十、丈六佛、一百二十七に達し、殺生を禁断し、籠鳥を放ち、漁網を焼棄せしむること五千八百、田樂を起して遊宴に耽り、以て親政の威を振ふ。後三條の克己的親政は一變して驕驕の親政となる。此に於てか神官僧侶の跋扈甚しく、山城賀茂の邑人を憎みて之を燒打にして二百餘戸を亡ぼしたり、興福寺の山徒あり。數千群を爲して座主を追ひ、坂下の民家八十を焼ける延暦寺の僧徒あり。春日の神木を奉じて數千京に入り、近江守高階爲家が神奴を掠めたるを効奏して、遂に爲家を流罪せしめたる興福寺の衆徒あり。興福寺と難を構へて數ば兵を

出せる金峯山の僧侶あり。日吉の神輿を奉じて闕に至たり、源の義綱が其徒を殺したるを嘆訴し、遂に關白師通をして、鳳闕の前に拒ぎて戦を開くの已むを得ざらしめし延暦寺の山僧あり。藤原氏は陰謀によりて朝權を奪ひ、山僧は武力によりて朝憲を紊亂す。而して白河上皇、猶ほ佛に佞するを已めず、永長元年剃髪して白河法皇と號し、然かも僧侶が兵馬の權を取らんとするが如く、遁世して猶ほ政權を捨てず、別に院を立て、納言參議の才幹ある者を集めて院の別當と稱し、兵曹を設けて材武の士を集め、北面の士と號せしめ、法皇の宣旨を奉行せしめ、名けて院宣と云ふ。院宣の威、勅旨よりも强大に、天下の政令是より一途に出で。事を好むの徒其門に鍾まる。關白師通之を見て憚はず。天下讓位の君にして此の如きものあらんやと云ふに至り、法皇少しく憚かると雖も、師通死して法皇まだ憚かる所なし。堀河仁徳の君と雖もまた其仁徳を施すの地なく位に備はるのみ。在位二十一年にして崩す。

を殺ろす。義経に恨て自立す。義経を殺院宣を奉り、近江甲賀山に退く。

言すれば平氏の多くは、半野半文の徒にして、半ば貴族的習氣あり、半ば野民的心性を有した

百八十節 沈氏之發達及少其持生

孫多く關東にあり。其子滿仲、攝津の多田にゆり、滿仲の子頼親、興福寺の僧と戰つて九州に流され、其の族黨九州に生じ、其の弟頼信は甲斐守たりしが、後、平忠常を滅すの功を以て、上野常陸介となりしがため其の族黨三國に蔓延し、其の子頼義、相模を領し、鎮守府將軍となつて、東北を鎮して、其の子義家また其の職を襲ぎ、東北の士心を得て、族黨を其地に生す。義家の子義親對馬守となり、肥前の豪族、高木文貞と婚を通じ、其勢を用ひて鎮西を侵略す。勅使之を召すや勅使を殺ろして至らず。即ち兵を發して之を隱岐に流すや、隱岐より出雲に至り、自代を殺ろし官物を奪ふ。因幡守平正盛討つて之を殺ろすと雖も、九州により亂れ、東北また自ら義親と稱して、侵略を試むるものあるに至る。而して義親の子爲義、朝廷に用ひられ、爲義の子、爲朝、九州に下りて薩摩國守吾多の忠景と婚を通じ、薩隅を侵して肥後に入るや、賴親義親の族黨之に應じ、九州また大亂となり、而して爲朝自ら總追捕使と號し、時人之を日本後將軍と唱ふるに至る。故に九州また源氏の逸族あり。而して源氏にせよ、平氏にせよ、其族黨の諸國に蔓延するや、必しも其族黨を擧つて遷徒するにあらず。其の國司たるの間、或

は行軍の間、或は偶然の事情より、地方の地主豪族と婚を通するや、即ち彼等は名前を婚とするの光榮によりて、直ちに其族黨となるものにして、一滴の血液は、即ち地主豪族を化して族黨たらしむるの力ある也。常陸に於ける頼義一夜の宿舎は、如何に出羽の清原に源氏黨を作りしか、單身飄然たる爲朝の九州下向が、如何に源氏の勢力を九州に伸ばしたるを見れば、當時地方の地主豪族が、如何に名族を推戴し自ら好みて其の姓を名乗りたるかを想見すべき也。故に平氏の黨にせよ、源氏の黨にせよ。多くは一滴の血、一點の名に過ぎずして、實は固有なる地方氣質、特有なる地方性情を存する豪族が、一片の洗禮を受けたるにすぎざる也。故に彼等は、其地方固有の氣象習俗を具ふ。平氏が王朝に近くして、其貴族的習氣を有するは、是れ王朝の感化を受け、溫柔なる自然を有する中國、近畿の種族なるが如く、源氏は、其の據る所の地の關東、東北、九州なるかため、其の躊躇、荒野、猛烈の氣象を有したり。彼等は王朝の光華に遠きがため、之を崇敬するの念少かりき。彼等は王朝の恩澤に浴すること少なきがため、殆んど風馬牛の感を以て、其の盛衰を見たり。彼等は王朝的文明の感化を蒙ること少なきがため、其の自然と歴史が賦與したる豪健なる氣象を失せざると共に、王朝的政治思想に感ぜざりき。彼等は主從の別は、意氣相投したるより生ずるものなるを知れども、何故に君臣の別あるかを解せざりき。近畿中國の武士が、何故に王朝の前には首を低れ、是非を問はずして屈す

子も滋光ての和羅義機義義に二
破。忠私之子也三忠ひ忠家亂年
明朝をにに。那義しを。二月
を延殺人代爲故殺家めし義ら義
疑義うかゆ義に光のんて親る義
ひ綱さし。を云と弟と家の、親
之のして義以親不斬すを弟や已

た機會なきがために暫しき乎を保つのみ。白河法皇之を覺らす。其の脇原氏の勢いなきを幸として、遊宴、驕奢、私曲を極め、左なきだに微弱なる朝廷の外に、院を立て、詔勅の外に院宣を出し、左右近衛の外に北面の士をあき、太政官の外に、院の別當を設け、天皇の任命、法皇之を沮み、法皇の院宣、天皇の詔勅と支吾せしめて、以て政令二途に出で、天下をして之を伺はしむるに至る。當時の親政は、正に是れ噴火山上に飛舞して得意をせるもの也。

百七十九節 平氏の特性 道長時代にありて一樣の光景、一樣の状態を以て彼處此處に發生したる地主的武門の一種族は、此頃に至りては、已に分明に二個の區分を生ずるに至りぬ。一は平氏に屬するもの、一は源氏に屬するもの。平氏に屬するものは近畿中國を主とす。其最も著はれたるもののは正盛忠盛にして、伊賀伊勢の間に居り、其後、其連枝南海に生じ、備前に生じ、淡路に生じ、安藝に生じ、播磨に生じ、因幡に生ず。此の如く、平氏は其の居る所京畿王朝に近くして、其の光華に近く、其の恩澤に浴し、王朝的の政治思想——王室を中心とし、公卿を藩屏とする貴族的王朝主義を信奉し、凡そ人、此制度に反する能はずと信じ、また此の外の制度を夢想したることもあらざりし也。故に田舎勢力たるに於ては、源氏と異ならずと雖も、猶ほ貴族的習氣あり、王朝的感情を全く備へざるものにはあらず。腕力を尊ぶも和歌的修練なきにあらず、粗暴なりと雖も猶ほ優しき心性あり、朝廷を輕んずと雖も、之を尊敬したり。略

て實り藤つ白即嘉季子宗
之。原て河位承り、仁空
を攝初思政法す二女母、天
法政め賀か。皇時年英子は堀
玉を藤攝院に十子也。河原の名
に詔原政くに五ニ也。あ歲月
訴み公た。あ歲月

第十七章

源平一氏崛起して平氏先づ政權を執る

二四九十六

第百七十八節 白河驛驛、噴火山上に躊躇す 第百七十九節 平氏の特性 第百八十節 源氏の發達及び其特性 第百八十一節 天下大亂の兆 第百八十二節 保元の亂 第百八十三節 保元の亂、平治の亂を生む 第百八十四節 源氏の平氏に凌がれし所以 第百八十五節 僧侶盜兵となる 第百八十六節 平氏に非る者は人に非ず 第百八十七節 平氏顛覆の陰謀 第百八十八節 平氏の地位、清盛の政策

は、天下の大亂に先てる沈靜なる一雰時のみ。天下皇室の親政を歓迎したるにあらず。藤原氏已に衰へて、山門漸やく驕るも、猶ほ武門が朝廷に屬するの故を以て、甚だ兇暴ならず。武門漸やく力を得るも、公卿の歴史的權威を慕望敬重して、敢て暴發する能はず。恰かも青蛇と野蠶と蚰蜒の互に相制するが如く、舊勢力已に去らずして一縷の命を存し、新勢力代らんとして、未

言すれば平氏の多くは、半野半文の徒にして、半ば貴族的習氣あり、半ば野民的心性を有したり。これ其の王朝文明の中心に近接したるがため也。

百八十節 萬葉の傳達及び其特性

源氏に至ては然らず、源の經基鎮守府將軍となりし以來、其の子孫多く關東にあり。其子滿仲、攝津の多田にゆり、滿仲の子賴親、興福寺の僧と戰つて九州に流され、其の族黨九州に生じ、其の弟賴信は甲斐守たりしが、後、平忠常を滅すの功を以て、上野常陸介となりしがため其の族黨三國に蔓延し、其の子賴義、相模を領し、鎮守府將軍となつて、東北を鎮して、其の子義家また其の職を襲き、東北の士心を得て、族黨を其地に生す。義家の子義親對馬守となり、肥前の豪族、高木文貞と婚を通じ、其勢を用ひて鎮西を侵略す。勅使之を召すや勅使を殺して至らず。即ち兵を發して之を懲戒に流すや、隱岐より出雲に至り、自代を殺し官物を奪ふ。因幡守平正盛討つて之を殺すと雖も、九州より亂れ、東北また自ら義親と稱して、侵略を試むるものあるに至る。而して義親の子爲義、朝廷に用ひられ、爲義の子、爲朝、九州に下りて薩摩國守吾多の忠景と婚を通じ、薩隅を侵して肥後に入るや、賴親義親の族黨之に應じ、九州また大亂となり、而して爲朝自ら總追捕使と號し、時人之を日本後將軍と唱ふるに至る。故に九州また源氏の逸族あり。而して源氏にせよ、平氏にせよ、其族黨の諸國に蔓延するや、必しも其族黨を擧つて遷徙するにあらず。其の國司たるの間、或

は行軍の間、或は偶然の事情より、地方の地主豪族と婚を通するや、即ち彼等は名族を婚とするの光榮によりて、直ちに其族黨となるものにして、一滴の血液は、即ち地主豪族を化して族黨たらしむるの力ある也。常陸に於ける賴義一夜の宿舎は、如何に出羽の清原に源氏黨を作りしか、單身飄然たる爲朝の九州下向が、如何に源氏の勢力を九州に伸ばしたるを見れば、當時地方の地主豪族が、如何に名族を推戴し自ら好みて其の姓を名乗りたるかを想見すべき也。故に平氏の黨にせよ、源氏の黨にせよ。多くは一滴の血、一點の名に過ぎずして、實は固有なる地方氣質、特有なる地方性情を存する豪族が、一片の洗禮を受けたるにすぎざる也。故に彼らは、其地方固有の氣象習俗を具ふ。平氏が王朝に近くして、其貴族的習氣を有するは、是れの光華に遠きがため、之を崇敬するの念少かりき。彼等は王朝の恩澤に浴すること少なきがため、其の自然と歴史が賦與したる豪健なる氣象を失せざると共に、王朝的政治思想に感ぜざりき。彼等は主従の別は、意氣相投したるより生ずるものなるを知れども、何故に君臣の別あるかを解せざりき。近畿中國の武士が、何故に王朝の前に首を低れ、是非を問はずして屈す

るかを解する能はざりき。彼等は腕力と勇氣の尊ときを知れども、歴史と、官爵の尊とき所以を解せざる也。彼等は王朝公卿の文弱にして、腐敗せるを知れども、其光華を見る能はざる也。彼等は貴族的王朝政治なるものは、一定動かすべからざるものとは思はず。平の將門が關白忠平に向つて檄を放ち、「天の與ふる所已に武藝にあり、誰か將門に比せん」と云へるが如く、武勇の前には天皇も、歴史も、制度も、公卿も敵すべからざるものと思ふ。之を要するに、王政は僅かに近畿、中國の民に其の根を据へたるのみ。未だ十分なる形跡を爲さずして、已に藤原氏、山門、豪族の爲めに其發達を妨げられて、恩光を關東、東北、九州に及ぼす能はず。此等の民は政治上の經典なく、信條なく、天真爛漫、疎懶風を爲し、直索俗を爲す。源氏と云ひ、平家と云ふも、等しく武臣地主にして、其分るゝ所以實に此に存す。而して彼等は北歐日耳曼の蠻人が羅馬貴族の招聘する所となりて之に仕へたるが如く、暫らく首を垂れて王朝に仕へたるのみ。所謂る勤王と云ふが如きは其夢にだら知らざる所なりし也。

の六り著假利れし櫛た藤法年蹴衣門す志いすのな監く上北りす尉保起天三壓をホすて關
爵年五月延暦寺はさす、てさり原師二てをも。をに、厭き康、皇面和、佐延す下年風雨あり、
所ふ世行原に弟業也三づくる女しす日へ論榮日殊士を清憲华
大之山、賴伊。や時四て、厭きト利其寵に善武清左
銳爲を相に過榮賀時四時之笑歲過常康を市の從なしく略出兵
あ榮三唱隙世爲守に行にて、世門騒談朝常弟受てすあ家衛

るかを解する能はざるき。彼等は腕力と勇氣の尊ときを知れども、歴史と、官爵の尊とき所以を解せざる也。彼等は王朝公卿の文弱にして、腐敗せるを知れども、其光華を見る能はざる也。彼等は貴族的王朝政治なるものは、一定動かすべからざるものとは思はず。平の將門が關白忠平に向つて檄を放ち、「天の與ふる所已に武藝にあり、誰か將門に比せん」と云へるが如く、武勇の前には天皇も、歴史も、制度も、公卿も敵すべからざるものと思ふ。之を要するに、王政は僅かに近畿、中國の民に其の根を据へたるのみ。未だ十分なる形軀を爲さずして、已に藤原氏、山門、豪族の爲めに其發達を妨げられて、恩光を關東、東北、九州に及ぼす能はず。此等の民は政治上の經典なく、信條なく、天真爛漫、疎懶風を爲し、直素俗を爲す。源氏と云ひ、平家と云ふも、等しく武臣地主にして、其分るゝ所以實に此に存す。而して彼等は北歐日耳曼の蠶人が羅馬貴族の招聘する所となりて之に仕へたるが如く、暫らく首を垂れて王朝に仕へたるのみ。所謂る勤王と云ふが如きは其夢にだも知らざる所なりし也。

白河の親政なるものは、此の如き新民族が、未だ爆發せざるの前に方
つて、天下暫らく陰靜なりしに乘じて、縱横私意を行たるに過ぎず。白河の輕驟なる之を知ら
ず。親政の時眞に至れるものと信じ、放恣、漫縦、以て得たりと爲す。此に於てか、一旦其親
寵したる源の義家を疎して、平の正盛忠盛を親寵し、是より源平相闘ぐの端を開く。而して諸

諸國二氏の族黨ならざるもの、形勢漸々く動かんとするを見て、各自黨派を分つて二氏に懇服す。之より源平の二氏天下を兩斷す。此に於てか鳥羽帝の立つて堀川に代るや、數ば制符を下して、諸國の武士の源平二氏に屬するを禁ずと雖も、新民族勃興の勢得て制すべからず。遂に後白河の時に至つて爆發するに至る。堀河鳥羽の時代を通じて、白河法皇は猶ほ院中に政を聽き、院宣を以て天下に號令しつゝありしが永承元年、大納言藤原の公實の女、璋子を鳥羽に納れて中宮とす。璋子實は白河法皇が、少小より親寵狎愛する所なりしが、其立つて鳥羽の中宮となるの後も白河之に狎るゝこと猶ほ悛めず。鳥羽之を嘲み、其顯仁親王を生むの後も、顯仁を己の子として見ず、法皇の子として之を嘲る。已にして十六年の在位の後、位を顯仁親王に譲り、之を崇徳天皇とす。世に白河を本院と號し、鳥羽を新院と號し、天皇の府と併せて政令の出る所、三途となる。已にして大治四年、七月白河法皇崩じ鳥羽上皇、院中の權を専らにすること、白河法皇の例による、後宮の權、寵臣の政、華奢の遊は其特色にして、鳥羽萬乘の身を以て夜、平忠盛を從へて嬖妾を外に訪ふに至り、郊外の遊には妃嬪其服飾の美を競ひ、殿上の正服を粧ふて雪見の遊を爲し、烏帽子の角、朝臣の強裝束、皆な此時より初り、堂々たる丈夫、面に粉黛を施すの風も此時より初りね。而して政權一途に出しが爲め天皇に疎外せられしものは法皇に行きて官を得、法皇に怒られたるものは天皇に走りて之を訴ふ。是より以前は驕奢は藤原氏の

業たり、今や天皇と藤原氏の別なく、皇宮は貴族社會風流の中心にして、皆な浮華相競ふて得たりとなし、武門武士の疎懶野鄙の風を見て、劣等なる人種として、之を嘲侮すること豚犬の如し。心あるものは大亂の將さに起るべきを知らざらんと欲するも得べからず。故に識者功名の念あるものは、腕を扼して時至れりとなし、道念あるものは、時を悲みて世を遁れんとす。西行が鳥羽法皇の親寵を擲つて、一世を雲水に托したるも、此時にあり、伊賀守、藤原爲業が、兄弟三人共に世を遁れて大原山に隠れしも此時にあり。

百八十二節 保元の亂

已にして鳥羽上皇また剃髪して法皇と號す。法皇猶ほ色を愛し、中納言藤原長實の女得子を納れて女御とし、寵幸比なく、名けて美福門院と云ふ。體仁親王は其出也。美福門院早く其子の天皇たらんを見んと欲す、而して崇徳は鳥羽の見て以て子とせざるものにして、其最愛の女御の勧誘に抵抗して擁護するの受あらざる也。此に於てか生れて僅かに三歳の體仁を立てゝ太子とし、即日位を譲らしめんとす。崇徳、慨然として曰く何ぞ相促すの急なるど。然れども百官朝にあり、受禪を儀を備へて之を俟つを以て、遂に己むを得ずして位を避け、體仁帝位に即く、之を近衛天皇とす。近衛位にあること十四年、子なくして崩す。此に於てか崇徳思らく、己罪なくして廢せられ、今や天皇儲貳なし。宜しく重祚すべし。然らずんば己の子重仁を立つべしと。中外また多く意を重仁親王に屬す。然れども美福門院は崇徳を廢しつめ許して生ひ、俄若牛の如きを生む。近衛元年八月、藤原多子の後、藤原多子を納れ。多子の女にしめ各々寺に入らしむ。永暦元年八月、近衛帝の後、藤原多子を納れる。是れに當てては、天子に納められ、天孫傳承の義を成す。是れに當てては、天子に納められ、天孫傳承の義を成す。

たる張本也。今や其愛子の早世に遇ふて、崇徳が己に呪詛したりとの風説を信せざる能はず。故に寧ろ崇徳の弟雅仁を立てゝ、崇徳を拒まんとす。鳥羽法皇之に從ひ、之を立てゝ後白河天皇とし、また其子守仁を立てゝ太子とす。此に於てか崇徳は重祚の望已に絶へ其子重仁を太子とするの望もまた消ゆるにより、憤慨、激昂、怒髮天を衝く、己にして保元元年十月鳥羽法皇崩す。崇徳之を聞きて宮に至れば、右衛門權佐藤原の惟方、遺詔と稱して拒んで納れず。崇徳、痛恨、深悲、禁ずる能はず、遂に兵を擧げて、皇位を争はんとす。之より先き藤原忠實の子頼長、左大臣たり。兄攝政忠通と權を争ふ。忠實、忠通を抑へて頼長を伸ばす。頼長材幹機智あり、博學精通、公卿多く比肩する能はず。然れども彼れ常に文學技藝を卑しめ、兄忠通が詩歌に達し、草隸に巧みに、聲譽あるを笑ひ、天下の士の爲すべき所にわらずと爲す。其豪健の氣、權變の才、公卿の忌む所となり、私かに恩左府の名あり。初め鳥羽法皇に寵任せらる。適ま近衛の崩じ美福門院の崇徳を疑ふや、頼長法皇の近臣を凌辱す。近臣讒するに崇徳の呪詛に與れるを以てす。是より法皇の寵遇衰へ、繼嗣を議するに方つても、其敵手忠通と謀つて頼長に及ばず、頼長また憤恚す。此に於てか崇徳、頼長に謀るに大事を以てするや、頼長之を懲誅し、兵を四方に募つて白河殿に集む。是れ法皇崩御を去る僅かに七日の後也。内には崇徳の美福門院、後白河と權を争ふ此の如きあり。中には頼長の忠通と權を争ふ此の如きあり。而して武門武

三百四

六條天皇名は順
子仁藏女月八月
順天二條の第二
順天即位大輔紀兼盛
永萬元年七月
に二歲左大臣房
攝政了。基房は順天
の母也。延暦寺を
福寺や御寺の班を
争ふ。ふと戰ひて

三年二月天皇位を皇太子に譲る時に天皇五歳にして太子八歳古今未だ曾てあらざる所也。清淨園萬元年六月清盛廟んで剃髪し

士また腕を扼して事を俟つあり、大亂の空氣は四方より壓し來りし也。此に於てか一時の平を見て、親政の時來れりとせる朝廷の夢は、忽然として破られぬ。法皇の將さに崩せんとするや、内大臣藤原の實能私かに法皇に語つて曰く、方今の形勢、陛下百年の後、大亂の興らんこと必せり、早く之に備ふる所なかるべからずと。法皇武幹勝勇の士を擇び、源義朝、平清盛、源義政等十人をして、誓書を美福門院に納れて、緩急奉公を怠らざるを約せしむ。已にして上皇、兵を起し、源爲義を招ぐ。思らく義朝を致すを得べしと。然れども已に美福門院に先せらる。此に於てか爲義辭するに、年老ひ事に堪ざるを以てす。上皇強ひて已ます、爲義其必ず敗るゝを知るも、知己の情に酬へんとして、其六子を率へて起つ。末子爲朝九州の兵を率へて之を助く、平忠政、また上皇に應ず、兵集まるもの一千人。南都興福寺の僧兵もまた之を助けんことを約す。已にして爲朝、策立て、暗に乘じて火を放ちて、皇居を攻めんと云ふ。賴長之を聽かず、南都僧兵の來るを待ちて、堂々の戦を爲さんと云ふ。爲朝、之を屬て長袖事を過つと爲す。果然、義朝、皇居にあつて策立て、南都の援兵の至らざるに先つて、白河殿を攻めんとす。天皇之を聽るす。義朝即夜諸將と一千七百騎を率へ、白河殿を圍む。賴長、敵兵を見て急に諸將の官衙を進む。爲朝獨り冷然として曰く、今日の事、戦を主とす。吾は鎮西八郎にて足れりと。寡兵を以て能く戰ひ、數ば敵將を破る。已にして義朝風に乗じて火を放ちしかば。白

河殿遂に陥り、上皇走て如意山に至り、勞ひて進む能はず。仁和寺に入り薙髪して和を乞ふ。天皇許さず之を讃岐に流す。頼長は南都に走らんとして流矢に傷けられ、自ら舌を噛んで死し、爲義、忠政、近江に走り、餘黨竄逐して跡を知らしめず。朝廷之を要ふ。少納言信西、権詐あり、策を設けて上皇に黨せし者の罪を定めて、榜示す皆な死刑に上らず。與黨之を見て思らく、死を免ると。即ち剃髪して出るや、信西執へて之を殺ろさしむ、忠政は清盛の叔父也。清盛によりて降を乞ふ、清盛肯ぜずして其首を斬る。爲義また義朝に就て出て、降る、義朝之を容さんことを乞ふや切なりと雖も、朝議聽さず。義朝をして之を斬らしめ、次でもまた其弟五人を殺さしむ、獨り爲朝のみ、其勇武を嘆賞せられ、臂筋を断つて大島に放たる。

議によりて五畿七道に課して、宮殿を造營す。然れども大亂は更に大亂を生まんとす。何となれば源平競争の端此に開らけ、而して天下最新最猛の勢力たる源氏は、暫らく平民のために抑らるゝの姿ありたれば也。崇徳の亂、源氏最も功あり、義朝其首を占む。清盛の如きは逡巡して羽を撰びて戦ふのみ。併かも其資望、族黨、共に稍々王朝公卿に近し。父忠盛の時、已にして、武勇一片の徒なるに比して用ひ易く、用ひられ易きものあり。且つ宮中にありて事を用ゆ

しむり後延美ふ淨此るてでひの四歳し時納清承
て、洛府作、土年風一、東寺稻姓豈僧
を時其吉に岡は念宗空爲源道水學の族宗初
す然をにび入氏を初て
○さ猶あ、也

大理島るは清く三國ば行尊む皇盛四す八
月平重盛死
りすりをし武瑞大て文舞すり覺伊神三
月、
故法ふ、を御を申怒る時を皇の宮に宮中人に玉文を
に此命爲にヒ退法てり強すひ
あ密上首け皇矣

るもの信西と書し、故に清盛播磨守となりて、義朝右馬權守たるに至るにす。義朝意に満たずして曰く、先臣滿仲已に左馬頭となる、臣、一族を殺ろして王事に盡くして、猶ほ此に止るかと、即ち遷叙して左馬頭となす。然かも朝廷の恩寵遂に平氏に及ばず。平氏の勢隆々として、清盛漸やく、義朝の黨與を壓せんとす。義朝初めて後白河に黨したるを悔ゆるの心あり。此より兩黨相憤り、數ば流言あり清盛將さに義朝と戦はんとす、白旗赤旗を擁する軍士、數ば東西に往還す。白旗は源黨にして赤旗は平黨也。已にして後白河、位を避けて、其子守仁を立つ。之を一條帝とす。上皇猶ほ院中にありて、政を聽く。上皇の寵臣藤原信頼なるものあり。藤原道隆の後也。二十七歳にして中納言となり、騎袴、威福を恣にする。大臣大將たらんと欲して上皇に乞ふ。上皇之を許さんとす。信西之を沮み且つ安祿山の事蹟を書して、之を奉る。信頼信西を惡みて之を傾けんとす。信西は文章博士實兼の子、通憲の入道せしもの也。博覽、宏識、才機あり、上皇に寵用せられて、威權、朝廷を傾く。然かも、慘酷にして少恩、法に任せて事を行ひ、貴族的傲慢の氣ありて、武門の無識を見て之を卑しむ。之より朝官武門之を憤るものが多し。義朝また曾つて其女の爲めに婚を信西に求む。信西其門地の異なるを擧げて之を拒み、却つて清盛の女と婚す。義朝慚憤す。此に於てか信頼義朝を説き、兵を擧げて信西と清盛を除かんとす。已にして平治元年十一月清盛熊野に如く、信頼義朝其虛に乗じて、兵を擧げ、夜三

崩し天恐を消小にの故し方師去り
す、皇れ尊盛督入子のむ。慰騷ら二上
壽明憂ふは其局て成少。喧動ん上皇
二年醉之ん中宮號せられ宮西
十正病を追ふを寵。して消すを
一月を爲に。止盛百京へ

條殿を圍み、上皇天皇を擁し、遂に二皇を挾て大内に據る。信西豫め之を察して、獨り走り遂に捕斬せらる。此に於て信頼自ら大臣大將と稱し、冠服舉止一に天子の如しつ公卿目して惡石衛門督と云ふ。已にして清盛變を聞き、道にして歸り、六波羅に陣す。信頼の勇、惟方、權大納言藤原經宗、信頼に黨して二帝を監守す。中ごろ、信頼の敗れんことを察し、夜帝をして女裝せしめ、夜私かに之を清盛の陣に送る、信頼の黨氣大に沮み、兵士徃々にして離散す。然かも義朝に屬するもの一千人あり、分つて諸門を守る。已にして清盛の黨、三千人を以て宮門を攻む。信頼、待賢門を守り、重盛の攻むる所となりて走る。重盛之を追ふて宮門に入る。義朝の子、義平郎黨十六騎と横さまに躍つて之を破り、殆んど之を獲んどし、返て義朝を助けて頼盛を仰芳門に破り、進んで六波羅に迫る。清盛恐惶措を失す。已にして信頼大内の守を棄てゝ走り、平氏虛を擣ひて入る。兵庫頭源頼政、また反覆して清盛に黨す。義朝進退據を失し子、義平、朝長、頼朝及び源重成、平賀義信、鎌田政家金王等三十騎と共に東國に走り、再舉を謀らんとする。信頼途に義朝を見て曰く、何ぞ我を捨てゝ去ると、義朝怒つて曰く汝首謀にして我を捨てゝ去り、何の面目あつて我を見んとするかと。鞭もて其の面を打つて過ぐ。已にして信頼上皇に請ふて憐を求めて得ず。遂に捕斬せらる。義朝等途に士兵に攻らる重成即ち義朝と稱し十餘人を殺し其面を剝で死す義朝聞を得て尾張内海に至り、舊臣長田忠致に倚り却て爲めに殺さる。

頼朝、時に十三歳、軍に従つて人を殺ろし、義朝に従つて走り、馬上に睡つて隊を離れ、遂にまた平氏に捕らる。平の宗清其の少弱を憐み免して伊豆に放つ。此の如くして坂東武士は武勇の名を擧ひつゝ、郷里に奔竄して、首を潜めて時を待ちぬ。

百八十四節 源氏の平氏攻撃所以

今や平氏、源氏に勝つ、源氏の力平氏に敵せざるにあらず。勢已むを得ざる也。源氏は平氏よりも猛烈なる勢力を有すと雖も其根據は近畿にあらずして、坂東、東北、九州にあり。其族黨は武勇、前なしと雖も、王朝に近接せんには、餘りに野蠻也。王朝表たりと雖も猶ほ存す。彼等は一躍して其主人たらんには、餘りに其習慣、人物思想に遠かりき。義朝、後白河のため崇徳を攻めんとするや、後白河若し勝たば昇殿を許さんと云ふ。義朝之を聞きて曰く、勇士、生還を期せず、一生の恩出に今ま昇殿せんと。鎧のまゝに殿上して、少納言信西のために止めらる。以て其の疎野にして朝廷に悦ばれるの風をみるべき也。是れ等しく野人と雖も、猶ほ半ば王朝的習氣ある平氏の先づ進みたる所以也。且つそれ、源氏の族黨猛勇と雖も、多くは其力を一にせずして、同族相排したり。源義朝の子義平が鎌倉にあつて叔父義豊と戦つて之を殺ろし、ために悪源太の名を得たるが如き、義朝か其父爲義を殺したるが如き、之を前にしては義家、義綱と相争ふたるが如き、之を後にしては頼政の義朝に背きたるが如き、義朝逃奔の途上、其子朝長の怯を憚つて刺殺したるが如きは、其酷烈少愛

なる坂東武者の特質を示めす。之に反して平氏は源氏の如く、根據大ならずと雖も、一族能く相和せり。絶大の勇武を有せずと雖も、齊しく進み齊しく退くの力をよりて、之を償ふに餘りあり。これ東國に比すれば文化進み、倫常の念固きが故なりと雖も、また清盛の巨頭能く之を統一したるによる。而して今や源氏は凡てて、平氏に壓せられぬ。壓迫は協和せしむ『東國の總源氏』は平治の大敗によりて地理的に、政治的に功名的に、外より統一協和を教られ、今や混和の化學的變化を起しつゝあるの時、清盛等揚々として舞臺の上に慶揚闊歩し、地下より昇殿を許されたるを以て、公卿の姫妹を受けて刺されんとする忠盛の子、今や權大納言の榮位に上りぬ。

百八十五節 監獄、監兵となる

已にして二條崩じて六條之に代る。後白河法皇猶ほ政を院中に聞く、院宣は朝廷の權を小にし、清盛の威儀は其光輝を掩ひ、生れて二歳なる幼稚は、其威信を輕ろくす。此に於てか已に朝權を輕侮して、數ば之を侵害したる山門僧徒は、愈よ驟雇し、源義朝の敗れて走るや、近江の僧侶、其道を遡りて之を要撃し、信頼の敗去するや、歎山の僧兵之を要して其衣服器物を奪ひ、彼等は僧兵より一躍して盜兵となりぬ。彼等の争ふ所は、標榜と利益のみ。此に於てか二條を葬むるに方つて、諸寺の僧徒の席班を定むるに、延暦寺を以て興福寺の上にあらしむや興福寺の僧徒怒つて延暦寺の榜を切る。延暦寺の僧徒齊しく起り、其

末寺清水寺を焼て、之に報酬す。興福寺、また春日の神木神輿を奉じて國下に駆逐し、延暦寺を罪せんことを主張し、先帝埋葬の禮は修羅の街となりぬ。

百八十六節 平氏に非ざる者は人に非ず

之より先き後白河上皇、清盛の權勢を見て悦ばず。山門に命じて、清盛を討たしめんとして、事成らず。清盛大に怒り、上皇、恐懼し、遂に六條の仁安元年を以て、清盛をして内大臣たらしめ、二年遂に昇して太政大臣たらしめ、以て其の心を安んず。己にして清盛自ら已む。法皇猶ほ其の平ならむことを恐れ、三年二月、遂に六條をして位を避けしめ、慈仁親王をして位に即かしむ。之を高倉天皇とす、母は清盛の妻の妹也。時に六條は五歳にして、新皇高倉は八歳也。上皇の輕舉、假を弄して眞となすや、清盛の威權より朝廷を壓し、一族にして朝臣たるもの六十餘人、族黨の領邑、三十餘國殆んど日本の半ばを有す。清盛の長子重盛、内大臣にして左近衛大將を兼ね、次子宗盛權中納言にして、右大臣を兼ね、清盛の女、徳子入つて中宮となる。中宮の兄大納言平時忠、廣言して曰く、方今天下平氏にあらざるものは人にあらずと。清盛また童子三百人を放つて市中を徘徊し、己を非議するものを摘發せしむ。道路、目して惡悉と爲し、途に相遇ふもの多く回避す。之より平氏の少年また驕り、重盛の子、資盛、出遊して途に攝政基房に遇ふて車より下らず、基房の舍人、之を誰何するも告げずして馳突して過さんとす、舍人進んで其車簾を斬る。清盛之を聞きて大に怒り。

り、三百の甲士を遣はして基房を要撃し、從者の唇を断つて之を放つに至る。是より舉朝、悟伏、歷代朝權を専らにしたる藤原氏の如きも、戰々として其怒に觸れざらんことを勉むるのみ。

百八十七節 平氏無體の陰謀

即ち悟伏すと雖も、彼等は一日も回復の希望を忘るゝものに非ず。治承元年權大納言藤原の成親、大將を望みて得ず。其平氏の徒に占有せらるゝを憤り、藏入源の行綱等、法勝寺の執行俊寛、檢非違使平の康頼、式部大輔藤原の章綱と謀りて、兵を擧げて平氏を亡さんとす。時に藤原の西光なるものあり、上皇に親寵せらる、其子師高、加賀守にして其弟師經日代たり、鵜川寺に入つて僧を掠む。僧之を怒つて白山及び比叡の僧に訴ふ兩寺の僧日吉の神輿、白山の神輿を奉して國に迫らんとす。朝廷平の重盛源の賴政をして之れを禦かしめ。射て神輿にて、僧徒を破り。更に師高を尾張に流し、延暦寺の座主明雲を伊豆に流す。己に乘して兵を擧げて平氏を亡さんとす。源行綱、中道事の成らざると察し、平氏の別荘福原に至りて之を清盛に訴ふ。清盛直ちに成親西光を捕へて之を鞠す。西光清盛の暴を罵つて己まづ、清盛怒つて其口を裂かしめ。成親を備前に流し、俊寛、康頼、成親の子成經を鬼界ヶ島に流す。上皇恐懼爲す所を知らず、唯だ清盛に媚ひて其怒を齎さんと欲するのみ。二年十一月、

中宮將さに皇子を生まんとするや、後白河、自ら其席に臨み、佛經を讀み珠數を繰りて祈禱するに至る。

百八十八節 平氏の地位、清盛の政策 治承三年八月重盛病を得て死す、法皇歎笑常の如く悲しみの色なし。關白基房また後白河に奏し、其封邑を收む。邑は功田にして子孫に傳ふべきもの也。清盛大に怒り、兵を率へて福原より京師に入る、基房之を聞き救を後白河に求めて曰く、重盛存する日、臣のために救解す今や重盛なし、清盛必らず臣を苦しめんと、法皇曰く朕と雖もよだ自ら保せざる也と。清盛京に入り基房の關白を已めて、大宰權帥に貶し、右中將基通を以て之に代へ、太政大臣師長を尾張に流し、大臣以下北面に至るまで、法皇黨を一掃して、三十九人の官職を奪ひ、宗盛をして兵を率へて法住寺を圍み、法皇を鳥羽殿に幽せしむ。高倉また惶恐自ら安せんず、位を皇太子に譲る。是れ清盛の孫にして安徳天皇也。此の如くして清盛は皇室を敵とし、公卿を敵とし、源氏を敵とし、八方に敵を作りぬ。是れまた己むべからざる也。彼れ固と少數黨たり。唯だ形勢の地により、時勢の急變に乗じて勢力を占めたるものにして、且つ其起るや暴かにして、舊勢力と相衝突するを免れる也。然れども己に進ては退くべからず、己に昇りて下るべからず。己に權勢を占めては之を把持すること、鞏固ならざれば覆亡を免れず。己に勝てば敵黨を窮迫せされば己自ら覆亡するを免れず。彼れ朝廷に重用せられたるが故に、源氏を打撃せり。彼れ藤原氏のために抑へられんとしたるが故に、一族を國中に分有して要所を塞固せしめたり。彼れ成親西光等が己を覆さんとしたるが故に、之を除けり。彼れ法皇が天下の冒險家、希功者、不平家の器具たらんとするを見たるが故に、法皇を鎖固せり。驕慢にして陰謀に巧なる公卿、取つて代らんとする源氏、意志なくして動され易き宮廷に圍繞せられる彼は、退きて滅亡する乎。進みて此くする乎、二者の外、道なかりし也。これ力を恃みて暴進する少數黨が、古來常に遭遇する所の運命たり。幾多の少數黨は、退きて守らんとして、美名を懷きて滅亡したるか故に、清盛は惡名を取るも寧ろ進んで取らんとしたる也。然れども平氏は必しも、兎惡の徒のみにはあらず。其政治は私利のみにあらざりき。彼等は、争つて勝てる雖も、彼等を齧くものは僧徒と公卿に外ならず。而して此二者は彼等を齧くに、怨恨の涙を以て墨となし、憤怨の刃を以て筆となしぬ。彼等の善事は全く埋没せられて、其兎行のみ傳られたり。然れども後三條の改革すら關白、大臣、之を外に遷つて行れしめず、平氏何ぞ朝臣の怨を受けざるを得ん耶。桓武以來專横を逞したる寺院は、平氏のために鎮壓せられて、發するを得ず。發すれば即ち罪れ、歷代の君主が之に觸るゝをすら恐れたる神輿も、平氏のためには遠慮なく射撃せられぬ。寺院何ぞ平民に怨なきを得ん耶。且つ清盛曾つて安藝守たり、兵庫の地、

海に據り、山に據り、宋に通じ、韓に通するの水門此に存するを見て、山國なる、山城より、都を此に移さんと欲しぬ。京師の市民、防近の農夫、何ぞ平氏を怨みざるを得ん耶。實に清盛が爲し、また爲さんとせる莊園改革、寺院鎮壓、兵庫遷都の三事は絶大の功業なりしに係らず、平氏は之によりて深く天下の怨恨不平を招きぬ。

第十八章 北人の天下(上) 神武紀元一千八百四十年より 千八百五十四年に至る

源氏政權を攬る

第一百八十九節 源の頼政兵を起す 第百九十節 頼政の敗死、福原の遷都 第百九十一節 源の頼朝兵を擧ぐ 第百九十二節 頼朝鎌倉に據る 第百九十三節 源の義仲起る 第百九十四節 清盛死して平氏衰ふ 第百九十五節 平氏寺院を敵とす 第百九十六節 平軍戦はずして富士河に敗る 第百九十七節 頼朝、義仲と争ふ 第百九十八節 義仲、平氏を西海に追ふ 第百九十九節 法皇義仲を厭ふ 第二百節 平氏海上の權を占む 第二百一節 法皇義仲を排せんとして敗る 第二百二節 義仲の末路及び其人物 第二百三節 神器を有せざる天皇 第二百四節 平氏族滅す 第二百五節 頼朝、義經を忌む 第二百六節 頼朝寺院公卿と調和す 第二百七節 頼朝政制を變革して大權を攬る 第二百八節 頼朝と廣元 第二百九節 鎌倉政府の位地 第二百十節 大化以來の最大變革

結托漸く成らんとする

百九十九節 賴政の敗死、福原の遷出

然れども寺院勢力の中心は延暦寺にあり、延暦寺を誘はずんば

平氏に敵すべからず。此に於てか一面、延暦寺を招き、一面、興福寺を招く。二寺初めに之に應ぜしが後清盛が米一萬石、絹一千匹を以て之を誘ふや。延暦寺之に應じ、園城寺の書辭無禮を名として之を却く。賴政即ち去つて興福寺に依らんとす。平氏の軍、二萬人、知盛、忠度、重衡を將として賴政を宇治に擧つ、僧兵能く戦ふと雖も衆寡敵せず、已にして坂東の人、足利忠綱、手兵三百を以て流を亂つて賴政の本軍に迫り、餘兵大舉して之に繼ぐ。賴政大敗、一族即黨と共に自殺し、以仁王興福寺を指して走り、追兵のために射殺せらる。平氏思らく、方今天下、平氏に敵するものなし、動亂の源ありとせば即ち寺院に外ならすと。此に於てか兵を遣はして、園城寺を蹕つて之を焼かしめ、猶ほ延暦寺の盤踞するを見て、都を福原に移し、以て寺院の蹕扈に遠からんとし、六月遂に都を遷す。公卿皆な舊京に離るゝに忍びず、依々として悲しむの色あり。然かも清盛の威を譚つて之を云ふものなし、清盛思らく、稍以て安かるべしと銳意して諸源を誅鋤せんとす。

百九十一節 源の報朝兵を擧ぐ
時に山門、寺院、公卿久しく清盛の專横を厭ふて之を覆さんと謀る
と雖も、彼等は獨力を以て平氏を制する能はざるを見、彼等の目は等しく東北にある諸源の上

百八十九節 源の賴政、兵を起す

此の如くして、寺院、貴族、市民の平氏に平ならざる見るや、

治承四年、源の賴政、遂に兵を擧げて平氏を亡ぼさんとす。賴政は賴光五世の孫也。義朝の信賴と兵を擧るや傍観して戦はず、惡源太義平に迫られて却つて清盛に黨し、其後、清盛に阿附して、三位を得、和歌を能くして公卿の間に周旋す。其子、伊豆守仲綱、名馬星鹿毛を有す、宗盛之を得んと欲して強ゆること數は、仲綱拒む能はして之を與ふるや、宗盛、馬背に仲綱の二字を烙印して馬を呼ぶに仲綱の名を以てす。仲綱大に慚憤して報復する所あらんとし、志を賴政に語る。賴政慨然、人心平氏に不平なるに乗じて事を起さんとす。時に少納言惟長なるものあり、相術を以て著はる。賴政、先づ惟長をして後白河の子以仁王を説かしめて曰く殿下の相、人臣にあらずと。以仁王は其母寵なきを以て親王たるを得ざる者也。惟長の言を聞きて深く之を信ず。已にして賴政、平氏を討つて法皇以下を救ひ王をして帝たらしめんと云ふや、王大に悦び賴政の言により爲義の季子、行家をして東國に下つて諸源に檄せしむ。諸源多く私に之に應ず。平氏未だ之を知らず、時に紀伊熊野の別當湛増、行家の使命を聞き之を六波羅に報ず。清盛大に怒り兵を發して以仁王を高倉宮に圍む、清盛未だ賴政の叛を知らず柔順なる黨與と信じ、其子兼綱をして此一行中にあらしむ。兼綱私かに之を賴政に告ぐ。賴政以仁王を奉じて近江の園城寺に走り、寺院の勢力によりて平氏と對抗せんとす。此に於てか源氏と寺院との

鎌倉二年二月政子、
の壽福寺を
歸る。宋文三し中初ら西建二代載金遣古十し隆定源に鶴のめ上建立
る。さに治年てのるしな仁年集集葉、今卷新家通備長清源皇仁元
。六入三宋剃人、むし寺六ここ後、を古釋、具らしを長歎年
年に髮、榮禪てを月云合詞拾後撰今寂猶原めし能藤を二月
に、重入し十四宗門立、ふせ花遣撰せ集述織原まで能藤を
し居れり仁四、此山て頼てしに、有て能藤を良、原定
てるて、安に備にた榮家 八千 拾む二命家家た良、原定

に注ぎたり。然れども諸源は皆な黙從して爲すあるに足るものなしとせられしが其中、慧眼の徒は、伊豆の流人、源賴朝に注目して、之を擁立せんとするものなきにあらざりき。彼は其系統に於ては、源家の嫡流にして、家長制度の行はるゝ當時に於ては、人の長者たる最大の資格を有したり。其父祖、義家、義朝が鎮撫したる東北の豪族は、今や南人、平氏の專制に壓せられて、出頭の機會なきを憤り、平氏に阿附する黨與の己の左右に跋扈するを怒り、何人か大亂の唱者たるべきかを思ふて、等しく目を頼朝の上に注ぎたり。其沈着なる態度は英雄の如く傳へられ其朗々たる音聲は、將帥の聲として聞かれ、其十三歳にして人を斬て馬上に眠りたる往事は、今更の如くに繰り返され、其堅實にして浮誇ならざる性質は、信賞必罰の大將として賞讃せらぬ。東北の武人は朝廷を忍るゝものにあらず。腕力の前には何物も被靡せざるべからざるものと信ず。然れども其唱首を待つ之心に至つては、また實に甚しきものあり。而して今や其の英雄崇拜心と、尊族敬重心とは一に頼朝の上に注かれぬ。此に於てか中宮の屬官三善康信の如き、巧慧にして陰謀好なる京官が、私かに京師の消息を通して、他日の榮達を謀るとき、東北の武人はまた弓馬を磨きて、早く頼朝の起たんことを促しぬ。僧文覺の如きは、法皇を罵て伊豆に流さるゝや、頼朝の態度を見て奇貨用ゆべしと爲し、大業を起さんことを勧め、示めすに義朝の觸體と稱するものを以てして之を激す。而かも頼朝猶は自ら信せず、優悠、遊樂を事と

し。伊豆の人、伊藤祐親の女に通じ、祐親の怒を恐れ、去つてまた北條時政の女に通ず。時政、頼朝の名家の末たるを以て陰に之を奉じて事を起さんとするもの心あるを以て之を默許す。祐親時政共に平氏の命を奉じて頼朝を監視せるもの也。行家が以仁王の令旨を奉じて源氏を募るに及びて頼朝意動くと雖も、久からずして以仁王の敗北を聞きて意氣沮喪す。已にして平氏、諸源を誅鋤せんとして大庭景親をして頼朝を撃たしめんとす。三善康信、遙かに京師より之を頼朝に報じ、近江の源氏佐々木秀義も、また來つて之を告ぐ。此に於てか、頼朝意を決して兵を擧げんとす。時政之を助く、坂東の將士久しう變を待つ、欠く所は唱首のみ。此に於てか頼朝已に起つと聞くや時政の子宗時、義時、秀義の子、定綱、綱高、盛綱、高綱、土肥の實平、宗遠、比企の朝宗、能員、加藤光員景康、大庭の景能、景俊、狩野の茂光、工藤の景光、田代信綱、安達盛長、天野遠景等各々其の族黨を擧げて之に從ふや、治承四年八月、頼朝兵を起して山木兼隆を襲ふて之を殺ろし、仁政を附近に敷き、安達盛長をして豪族を招かしむ。豪族多く集まり坂東震動す。頼朝、即ち衆三百人を率へて相模の石橋山に出づ。大庭景親、平氏に黨し、三千人を以て來り攻む、頼朝衆寡敵せすして敗北す。敗北の時に際しても、景親の郎黨飯田家義、頼朝の爲めに景親に叛き、景親の族人、梶原景時、頼朝蟄伏の所を知つて、故らに知らざる爲して通過したるが如きは、如何に坂東の士心が、頼朝に集りつゝありしかを證するに足る

ものある也。

百九十二節 細朝滅亡に接る 賴朝已に石橋山に敗るや、航して安房に至り、先人義家の郎黨たりし三浦氏に依り、其の衆を併せて上總に入り、上總介平廣常を招ねく。廣常南端を持して應ぜず。乃ち道を轉じて下總に入るや、下總介千葉の常胤、三百人を以て之に屬す。賴朝行くゝ衆を併せて隅田川に至る頃、廣常二萬人を以て後より賴朝に會す。賴朝、其の遲緩曖昧を責め、直ちに之を見ずして命を待たしむ。廣常初め賴朝を輕んじて異志を蓄ふ。今や其の森嚴自ら持するの風に打たれ、志を改めて之に事ふ。賴朝其の衆を併せてまた武藏を平げ、秩父の島山重忠、河越の重頼、江戸の重長の衆を併せて相模に歸り、千葉の常胤の言に従ふて幕府を鎌倉を開らく、坂東の豪族多く來り屬す。

百九十三節 源の發仲起る 此時に方つて源義仲もまた兵を信濃に擧ぐ。義仲は爲義の子、帶刀先生、義賢の第二子也。初め義賢其の姪義平と私闘して殺さるゝや、義仲時に三歳、駒王と云ふ。乳母の夫、之を抱きて信濃に藏くれ、權守中原兼遠に托す。駒王少小武幹あり、慨然として家門を與すの志ありて、年十三、高祖義家の故事に倣ひ、自ら石清水に至り元服して名を義仲と改む、人稱して木曾冠者と云ふ。數は京師に往來して平氏の舉動を伺ふ、以仁王の令旨を得るに及び踊躍して兵を擧ぐ、集る者一千餘人。平氏之を聞きて兼遠を責む。兼遠之を豪族根井行

親に托す。行親、心を傾けて之を助く。甲斐の武田、上野の那羽、下野の足利等の諸豪、來つて之に屬し、兵威四隣に振ふ。

百九十四節 平氏攻はすして富士河に敗る 清盛、賴朝の起るを聞き慨然として嘆して曰く、坂東は多く彼の家人也、之を坂東に放ちしは、盜に鍵を貸したるに同じと、十月、東海、東山北陸三道の兵五萬人を發して、右近衛少將惟盛を追討使として薩摩守忠度、參河守知教をして之に副とし、賴朝を征せしめ、別に上皇を要して曰く、頼くは源氏に與みせざるの誓を爲せ、然らずんば陛下を幽すること法皇の如くせんと、宗盛傍より紙筆を勧む、上皇已むを得ずして誓書を與ふ。已にして平軍、東海道を下ると聞き平廣常、賴朝に説きて曰く、坐なから敵を待つは、進んで之を逆ふるに如かず、寸土尺地も之を占むれば則ち我有也と。賴朝、即ち足柄の險を越へんとす。平氏、また足柄を超へんとす。軍監藤原忠清曰く、豆駿の軍未だ集まらずして險を越へるは不可也と、富士川を前に控へて呻す。此に於てか賴朝、足柄の險を越へてまた富士川に至る、兵凡そ二十萬と號す、氣、南軍を壓す。是れ國史ありて以來の大軍也。平氏已に北人の勇武を聞ひて氣沮む。此時、北條時政已に甲斐に入り、二萬人を募り、武田信義をして率へて平軍の後より迫らしむ、道富士沼を經て夜澤中の水禽を驚かす、平氏其聲を聞きて大軍後より迫るとなし、潰散して走る。賴朝即ち返つて坂東を定む。適ニ弟義經も秀衡の許より來り屬

源の行家また兵を擧げて尾張より美濃に入るや平知盛、平通盛、平清經、平忠度等進て之を美濃の板倉に破る。賴朝、弟僧義圓を遣はして行家を助く。平の重衡維盛等また之を尾張の墨股河に破りて義圓を殺ろす。行家大敗して參河に走り矢矧河を保ち、老兵三人を放ち京師に赴く役夫となしめ、行く／＼流言を放て曰く、源氏の大軍後より至らんとし、前鋒藤川にありて、後軍は橋本見附にありと。平軍動搖して退く。行家即ち檄を飛ばして沿道の民に諭して曰く、平氏敗れて走る、一矢を放たざるものは源氏の仇敵なりと。土兵四方に起つて平氏を追ふ。平軍大に潰れて歸る。

百九十五節 平氏寺院を敵とする 北方已に源氏の征服する所となるを聞くや、平氏震懾、先づ衆心を安んぜんがため、都を京師に遷し、關白基房を前官に復す。是れ延暦寺の僧徒と、公卿の不平を夷かならしめんがため也。然れども事已に遅かりき。機會の變、勢力の消長を見るに敏なる僧徒公卿は、南北の勢已に定まる所あらんとするを見て、私に内より平氏を覆さんとす。十二月山本義經、柏木義兼、兵を近江に起して遙かに賴朝に應ずるや、延暦寺園城寺の僧徒、また之を助く。清盛、知盛等をして撃つて之を夷げしむ。義經、義兼、走つて鎌倉に歸す。平軍進んで園城寺を攻めて之を焼く。僧徒戦つて死するもの八百餘人。兵火にかかるもの塔廟六百七十三、大津の民家、一千八百五十三宇。佛像一千、一山舉つて灰燼に歸す。平氏また妹尾兼

康をして大和の檢非違使たらしむるや、興福寺の僧徒之を攻めて、其衆數百人を殲滅して、猿澤に梶し、また木偶の首を作りて之を打ち、且つ蹴て清盛の首と云ふ。此に於てか平氏、京師傍近にある可燃分子を排除し、以て野を清めて源氏を待たんとし、藏人頭重衡通盛等をして撃つて之を滅さしむ。僧侶、奈良坂と般若寺に砦を築きて之を守る。平氏從て火を放ち、撃つて之を殲くす。是より平氏益す民心を失す。時人の僧侶を見る猶ほ清盛の之を見るが如し。然れども寺院の神聖を剝ぐに至つては、時人の兇惡とせざる能はざる所なれば也。

百九十六節 清盛死して平氏衰ふ 嘉和元年正月高倉上皇崩じ、二月、清盛また熱を病んで死す。時に歳六十四、彼は後三條より後ること七十年、均しく舊例古格に従ふを屑とせざる變革時代の精神の子也。然れども後三條は唯だ藤氏の權の恐るゝに足らざるを見たるのみ。清盛に至りては、更に歴史の從ふに足らざる、寺院の信奉するに足らざる、公卿の尊敬するに足らざるを見たり。苟も見て以て治道に妨ありとなすや、千年の歴史的神聖を有するものをも破壊して省みざらんとす。彼は寧ろ武將にあらずして、貴族的の改革者のみ。彼固より所謂る改革者の理想を有したるにあらず。然れども歴史と積勢との將さに捨てられんとする變革時代は、正しく彼に於て其の權化を見たりき。故に舊勢に附隨したる公卿、寺院、諸國の豪族は、多く之を悪みて其の覆らんことを希ぶたり。然れども、其剛膽果決に壓せられて猶ほ畏服したり、今や、

彼れ逝く、餘ます所は暗弱にして意思なき宗盛あるのみ。知盛の猶介なる、重衡の沈毅なる、教經の雄武なるありと雖も、宗族を統一するの巨頭にあらず。彼れ去るや平氏の勢散漫して反對族黨、公卿、寺院の勢威、勃然として盛ん也。

初め頼朝の捕はるゝや頼姫の母池の尼之を救ふ。

百九十七節 頼朝、義仲を争ふ 頼朝、未だ平氏の衰ふる此の如きを知らず、已むなくんば天下を兩分して、平氏と共に朝廷に仕ふる父祖の如くならんと欲し、未だ平氏の全く顛滅し得へきを信せざる也。故に根を坂東に定め、而して後ち進まんとして坂東の經營に汲々として、數ば書を平の頤盛に送りて、前日救命の恩を謝し、且つ朝廷に上書して必しも、亂を企つるにあらず、朝廷若し平氏を棄てんば、相和して并び仕ふる昔日の如くするも可なりと云ふ。其野心猶ほ狹小なりし也。此時に方つて義仲數ば京師に往来して其の情偽に通じ、必ず撃つて之を倒すべきを信じ、銳意して木曾より京師に入らんとす。故に平氏の要ぶる所、寧ろ義仲にあり。壽永元年九月、越後の城の長茂をして後より義仲を撃たしむ。長茂越後奥羽の兵四萬人を發して筑摩川に出づ、義仲三千人を以て之を逆撃し、詐りて平氏の赤旗を建て、近くに及んで白旗を擧げ、馳突して之を破り、其の將今井兼平、桶口兼光、楯親忠、根井行親等をして長驅深入、越後を徇へしめ、兵威大に振ひ、返て京師に上らんとす。之より先き藏人行家の、平軍に破らるゝや、鎌倉に歸つて頼朝に乞ふに、一國を領して再び兵を起さんことを以てす。頼朝之を省みずして

承元二年勅して人土宗修念佛宗（淨土宗）を禁上其谷の源空谷に入り淨土僧へて勝質さる。

曰く余、兵を起してより己に十國を領し、義仲もまた五國を取る、方今天下皆な取るべし、公何ぞ自ら取らすして、我に乞ふ耶と。行家は頼朝の叔父也。之より頼朝を以て薄恩となし、去て義仲に頼る。此時、行家の弟志太行廣も、また兵を常陸に起して頼朝に詣る。頼朝之を待つこと厚からず。義廣之を憤り三萬人を率へて上野に至り、頼朝に叛かんとす。且利の忠綱之に應ず。己にして小山の朝政の襲撃する所となりて走つて、義仲に依る。頼朝己に義仲の威壓隆々たるを見、また己に先じて京師に入らんとするを見て、源家の統領たる己の威權に害ありとなす。今や己に平ならざる行家、義廣を容るゝを見て、更に之を憤る。時に甲斐源氏武田信義其の孫女を以て義仲の子、義高の妻たらしめんとす。義仲其の系統の相如かざるを擧げて之を拒む。義高慚憤、去つて頼朝に至て義仲を讒し、頼朝に先つて京に入るは、其志疑ふべしとなす。頼朝遂に義仲を撃たんとして壽永二年三月十萬人を率へて信濃に入り、碓氷峠に陣す、義仲の諸將多く逆へ戦はんと云ふ。義仲、同族相戦ふは一利なくして百害あるを論じ、避けて越後の國府に行く。頼朝兵を引て歸り使を遣はし、行家の頭を得て甘心せんと云ふ。義仲之に答へて曰く、行家は他人にあらず、公と我との叔父也。之を殺ろすに忍びずと、即ち長子義高を質として和を乞ふ。頼朝之を許し、妻はすに其の女を以てす。義仲其の將士の妻女を招きて諭して曰く、義高を頼朝に質とするは、是れ卿等の夫婿を保全せんとする所以也と。妻女

皆な感激して涙に咽ぶ。此の如くして源氏の宿弊たる同族相猜疑攻伐するの習は、再び賴朝によりて開かれぬ。

百九十八節 殿伊平氏を西を追ふ

此間加賀の篠原白斐を染めて錦袍を着て少年の如くして戰つて銘死す。寶盛實は義源氏の徒にして戰つて敵軍の目標となる。萬人を集めて、砥浪山に陣し、伏兵を設くること五所、自ら黒坂峯に上りて敵軍の目標となる。平氏必らず義仲を得んと欲し競ふて黒坂の峯に進む。已にして夜に入り義仲の伏兵五方に起り、平氏を俱利加羅の谷に陥擣して其一萬八千人を殺ろす、餘衆走つて加賀に入る。義仲長驅連戦東山、北陸の二道より京師に迫る。平氏驚惶、出る所を知らす。清盛の生時は佛寺を鎮壓して一步も假さずし平家、今は宗族連累して、誓書を延暦寺に奉り、藤原氏が興福寺を氏寺とするか如く、延暦寺を氏神とし、禍福、喜怒、一に山門と共にせんと稱して、以て其の援兵を乞ふに至る。然かも勢利の外、眼中に存せざる出門は、已に表威に近よれるを見て平氏を助けさ

る也。此に於てか、七月義仲進んで琵琶湖を濟つて近江に入らんとするや、百濟寺之に五萬石の米を供し、延暦寺また義仲の秘書僧、大夫房覺明の遊説によりて義仲に應じ、平氏を挾攻せんとす。平氏恐慌、西海に走り、九州との兵士と水軍を以て戦はんとし、天皇と三種の神器を擁して西奔す。法皇潛かに延暦寺に奔り、攝政基通、左大臣經宗、右大臣兼實等、百官皆な先を競ふて延暦寺に入る。此に於てか義仲一兵を失はずして京師に入る、義朝の敗北以來二十二年、京人初めて白旗を見る。

一百九十九節 法皇發神を厭ふ

す二人之を否む
因て之を改む。

來るや、威壓に加ふるに抄掠を以てし、且つ其の疎懶なる北國の風習は、深く京人に不快の念を與へて、輕侮せざる能はさらしめたり。此に於てか一旦厭惡せられたる平氏の記憶は、再び復活したり。其の暴は忘れられて、其の美事は想起されぬ。其一千餘年の榮華、一朝夢の如くに消へ失せたるの一事は、人をして興亡古今の感に堪へずして、寧ろ之を憐むの心を生せしめぬ。其の同族の情に厚くして、相率へて零落の淵に投するを避けざるの意氣は、人をして惻々との念に堪へざらしめぬ。而して京人的倨傲の念を以て、北國の武士の疎野を輕侮厭惡する最も甚しきものは、法皇なりき。故に頼朝と義仲と争はしめ、其の間に立ちて權力の平均を制せんとした私に頼朝を招く。頼朝辭するに關東未だ平ならざるを以てす。

昌山重忠、賴朝に屬す、其族人重能、平氏に從つて義仲を戰ふに方つて重能又は西海に走る。弟を召して志能を會して、勢を整ふ。會するものの七千餘騎のみ。會つて天下の都府たりし市府は、今は荒福原に會して、勢を整ふ。會するものの七千餘騎のみ。會つて天下の都府たりし市府は、今は荒れ果て、榮花の跡を止めず。花見岡、月見濱、雪見原、船見の浦、里の内裏等、荒殘、頽敗、徒らに古今の感に堪へざらしむるを見て、一門の族黨三百餘人、皆な感慨の涙に堪へず、清盛曰く、父兄子弟相忍びす。宗盛曰く、父子兄弟相殺す。ふは賛賛ざなふ一也。何ぞ去つて其族を見さる。強てすゝみ。強てすゝみ。強てすゝみ。
地能を盡くし、皆な京を望みて泣く。此の如きもの徹宵、翌朝火を放つて宮殿を焼き、首を回

らして船を望み海に航して太宰府に走しる。此の時に方つて緒方三郎維義、豊後にあり、平氏の奔來せるを聞き、後より之を攻む。平氏敗走してまた海に航して長門に至る。長門の目代紀の光季、戦艦百餘艘を以て之を迎ふ。平氏大に勢を得て門司を略し、赤間關により中國西海の口を扼し、且つ讃岐の屋島に行宮を立てゝ、四國を徇ひ、進んで山陽道を略して、内海の權を取り、兵勢大に振ふ。已にして十月義仲其將矢田義清、高梨高信、海野幸廣等を遣はして、平氏を打つ。北人水軍に習はず。平重衡義經等の爲めに破られ、全軍顛覆す。此に於てか義仲將に自ら進んで平氏と戰はんとす。之より先き、法皇、行家をして平氏を討たしめんとす、義仲曰く行家、勇は即ち勇なりと雖も、數ば敗るゝを如何せんと。行家之を聞き義仲を法皇に讒し、將さに義仲を打たんとす。義仲之を憤る。已にして頼朝、其弟義經、範頼をして兵を率へて京に入らしめんとするを聞き、義仲平氏を捨てゝ京に入る。行家之を聞き平氏と戰つて義仲と和せんとして、私かに播磨に下る。平氏之を室山に逆撃して破る。此より平氏更に振ふ。思らく回復もまた難からずと。

らひ維さす能携維獨子曰故子をにむめて
す如盛。ろくふ盛りをくに後衣ふ、また北
に志集收憐さす、擲びく歌叩のり淀ま氏水
の長るも、假くさす。皆こ。く其盛ら
法世皆得きを保何令そ。ぞ妻衆が妻故衆
者になふくや全ぞひ。ぞ妻衆が妻故衆
に云泣ん保何令そ。ぞ妻衆が妻故衆
あふくや全ぞひ。ぞ妻衆が妻故衆

三百一節 法皇、義仲を敗せんとして敗る】此時に方つて平氏山陽を扼し、賴朝東海道より關東を扼し、京師の貢米上らず、義仲愈よ糧食に窮し、其兵四出して抄略し、神領寺領の青苗をも刈るに至

平知康をして言はしむ。知康巧慧にして柔佞、鼓を以て法皇に用らる、世に鼓の判官と云ふ。義仲知康を見て嘲つて曰く、世、卿を稱して鼓の判官と云ふ、人の爲めに搊たる乎と。知康慚憤して歸り法皇に奏して曰く、義仲叛形已に現はる、宜しく之を誅すべしと。法皇直ちに延暦、園城二寺の僧兵を召し、廣く兵を近畿に募る。市井の無賴、兇惡の僧徒、之に應するもの二萬人、知康之に將として法住寺殿に據り、寺社の符、佛像を四壁に帖して、以て敵人の矢を防ぎ進で義仲を攻めんとす。義仲怒て曰く己に兵あり、食なかるべからず、食を京師に募るにあらんば、京師の守護たる能はず。且つ市人農夫に徵するも、未だ公卿に及ばず、法皇何の苦しむ所あつて咎めんとするか。義仲最後の戦して屍を都に晒さんと。從者之を諫むれども聞かず、曰く假令ひ天子と雖も、我れ豈に手を束ねて制を受けんや。一千餘騎を以て進で之を攻む。延暦寺の僧兵先づ破れて、餘衆壊走し。天台座主明雲大僧正、長吏圓慶法親王以下の首領多く射殺せられ、法王與に乗じて走らんとして、矢島四郎行重に執られて五條内裏に幽せられ、市人狼狽皆な外に走しる。此に於てか義仲其部下を會して曰く、我已に法皇と戰つて勝たり。天子とならん乎。法皇と爲らん乎。法皇は法師のみ、法師とならんも笑ふべし。天子は童幼のみ、童子となるも可ならず。去らば我闘白たらん乎と。其秘書僧覺明日く闘白は藤氏にあらんば能はず。即ち自ら院の別當と稱し、丹波を領す。此時北國蠻人の眼中、人主、人臣の別

なく、唯だ天皇は諸侯の大なるもの、若しくは一の官職に過ずと思ふのみなるを見るべし。義仲更らに三條中納言朝方以下四十九人の官爵を削り、前攝政基房の女を娶り、基通の闘白を己め、基房の子師家を内大臣として攝政せしむ。

三百三十 義仲の末路及び其人物 此の時に方つて範頼義經法皇の命を奉ずと稱し、實は義仲を討つて其權を頼朝一家に集めんとし、六萬人を率へて尾張熱田にあり。京師の變を聞くや義經は伊勢路より、範頼は近江路より道を分つて進む。義仲之を聞きて、頼朝の猜疑遂に脱すべからざるを知り、寧ろ平氏を和するも頼朝と戰はんとし、急に使を發して、平氏を招き、力を併せて頼朝を征せんと云ふ。平氏の一門之を聞き大に悦ぶ。獨り中納言知盛喜ばずして曰く、平氏零落すと雖も、何ぞ木曾將軍と袂を聯みて周旋せん耶。我に天子あり。三種の神器あり、義仲若し和せんとせば、胄を脱し、弓絃を弛めて、軍門に降るべきのみと。宗盛之に従ひ和遂に成らず。已にして壽永二年正月、義經二萬五千を以て宇治に入り、範頼三萬五千人を以て勢多に迫る。義仲兵少なく僅かに今井兼平、山本義弘をして五百人を以て範頼を拒き、根井行親、楯親忠をして三百を以て義經を宇治に拒かしむ。義經の將、佐々木高綱、梶尾景季、畠山重忠等、流を亂して進む。義仲の將士、力戦すと雖も、衆寡敵せずして敗走す。義經進んで京に入り、兵を縱つて義仲を攻む、義仲且つ戦ひ且つ走り遂に栗津に敗死す。此の如くして當時の東北の野

を代表する最好の標本武士は終りぬ。彼れ源家の嫡流たる聲望を有する頼朝の如くならず。坂東形勝の地を占むる頼朝の如くならず。東北諸源の心を得る頼朝の如くならず。一族郎黨をする頼朝の如くならず。一旅の師なくして、木曾の僻地に起り、手に唾して東山北陸を定め、頼朝が坂東の割據に汲々たるとき、勇往直進、平氏の根據を顛覆す。彼は獨り源氏の陳勝吳廣たるのみならず、殆んど英雄の材ありき。唯だ其聲望、頼朝の如くならず。京人の逃れて彼に依るものも、頼朝の大江廣元あるが如くならず、僅かに一の僧侶覺明あるのみにして、政制の學識あるものなく、經綸の才あるものなし。其野人的心性を直ちに京師に用ひんとして敗る。其材頼朝に劣るにあらず地位相加かざる也。併かも其人情に厚きや、頼朝の酷薄の得て比する所にあらざる也。

* 読岐阿波の武人源氏二千人背きて應つて之を討滅せしと云ふ事。前力河義朝の徒に走つて之を討滅せしと云ふ事。通信野を兄弟に至つて之を討滅せしと云ふ事。今水舟信得方九郎信経と云ふ事。進據に走つて之を討滅せしと云ふ事。

〔三百三節 神器を有さざる天皇〕 源氏、内に相争ふや、平氏之に乗じて山陽南海の十三州を零定し、大坂に來り、福原の舊都を修めて、安徳帝を奉じ、西は一の谷より、東は生田に壁し、山海の形勢に依つて守る。其徒衆十萬人。適ま之に背叛するもの皆な討滅せられ、威聲、京師に迫る。此に於てか範頼五萬人を率へて攝津より、義經一萬人を率へて丹波路より、兩道日を刻して福原を攻む。範頼已に東門より迫り土肥實平、義經の兵七千人を分つて一の谷より西門を攻む、平氏全力を注ぎて東西兩門を防ぎ、互に勝敗あり、義經間に乘じ、急に鷦鳥越の断崖より、下し

墜ち、火を放ちて之を攻む。平氏大敗、争ひて舟に乘じ、四國に走る。此役平軍死するもの一千餘人、忠度、通盛、盛俊、國盛、敦盛、知童等の宗族、其の中にあり、重衡また生擒せらる。之より先き法皇三種の神器なくんば天子たるの資格の欠けんことを憂ひ、土御門を立つるも、久しく即位の禮を行はず。今や平氏敗殘、其宗族の生擒せられしを見て、重衡を以て神器に更へんとして院宣を下す。平氏聽かず、勅使花方の面に烙印して其髪と鼻梁とを斬て之を退ふ。法皇大に怒る。左右曰く、神器賊にあるか故に即位の禮を行はずんば、是れ賊徒神器を有するか故に重くして、我れ自ら輕としとするもの也。宜しく神器を須たずして位に即くべしと。内大臣兼實曰く、神器なくして位に即く、是れ、神器を輕んじ國脉を傷くるもの也と。法皇從はず遂に即位の禮を行ふ。時に天皇五歳、實に土御門の即位は古今國憲上の大疑問たり。昔し清寧の崩するや嗣なく、群臣、顯崇を民間に求めて之を立つ、是れ人臣、天子を冊立するの初なりと雖も、此時猶ほ神器あり、傳國の寶器たり。若し天子にあらざるもの天子を立つる能はずと云はレ三種の神器を有するの一事之を解説するに足るべし。今や然らず土御門は何によりて立ちしか、法皇之を立てしと云ふ乎。法皇の天子ならざるや、猶ほ、兼實の天子たらざるが如し。皇親と云ふと雖も、天子にあらざるや即ち同じ。若し群臣之を冊立すること、顯崇の前例の如しと云ふ乎。彼には神器あつて此には神器なし。況んや此時、安徳嚴然たる天子にして、

神器を有す。土御門の即位は、唯だ『實際の主權者』を以て説明するの外道なし。是れ後來國憲
變革の端にして、南北兩朝に分れて、正統南帝の外、北帝が尙ほ『實際の主權』によりて立つの
端を開きたるもの也。

〔三百四節 平氏の族滅〕

義仲已に敗死して平氏また奔竄す。天下皆な九郎義經の武を稱し、『鬼神』
と號せられたる義仲を、一戦に滅したる武名は至る所に傳唱せられ、坂東の將士、多く望を義
經に屬す。賴朝之を悦ばず、範頼を奏して參河守となすも、義經の爲めに奏せず。然れども朝
廷、義經の勳功を識認して左衛門の少尉として檢非違使たらしむ。賴朝之を聞き益す悦ばず。
壽永二年九月再び平氏追討の軍を起すや、義經を用ひず、範頼をして十萬餘人を率へて軍事を
專領せしむ。時に平氏、根を屋島に据へて山陽を縱横し、其將知盛は門司を略し、九州を徇へ
んとし、行盛、備前の兒島にあり、範頼藤戸の海を渡つて之を破り、進んで長門を攻めんとす。
然れども糧食船艦を欠き、兵氣沮喪し、或は歸らんことを思ふ。已にして豊後の臼杵の惟隆、
戰艦八十艘を以て之を助く。周防の木上の遠隆、糧食を送る、範頼三浦義澄を赤間關に止め、
進んで豊後に入り、原田の族を走らす。然かも平氏の勢威之がために減せず。義經之を聞き自
ら進んで戦はんことを乞ふ、賴朝已むを得ずして之を用ゆ。文治元年二月、義經、京を發し、船
師を渡邊福島に整ふ。兵集るもの僅かに六千人。船百五十艘。大風に乗じて出づ、其阿波に達

桜原と源賴の争
此時にあり

するや從ふるの船五艘、將士百五十人のみ、攻めて勝浦の城を落とし、直ちに屋島に向ひ、高
松の市に火を放つて之を攻む。平氏備へずして大に狼狽す。已にして義經の寡兵を見て擊つて
亡さんとす州人多く義經に就き、部下また漸やく集まる。平氏遂に走つて九州に入らんとして
範頼に支られ、長門に上らんとして三浦義澄に支られ、進んと欲して進む能はず、退かんと
て退く能はず。空しく赤馬關、壇浦の間に徘徊す。平氏の勢威已に盡きんとするを見るや、
在の豪族相率へて源氏を助く。曾て行家が以仁王の令旨を傳へたるを初めて告訴せる熊野の別
當湛増も今は二千餘人を率へ、二百餘艘の戰艦を以て、源氏に屬す。是れ南海水軍の尤なるも
の也。平氏、其旗を望んで悵々す。河野通信もまた一百五十艘の水軍を以て源氏に屬し源軍の
氣益す昂る。加ふるに平氏潮に逆て進むが故に勞すること多くして退き易く、源氏は潮に乘し
て進むか故に、勞少なくして功多し。此に於てか平氏の一門皆な志を決して共に死せんとし、
船艦を清めて敵を待つ、戰は中納言知盛の名を惜しみ、耻を重せよとの命によりて開かられぬ。
惡七兵衛景清の源氏を属る聲によりて續かれぬ。九州一の強弓、山賀の兵藤次秀遠が率へたる
五百艘の先陣より射かけたる矢戦となりぬ。兩軍強弓の矢競となりぬ。已にして兩軍相接し短
身相接するや、阿波田内左衛門の父民部の重能、平氏に叛き、三千人を以て源氏に應す。平氏
の軍、之を見て動搖するや源氏之に乗して掩襲し、平氏遂に大敗し、列を亂して走る。清盛の

妻一位の尼、神璽を挿み、寶剣を帯び、安徳天皇を懷きて海に投じ平太后德子、また縄で海に投じて捕られ、宗盛、時忠生擒せらる。教盛は知盛と相刺して死し、教經、維盛、資盛、有盛、行盛等皆な海に投して死す。此の如くして二十二年の間、天下を專制したる大族の榮華の跡は、夢の如くに消へ失せぬ。

三百五節 賴朝、義經を除く

平氏已に夷らる、天下大に治まらんとす。賴朝、刑賞の權を鎌倉に集めんとして、諸將士の未だ京に入らざるに方つて、使をして言はしめて曰く、鎌倉の奏を待たずして任官恩賞を得べからず、之を受くるものは鎌倉に歸るを許るをすと。以て大權の朝廷に出て、將士を其門に集めんとするを遮さる。而して其の最も目ざす所は、義經にあり。義經勇武にして矯捷、其戰ふや必らず衆に先つて進み、衆人多く之が用を爲さんことを欲し、賴朝の旗下武功を喜ぶもの多く望を屬す。彼は賴朝と匹敵せんには欠くる所唯一、源氏の正嫡たるの資を有せざるにありと雖も、彼れ若し、法皇の朝廷により高官を得はまた以て之を稱ふるに足らんとす。法皇の彼を愛する此憂なきにあらず。賴朝の禁令實に此の猜疑に出づ。而して之と共に私に西海に從軍せる將士に命じて、義經の用を爲す勿らしむ。義仲、平氏の猶ほ存するや賴朝已を得すして之を用ひき。今や勁敵已に亡ぶ。賴朝の心を勞するものは、義經なり。狡兒已に亡ぶ、貞狗正に煮られんとす。義經の兄弟の情を信するの厚き、之を知らず。往々獨斷、事を決し、毎事鎌倉の命を待つこと範賴の如くならず。また賴朝の弟たるの故を以て、賴朝の寵臣と争つて隙あり、讒聞を招く。五月、宗盛以下の俘虜を携ひ揚々として鎌倉に入らんとするや、賴朝戒心將士を集めて自ら守り人をして義經を腰越に止めしめ、鎌倉に入るを許さず。其の曾て賴朝の命を待たずして法皇の官職を受けしを責め、且つ其法皇より受くる所の二十四邑を奪ふ。義經、要問、大江廣元により書を上つて自ら解ぐ、賴朝遂に許さず、北條時政をして囚徒を受けしむ。義經望を失して怏々として樂まず、始めて賴朝を憤るの意あり。已にして八月、賴朝奏して義經を伊豫守とし院の底の別當たらしめ、少しく其心を和げしめ、且つ私に諸將に命じて之を擧たしめんとす。三浦、佐々木、千葉、島山の諸將皆な口を噤して可否を云はず。また自ら征伐の命を受けんとするものなし。賴朝梶原景時の言により土佐坊昌俊に命す。昌俊は元と奈良の僧徒の首魁の一にして、興福寺が平民に焼擧せられたる後、去つて賴朝に投じたるもの也。昌俊熊野詣に托して私かに京に入りて、義經を擧はんとす。義經偵して之を知り、賴朝遂に己を殺さすんば口を禁するを察し、進で賴朝を擧つの院宣を乞ひ、九州四國の兵に頼つて自ら守らんとす。昌俊一夜、義經の弟を擧る。義經擧つて之を退け、追ふて之を鞍馬山に獲、首を六條河原に梶す。賴朝、陰謀已に現はるゝを見るや、坂東の兵を擧げ、十一月自ら將として駿河の黄瀬川に出づ。義經之を聞き、行家と共に九州に下らんとし途に風雨に遇ふて相失し、歸りて吉野山に藏る。

朝廷其材武と謹慎を惜しむ。然かも頼朝を恐れ、驟かに其の官を削り、義經の名を奪ふて義顯とし、天下に令して之を捕へしむ。己にして義經北陸より陸奥の衣川に入り、再び秀衡に頼る。

二百六節 頼朝、寺社、公卿と調和す

天下漸く定まらんとす。此に於てか頼朝天下を一統して刑賞征

伐の權を鎌倉に集めんと欲す。如何にして天下を一統せんか。彼れ平氏の果斷勇決、公卿の莊園を奪つて其怨を買ひ、寺院の權を抑へて其憤を挑發し、而して寺院公卿は平氏を顛覆せしめ、人心を失せしむるに於て、一大勢力なりしを見たるが故に、彼の最初の政治は、先づ寺院、神社、公卿と調和して、之を撫するにありき。彼れ多くの寺院神社に領地を寄附して、武士の侵入を禁して、以て僧侶神官の歎心を買ひぬ。彼れ天下の財を集めて、東大寺大佛殿の再造を助けて、建久六年、親臨して之を落して、僧侶の歎心を求め、而して僧侶が無禮の舉動ありて、棍原景時の鎮壓に激して蜂起せんとするや、結城七郎朝光をして、僧侶の前に跪きて、過を謝せしめて以て、僧侶と事なきを希ふたり。彼れ奈良の寺院を焼擊して、僧侶の怨を買ふたる重衡、を、奈良の僧に與ひて其の憤を洩らさしめぬ。建久四年延暦寺の僧侶が左兵衛尉佐々木定重を訴訟するや、定重の勳功あるに係らず、彼れ斬つて之を僧侶に與へぬ。此に於てか平家の鎮壓政略を憤りたる寺社は、頼朝を以て再生の救主の如くに風説しぬ。彼れ莊園を檢して之を公卿に還せしかば、公卿は頼朝を以て治跡を知るの武將となしぬ。此の如くして公卿寺院、共に頼

朝を謳歌するや、彼は國跡を變革して、權力を鎌倉に集む。

三百七節 頼朝政制を一統して大權を握る

此時に方つて諸國前代よりの國司ありて州郡を領し、公卿豪族の莊園はまた其の代官たる莊司ありて公領、公官、私領、私官、大牙錯綜して刑賞の威、租稅の權、其の出づる所を一にせず。若し前代の制度に一任せん乎。統一の業行ふべからず。此に於てか文治二年正月頼朝、北條時政をして義經を伐つて京師を守護せしめ、朝廷に奏せしめて曰く、方今天下漸やく平なりと雖も、所在不逞の徒少なからず、坂東の如きは臣の居に近し、之を鎮撫する難からずと雖も、南方西國に至ては道路遼遠、兵を出すこと容易にあらず。若し一々兵を出さば民、其の費に堪ざらんとす。故に願くは諸國に守護を置き、莊園に地頭を設けて、州郡不逞の徒を追捕せしめ、臣之を統べて日本惣追捕使たると得ば天下是より安きを得ん。而して追捕の費として莊園、公領を問はず五畿、山陽、山陰、南海、西海の二十六國（後六十六國）領主に納る、常稅の外、毎段五升の米を出さしめんと。朝廷は深く思慮せず、公卿は莊園の回復に満足し、一人彼に反対する者なくして之を許る。是より天下兵馬の權一に鎌倉に歸す。夫れ諸國已に國司あり、莊園已に領主あり、領主の代官として莊司あり。其の租稅受領の法異なりと雖も等しく、國土の主公たり。然るに今まで此外に守護をあき、地頭を置く是れ、守護は國司に代り、地頭は莊司に代るものにして、一國一莊園、同時に二個の領主を有するか如く

して、實は天子の設たる國司を廢し、莊司を已めたるもの也。是より國司莊司の漸々減却すること恰かも大化の國体變革によれば國造伴造は存在しなからる、漸々消へ失せて、國司、郡司之に代りしが如く、國狀全く變革して守護地頭の世とならんとす。而して新たに置かれたる守護地頭は、其領内に於ける兵馬の權を握りて、更に鎌倉に隸屬するものなるが故に、鎌倉は天下の主權を掌握せるものにして、國司莊司が其の權を失ふと共に、其主長たる天子もまた其權を失ふ。藤原氏は曾つて皇權を侵犯したり。然りと雖も其一部を犯したるのみ。闘白と云ひ、攝政と云ひ、榮花一代の耳目に聳ゆるも、日本を舉つて其有に歸したるにあらず。平氏は多くの莊園を領せり、然れども是れ分量に於て多かりしのみ。未だ國家の主長たるの權を奪はざりし也。賴朝に至つては然らず。根本的に國家の政制を一變し、新制の下にある地方官吏は、凡て其の命令に従はしめ、全國の租稅は其手に歸せしめ、刑賞の權は其の手に入らしめ、鎌倉幕府は其名に於て天子たらざるのみ。其實に於て國家の主長たるに至りぬ。朝廷に存する所は、官職任補の社會的虛榮の權あるのみ。而して此等の大變革は多く大江廣元の參贊に成りき。

三百八節 賴朝と廣元 實に廣元なかりせば、賴朝は一堅忍恩克の主として終りしならん。賴朝、潤達敢爲の氣象に於ては、義仲に及ばず。武略膽勇に於ては義經に及ばず。度量の大なくして妬嫉に近く、同情の誠なくして薄恩に近し。叔父行家を一國の領主として安堵せしむる能はず。

義仲を服して屬人たらしむる能はず。義經の武功を見て之を喜ぶ能はず。甲斐の源氏、武田忠賴の勇武を見て、之を暗殺せしめ、弟範賴の盛名を見て之を生かす能はず。平廣常の雄武を見て之を容忍する能はず。凡そ有爲材幹の士は賴朝服属を以て満足する能はず、必らず之を苛つて後、初めて心を安んず。彼は英雄たらんには偉大を欠きたりき。然かも其性、堅忍にして動かず、沈深にして輕からず、法家の森嚴と、政治家の冷血を有し、其爲さんと欲する所は必らず之を爲すの氣力あり。而して彼の之を爲すや、清盛義仲の如く、氣に任せて行はず。必らずや之を達するの手段を見出さんば已まざらんとす。彼は滔々たる源平武將中の政治家なりき。而して彼に教ゆるに手段を以てし其法家の森嚴の性情に投じたるものは、久しく源家の統領として望を賴朝に屬したる京都の法制家にして、其の魁首は實に大江廣元なりとす。廣元は中納言匡房の曾孫也。^{*}典籍に通じて策略多し、久しく朝廷に懲屈せるを以て、國體を賴朝に屬し、之を奇貨として其材を伸さんとす。己にして賴朝の起るや、中原親能と共に朝廷の典籍を抱きて之に走る。賴朝の功業義仲に異なるもの、其政治家の才幹あるによると雖も、また實に廣元等の法制家ありて之がために參畫したるによりもの多きに居る。

三百九節 鎌倉政府の位地 廣元等、久しく京都にあり。形勢を揣摩して、天下の權力北方に集り、而して京都に入るものの、必らず敗るべきを見たり。故に彼れ賴朝のため、副府を鎌倉に開き、

* 賴朝、梶原景時に命下廣常を暗殺せしむ、景時酒間之を殺る。

* * 元暦元年忠頼、義經に從つて平氏を攻めて功あり、朝席に於て功ある召士酒席にて勇召之を刺殺する。

* * * 廣元の後、長門の毛利氏となる。

* * * 国房は源家に兵法を教へたるも

* * * 廣元の後、長門の毛利氏となる。

するもの、參議平親宗、右大辨藤原光雅等の官爵を奪ふて、之を追放す。此に至つて頼朝名は、征夷大將軍たるも、此形式と實力に於ては天下の主權者たり。全く所は唯一天皇のみ。

ふ號ら服府に帶主土田賜府家司金下當政な賴也す其て一所政
の士が際を土、軍所^{*}。しし純中家のき地の與中事り穀案を所る朝。餘布入^{*}之所
此決の副し司の甲^{*}はても色の司務知役巡^{*}の一、出主令^{*}や權後寄は令草云には
下を聞^{*}て^{*}る宿^{*}別雜るを奴數也家與檢司財入共納一^{*}云、大建入寄を疏ふ初
に仰事なは^{*}直の術當色より用婢名^{*}事等、^{*}る政あ下貢人しひ改納久は人駕を、め
東^{*}、^{*}る監職^{*}制^{*}さりへはあ其のは減^{*}出^{*}りに賦^{*}あ^{*}、^{*}め音二駕^{*}り別公
西^{*}し侍^{*}軍時參^{*}兵入云、ざ衣り下連案稅領納^{*}知^{*}なり以別て^{*}年員稱^{*}し當文

京師に入ずして、天下を統御するの策を盡しぬ。蓋し北方武人の京師に入るもの、二個の危険を犯さるべからず。其の一は北方は其勢力の中心なる京師に入るや、其中心を離るゝがため、緩急事に應すべからず。而して公卿的習俗に圍繞せらるゝがため、武人的豪健の氣象を失するの恐れあり。其二は已に京師に入るや公卿と相對抗せざるべからず。武人にして公卿に屈すれば、公卿傲然として之を驅使するに至らん。若し武人にして公卿を壓せん乎。清盛義仲の運命を來さん。此に於てか廣元等思らく天下を統御するもの、必しも京師に出でざるもの、別に鎌倉に朝廷を設けて、萬機を斷じ、京都は唯だ皇室と公卿に一任して、其の實權を奪ひ、其社會的虚榮の權を許さば、朝廷、心を安んじて事を起さるべしと。此の如くして羈府は鎌倉に起されぬ。羈府は名は武將の居と雖も、實は一個の朝廷にして、政所は太政官のみ、政所の別當として武家に命令する大江廣元、藤原行政は左右大臣のみ。和田義盛の任せられたる侍所の別當は兵部卿のみ。中原親能、足立遠元等が寄人たるは即ち大納言參議のみ、三善康信の執事たる問注所は刑部のみ。***此に於てか更らに進みて朝廷の制度を更革し、議奏十人を置き、太政官の政事、此議奏の合議によりて決せしめ、議奏の發言は、必らず末座より初しめ、以て權門專制の弊を防ぎ、而して内大臣藤原實定、大納言藤原實房等、心を鎌倉に傾くる者を以て議奏たらしむ。また鎌倉と同情ある右大臣兼實をして攝政たらしめ、諸ろ平氏に親しきもの、義經に黨

したるものにして、日本の骨髓骨也。此の中等民族が貴族に代つて政權を取りしは、即ち日本に於ける中等民族か歴史に著はれたる最初也。故に賴朝の勝利は、即ち貴族に對する中等民族の勝利にして、名けて社會戰爭と云ふべき也。また此の地主の發達したる武門武士なるものは、其の部下に於て多くの家の子郎黨なるものを有しぬ。家の子郎從なる者は、即ち奴隸の發達變化したる者にして、數十年の歲月は、彼等をして漸々家人たらしめ、獨立ならしめ、自由を得せしめ、地主たらしめ、壓抑制度より隨意の服従に變せしめぬ。即ち鎌倉の勝利は地主の勝利にして、地主の勝利は家の子郎從の勝利也。而して家の子郎從の勝利は、即ち奴隸の胤族の發達を表する者なるが故に、また奴隸戰爭の形跡をも具ふ。羅馬の如きは其の先民の外に、外來貴族の專制を加ふると數百年なる日本と相同じ。而して基督前一百八十年にキリストの率へたる奴隸戰爭あり。同じく一百三十七年にグラツカスの平民を率へて貴族と抗對して、班田法を行ふあり、爾來一起一仆、已む時なく其爭鬪數百年に延べ。已にして、紀元四百七十六年、北方チウトン人種の首領アカルが大兵を率みて西羅馬帝國を亡滅するに至りて、北人全く南人に勝つ。鎌倉の勝利は即ち彼に於ける數百年の事業を、一朝にして遂げたる者也。故に賴朝は、其身武將にして、貴族の血液を有すと雖も、其位地はギウナスの位地也。グラツカスの位置也。アカルの位置也。國脉一び天智の手によりて替られ、朝顙に至つて再び根本より變革せられ、其變や更らに大且つ深し。

第十九章 北人の天下(下) 北條氏の治世

神武紀元一千八百六十年より
千九百七十二年に至る

第二百十一節 義經及び藤原泰衡亡ぶ 第二百十二節 賴朝死して
鎌倉の基礎動く 第二百十三節 文武兩黨の争 第二百十四節 賴
家幽閉せらる 第二百十五節 北條時政將軍の廢立を謀る 第二百
十六節 和田義盛北條氏に反抗して敗る 第二百十七節 將軍實朝
暗殺せらる 第二百十八節 政子及び義時 第二百十九節 後鳥羽
上皇鎌倉を覆さんとす 第二百二十節 天皇の御謀叛 第二百二十一
節 南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義 第二百二十二
節 天下鎌倉を謳歌す 第二百二十三節 北條泰時の政治、貞永
式日 第二百二十四節 鎌倉以前の文學 第二百二十五節 思想文
學の變、其政治との關係 第二百二十六節 桓武より北條時代に至
る宗教の變遷 第二百二十七節 皇族鎌倉に媚附す、泰時の死去
第二百二十八節 北條經時、將軍賴經を廢す、第二百二十九節 三

浦氏敗れ、五攝家生じ、皇子將軍となる 第二百三十節 鎌倉武士氣質
第一回の元寇 第一百三十一節 鎌倉の士風を作りし文學 第二百三十二節
將軍宗尊廢せらる、元の勃興、時宗元使を追ふ 第二百三十三節
十五節 支那侵客の雄圖、第二回の元寇顛覆す 第二百三十六節
鎌倉の内亂、皇族の争奪、皇位有期の閑職となる、第二百三十七節
皇族人物を出す、南北の武力平均し、北條氏民心を失し、僧侶再び武力を生ず

茶は此頃より漸や
く盛ん也。より
頼宋より禪僧や
り朝に進めて歸茶や
く。による。

此に方つて日本の中、頼朝の威風を仰かざるなく、皆な争ふて其の家人たるを以て榮譽とする。獨り其獨立を保つものは奥州の藤原秀衡のみ。秀衡は將門を亡ぼしたる秀郷の後にし、鎮守府將軍を以て奥州を鎮撫し、貞任武則の故地舊民を領し、併かも源平二氏の争を傍観せんがため、國力費へず、雄を一方に稱す。頼朝、義經の走つて之に頼るを知るを以て朝命を乞ふて秀衡をして義經を斬らしめんとする。秀衡聽かず。然れども頼朝、其兵衆く、國富むを憚つて之を攻むる能はず。鎌倉櫛の島(繪の島)の辨天に祈りて之を調伏せんとするのみ。已にして文治三年十月、秀衡諸子を集め、必らず義經を奉じて奥羽を守るへきを遺言して

書の藤時す賴延^{*}むて員葉守犯を維佐隆にの建之發を出旨てし俟すを臣のりす用の中大將庭景天子の能曰く之等常足猶殺平美與起造久にか檢羽來之てた、以た祖^{アヘ}れひみ天子の能曰く之を亂利、ろを質にし臣元をんしのるを燕ん何てる先況はす、子の聲曰くをを、儀即す攻政入、兵年禁さて留殺衛^{アヘ}そ^{アヘ}臣^{アヘ}や源や足に詔あく炎して比無ら、めり轉を春すす隠守、すを朝^{アヘ}朝^{アヘ}や攻已命を、家泰^{アヘ}け駿企^{アヘ}、還勢て山、ト出泰^{アヘ}頼田^{アヘ}朝を地宣めにを征君の衛^{アヘ}奏とる軍しつ義千江威之利宇て羽衛

死するや、頼朝喪に乘し威恩交も示めして、秀衡の諸子を説ふ。泰衡遂に之に従ふて義經を川の館に襲ふて之を殺ろす。堅忍忘克、必らず其の爲さんと欲する所を爲す頼朝は義經の首を見るも、奥羽を以て藤原氏に一任するの危險を犯さず。直に兵を起して之を征せんとする。曰く義經を殺ろしたるは功なりと雖も、速に命に從はざりしは罪也と。朝議、義經已に亡ぶるを以て用兵を許さざりしに係はらず、^{*}文治五年七月強ひて兵を出す。千葉の常胤、八田の知家、常胤、下野の兵を率ひて東海道より下り、比企義貞、宇佐見實政は武藏下野の兵を率ひて北道より下り、頼朝自ら諸將を提けて中道より下る。總兵三十萬、泰衡族人を分つて四方を守らしむと雖も、衆寡敵せずして敗れ、平泉の塞に火して蝦夷に逃れんとして、其臣河田の殺ろす所となり、諸弟皆な出でゝ降る。即ち二州を割きて諸將を賞し、其政治は一に畜に依らしめ、葛西清重を留めて政務に當らしむ。奥羽已に平らぎ、天下一に歸す、此に於てか頼朝建久四年八月、事に托して其弟範頼を殺ろし、^{**}同月甲斐源氏遠江守安田義定^{***}を殺ろす。之より先き頼朝事に托して平忠常、源義綱、源義高、源行家、武田忠頼を殺ろす、此に於て獨立して事を爲すの威望あるもの、略ぼ盡く。頼朝思らく、天下以て安かるへしと。

もの、略は豈く、頼朝思らく、天下にして安かることなし。
〔百十二節　頼朝死して鎌倉の基を動く〕然れども頼朝は其位地を誤解せり。彼の位地は代表的の位地なるに、彼れ自ら獨力を以て『朝』を造り得べしと信じ、其の族黨を離れては眇乎たる一家長に過

羅賴にして頼季を女越よて諸北殺後元士黒り也武義^{*}
に重及、義朝の役に役。永姫修すの層多強甲。田定^{*}
しはふ併資之妻す對守義福侍氏。子元き大娶賴信^{*}
て新^{*}。せなを之す義定寺女、建忠年をに信朝^義甲
賴田^義朝氏^義の^義幸を梶る資のを賴久賴已忌し氏固^義娶
て殺^義と晏原情、子に提朝四^義にむてのさの源氏
定ろしく最善侍、遊への年暗信。武族よ弟氏
すししに聞か義朝にあ心子之害^{*}。て、謀き含經の曾りな、みせ
之後伊叛てみを命てご、安慰問らる
兵豆あ怒^{*}。伐を範^{*}、せめきてさ
をかにりり今た奉賴賴よてて^{*}、範^{*}曰、
殺道禁^{*}。之さしが朝範^{*}曰、
ろは細稱遂をろて賴已賴く政賴

さす、持む所は株連豪族の同族にあるに、彼れ族黨を以て己の家を危ふするものと信じたり。彼は幕府の臣源氏にあらずんば國司たるを得ずと定め、強臣豪族も遂に國守たらしめず、以て強族の獨立を防がんと欲したり。精思熟慮、事を過たざる彼は、忌克猜嫉によりて其策を過ち、見すぐ源氏の基礎を崩しつゝ進みぬ。故に建久九年（正治元年）正月、後鳥羽、位を辭して、太子を立てゝ土御門となすの時、頼朝五十三歳を以て死するや、頼朝の失策によりて轉かれたる禍は、其子の上に落ち來らんとし、鎌倉の人心洩々たり。而して第一の幕は、武士頭六十六人が連署して梶原景時を追ふによりて開かれぬ。初め頼朝の世にあるや、儉素自ら奉じて政務に勵み、其問注所の如きは、之を營中に設けて自ら臨みて事を決す。是れ諸將事を争ふて容易に服せざるの恐あるがため也。また其寝所にかくるに、諸國家人の名を以てし、會所には鎌倉に出仕する大小名の名をかけて、朝夕之を見る、故に武士其職を曠せず。また遊宴、獵田に托して、諸侍と相接近して親近を増せしが故に、武士また疎遠ならず。又最も儀衛の撰を重んじ武功の勇士にあらずんば之に充てず、常に謂つて曰く、二十矢を放つて二十人を斃すものにあらずんば、儀衛に充てずと。將士之によりて益々奮勵しぬ。而かも其の法を執るや、森嚴、親近と雖も怒する所なし、熊谷直實の勳功、勇武を以てすらも其近親、久下の直光と土地を争ふて非理なるや、頼朝自ら之を審きて直實を面詰す。故に將士また之に狎れず。然るに頼朝死して子頼家之に代

るや、幕府の權已に大なるの日に生れて、將士の力を藉りて天下を取りし昔を知らず。加ふるに年齒僅かに十八歳、少年の血氣に驕られて驕奢を事とし、問注所の事は文武官に一任し、三善善信を以て執事とし、北條時政、北條義時、大江廣元、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企義員、藤九郎入道蓮西、足達遠元、梶原景時等の合議に決せしめ、遊宴に耽り、京師の技藝を愛し、政事を顧みず。淫荒度なく、士心漸やく離る。此の形勢の中に、鎌倉は明かに二個の黨派を生じたり。

てり女あ頼死す却頼聰す頼んを頼平義資て胞をの從
死御り朝さ。け朝。朝見朝の重み後ぜ要起祝
す入た、のし遂てます。義聰之の妻の重の女ん之業之成れ重頼
年十四。すの約して姫に接見。貧窮よりた要
にせなりた要。義聰よりた女んはすれ成れ重頼

三百十三節 文武兩弊の爭

頼朝の伊豆に起るや北條時政の族黨之を擁立したるもの也。己にして大

業成るや時政獨り樞機に參し、また外戚の故を以て權勢獨り盛ん也。諸ろ坂東の武士、子弟の尺骨を以て寸土を得るもの、時政が内に居つて權を専らにするを悦ばず。然れども頼朝の外戚たるを以て、己むを得ずして之に屈せしかば、時政の權益す大にして、其門に出入するもの愈よ多し。時に大江廣元、三善善信、中原親能等また文法を以て進むものす兵尺錢なくして、八州の野に轉戦したる壯夫の上に位す。彼等は一方には其の武夫に輕侮妬嫉せらるゝの故を以て、一方には北條氏に結托するの利あるを以て、北條氏に黨したり。壯士多く之を脅とせず。

此より、暗々の中、文權武權の一黨を生せしが、北條氏の慈眼、武權黨の未來の首領は必らず義經にあるべきを看破しぬ。故に義經を除くの策に於て爲さる所なかかしが、暗々に形つ

くうたる文權武權の兩黨として明白に分裂せしめたるは、實に梶原景時之力による。景時は鎌倉の人、勇武にして傲誕、和歌を善くし、意氣專權人を凌ぐを好む。初め大庭景親の族人にして、頼朝と石橋山に戦ふや頼朝の敗北を憐み、其杉山にかくれたるを知つて、景親を嚮導して他に向ふ。已にして頼朝の聲威再び擧るや、土肥實平によりて降を乞ふ。其苛察の心、中傷の辨は、法家的忍克の頼朝の心に投じしかば、用ひられて中外の耳目となり、寵を恃みて傲岸、勇將猛士を凌ぎ、範頼の如きも數ば其の凌ぐ所となりて報する能はず。獨り義經屈せず、數ば之を折く、之より義經と隙あり、景時已に武將を凌ぎて、其の憤を受け、また義經と争ふ。彼は勢、文權黨に屬せざるを得ず。此に於てか義時廣元等、毎に景時を救ふて之を護り、之を用ひて武權黨を折かんとす。而して梶原景時また和田義盛の喪に乘じ、其侍所の別當職を藉つて返さす、關東の將士を驅使す。また曾つて鎌倉に敵したる城の資永等を容れて之を保し、以て其勢を作る。此より文武の爭、益す激す。而して頼朝は必しも此の黨争に加はらさりしと雖も、其の武將の跋扈を制して、子孫の深憂大患を未然に除かんとする一事に於て、寧ろ文權黨の爲す所をよしとせしかば、武將は之のために鎮壓せられて、暫らく其の口を噤したり。今や頼朝は死せり。大石は除かれたり。兩黨の争は發しぬ。時に安達彌九郎景盛、妾を京師に買ふ。妾元と宮女にして、其美鎌倉に比すべきなし。頼家之を聞きて奪はんと欲す、已にして正治

元年七月、室の平四郎重廣、亂を參河に起す。頼家即ち景盛に命じて之を伐たしめ、其出陣に乗じて妾を奪ふ。景盛參河の亂を夷げて歸り、懊惱悽々す景時之を除かんとして頼家に讒して、曰く景盛、妾の事によりて叛を謀ると。頼家怒り、兵を發して之を殺さんとす。政子之を聞き自ら景盛の邸に入り、人をして頼家に言はしめて曰く、景盛罪なし、之を殺ろすは無道なり、若し讒佞を信じて無道を遂げんとせば、諸ふ先づ老母を殺せど。頼家已むを得ずして景盛を免るす。此に於てか將士の梶原を憤ること益す甚し。已にして結城朝政、幕府にあり將士と語つて曰く吾聞く忠臣は二君に仕へすと。余先將軍の殊寵を受け、共に其喪に殉せんと欲して遂けす。今に於て悵々たりと。朝光は頼朝の遺命によりて、頼家の弟千幡を擁護するもの也。景時之を聞きてまた朝光を讒し異志ありと爲す。朝光之を聞き三浦義村に謀る、義村もまた久しく文權黨の專權を心よしとせず。梶原の佞辯文權黨の爪牙たるを憤る者也。即ち和田義盛、足達盛長等を招きて策を問ふ、衆皆な曰く凡そ文治より此の方景時の讒言によりて、命を殞し家を滅したもの數ふべからず。彼の佞者の兇惡また武士の統領を奪はんとするか。若し今にして爲すなくんば、我徒恐く夷滅せられん。宜しく速に同心連署して將軍に訴へ、若し聽れずんば、死生を以て争ふべしと。遂に千葉、三浦、島山、小山、足達、和田、比企、葛西、小田、波多野、大井、濱谷、山内、宇宮都、榛名、佐々木、稻毛、岡崎、土屋、土肥、河野、曾我、天野、

工藤等の諸族長、六十六人を募り、鶴岡八幡宮の回廊に密會して同盟し、中原伸業に托して抗告の文を艸せしめ、和田義盛、三浦義村、之を携へて大江廣元に至つて披露を乞ふ。廣元久しく之を披露せず。義盛大に怒りて之を責む。廣元遂に救ふべからざるを見、景時を擲つて武權黨に與へんとす。梶原走つて其邑、一の宮に逃れ、私かに檄を九州の將士に傳へて曰く、院宣を奉じて鎌倉を擊つと。一族郎從を擧つて西し、京師に入らんとして道に駿河清見ヶ闘に於て、土兵の襲撃に遇ひ、族黨悉く戦死す。文權黨の爪牙已に除かれて、侍所の別當は和田義盛に歸するや、武權文權、相競ふこと無す甚し。此の如く文武兩黨の存する中に彼等は黨中更らに黨を分つ。北條時政前妻の死に遭ふて、後妻牧氏を娶る。政子、義時は前妻の子にして、畠山重忠また前妻の女を娶る。平賀朝雅。牧氏の女を娶つて、牧氏に殊寵せられ、此に前妻黨と後妻黨を分つ。また頼朝の子二人あり、頼家と云ひ、千幡と云ふ。頼家に黨するものと、千幡に黨するものとまた黨を分ち、頼家に黨するものは、また其子一幡を擁して、頼家の後を承けしめ、千幡を排せんとして黨を分ち、武權黨の首領の中、和田、三浦、安達また權勢を競ふて黨派を分ちぬ。即ち此の如く相分るゝと雖も、北條氏は自ら主として文權黨を率へ、自ら自家の權勢を立つるの力あり、他の武權黨の交も相待ちながら、交も相排するが如くならぶ。故に一變ごとに權勢、北條氏に集まる。武權黨の愚、自ら内に相争ふて、共に夷滅せらるゝを

知らざる也。

〔百十五節 頼家説せらる〕 己にして頼家疾あり正治三年八月、政子、時政と計り、天下を兩分し、伊勢の鈴ヶ關を境として南方三十八國を其弟千幡に與ひ、北方二十八國を子一幡に與へんとする。千幡は政子の生む所にして、一幡は頼家が比企能員の女によりて生む所也。能員之を聞きて北條氏を憤り、頼家に勧めて北條氏を擊たしめんとす。政子屏後にありて其の密謀を聞き、時政に告ぐ。時政大江廣元を招きて其謀を聞き、甲士を伏し、歎きて能員を招きて之を殺ろし、兵を發して其族を攻め、併せて一幡を殺らす。頼家之を聞き、仁田忠常、和田義盛を召して北條氏を撃たしむ。義盛私かに之を北條氏に告ぐ。頼家遂に薙髪して伊豆の修禪寺に幽せらる。此に於てか、北條氏、千幡を立て、鎌倉の主とす。朝廷、賜ふに、實朝の名を以てし、征夷大將軍とす。實朝時に十二歳、政子時政、政事を聽く。

〔百十五節 北條時政將軍の廢立を謀る〕 此の如くして、北條氏は比企氏の權を奪ひぬ。然れども牧氏は之を以て足れりとせず、畠山重忠父子が牧氏の女婿平賀朝雅と事を以て争ふや、重忠父子を輕ふるに異志あるを以てして之を誘殺し、遂に朝雅を立て、實朝に代へんとす。^{***} 然れども將士の間、實朝が源家の正統たるの記憶は、猶ほ失せざる也。故に政子が三浦義村、結城朝光等に命じて官朝を時政の第より義時の家に移らしむるや、武士多く時政を去つて義時に就く。時政

*頼家後、北條氏の
室に殺さる。**
頼家は甲斐源の
支流、勇に信濃源の
朝客の爲め浴

師夷らぐ。其の京
や、即に仙洞御
所にありて基を
固む、園墓終つ
て敗死す。頼つ
て敗死す。

* 羽順天皇は後鳥
羽の第三子にして
母は藤原範季重子也。
建炎元年四月、
宗彷彿寺の開祖俊
源法師より歸り祖俊
あること十四年
正月黒谷の源空配流せら
る。二年正月源空死す。
源空死すと同時に源
得海に連する。北条
内に廢れる。年八十
歳修の道なり。

此の時代にも

事の成すべからざるを知りて薙髮す。義時即ち牧氏と併せて之を北條に放ち、人を遣はして朝
雅を京師に殺さしむ。此の如く頼朝以後、鎌倉の動搖して已まざるを見るや、後鳥羽上皇、親
政の時來れりとなし、四年土御門をして強ひて位を去らしめ、其殊寵する所の皇子守成を立て
、帝とす。之を順徳天皇とす。以て鎌倉に對する準備に便す。而して實朝覺らず、日に遊宴
歌咏に耽り、京様に擬して文弱に流る。故に武權黨目に疏せられて、北條氏の權益す張る。

[三百十六節 和田義盛北條氏に反抗して敗る] 大勢已に此の如くなるを知らず、和田義盛等猶ほ其の強
を挾んで跳梁し、上總の國司たらんことを乞ふ。鎌倉の法、家人の國司たるを許さず、故に幕
府之を聽かざること三年。義盛大官令大江廣元に迫つて必らず之を得んと欲す。已にして建保元年
還さんことを乞ふ。幕府また省せず。義盛の一門大に北條大江の二氏を憤る。已にして建保元年
小山、三浦の諸氏に近國守護の任を與ふれども、義盛の願猶ほは省せられず。義盛絶望して前書を
泉親衡、頼家の遺子、千壽丸を擁して兵を擧げ北條氏を撃たんとす。諸士の之に黨同するもの
一百三十餘人、義盛の子、四郎義直、五郎義重、姪平太胤長また之に黨し、事現れて悉く縛に
つく。義盛自ら政所に出て其舊功を以て二子を償はんことを乞ふて、聽かるゝや、更らに一族
九十八人を率へて政所に出で、威風を示めして更らに胤長をも許されんことを乞ふ。胤長、首
謀者たるを以て幕府許さず。之を縛して義盛の面前を通過せしめて、陸奥に流す。義盛深く北

條氏を憤り、五月族黨一百五十騎、郎從三百餘人を擧げて、三隊に分ち、一は義時の第に迫り、
一は廣元の第に迫り、一は幕府に迫つて實朝を奪はんとす。鶴岡勇戦、向ふ所靡披すと雖も、
衆寡敵せずして敗れ、族黨悉く戦死す、此の如くして、武權黨中の最强族は亡びぬ。三浦氏は其
の遂に己の頭上に落ち来るべき運命なるを察せず、初め和田に黨し、中ごろ北條に屬して、和
田を亡ぼす。此くて義時已に政所を領し、また和田に代つて侍所の別當を兼ね、大柄遂に其手
に歸し、號して執權と云ふ。

[三百十七節 賢朝暗殺される] 建保六年實朝左近衛大將右大臣に昇り、承久元年正月、任官拜賀の禮
を行はんかため鶴岡の八幡宮に詣る。時に頼家の子公暁、鶴岡の別當たり。實朝を以て父
の仇となし、女裝して襲ふて實朝の首を石階の邊に斬る。上下混亂、將士騒動す。然れども義
時能く衆心を靜めて事なからしむ。鎌倉が朝廷の下に於て事實の主權者たるが如く、執權は將
軍の下に於て事實の主權者たり。若し義時にして空名を受けて、自立せんと欲せば、必しも難
からざりし也。然れども義時の細心なる、猶ほ玉冠が衆恩を憲するに足るを知り、七月政子と
謀り、使を京師に發して光明峯寺の關白左大臣道家の子頼經を乞ふて鎌倉の主とす。頼經は道
家が西園寺の太政大臣公經の娘、准三后倫子によりて生む所、道家は後京極攝政貞經の子にして、
母は頼朝の妹の夫、權中納言藤原能保によりて生みし所の女也。頼經時に二歳、公會ある

ふ位從六はしふをふ空て統殺ふをろ猶に殺め
の二年事むてし自之、をろ、疑すし時て
禪位二賛さ實て河助其弱し殺ふ。ててを退
に月な朝公義へ家め、時。時公義疑く、
尼叙、らこを曉典或人ん源實或人曉時ふ
さし政んれ殺をさは横と氏朝は義を兵、時
云ニ子。或さ誘云井しのを云時殺を已人

ごとに政子、之を抱きて臨み、義時内に策を定め、政子外に之を行ふ。賴朝の創業より此に至つて三十二年也。伊豆國女王、神后皇后、特統等、南人の歴史の外、未だ曾つて北人の歴史に見へざりし帝王的婦女は、初めて北人の歴史に現れぬ。

三百五十六

初め頼朝の伊豆にあるや、名家の胄を以て漂浪色を漁し、州人伊東祐親の女に通じて一子を生ましむ。祐親平氏の怒を招かんことを恐れ、其子を水に投じ、女を改めて他に嫁せしむ。已にして頼朝また北條時政の女に通せんとして其季女を挑む。長女時に年二十一、早く頼朝を慕ひ、其妹を欺きて、頼朝に應ず。政子是也。性猜嫉、强悍、其身むに及び、他の婦女の寵を受けんことを恐れ、人をして鎌倉府中を搜索せしめ、高橋氏の女、頼朝の寵あるを聞き、繼母牧氏の族人、宗親をして其居を毀つて之を逐はしむ。頼朝之を聞き、牧宗親を召して之を詰め、其の髪を抓み、自ら之を斬る。時政、之を聞き、沸然として伊豆に歸る。已にして頼朝、遊獵に托し時政を訪ひ、慰諭して再び出でしむ。之より政子の權ますく大にして、頼朝之を憚つて一妾を蓄ふ能はず。已にして頼朝の死するや剃髪して尼將軍と云ふ。其威權、雄材、世比するに則天武后を以てす。然れども、則天の果敢、勇斷あるも、北人的質素を守つて浮華の俗に移らず、則天の驕奢淫逸なく、能く其子弟を戒しめ、殺伐爭奪を事とする鎌倉の政治世界に、調和人情の空氣を輸入して、一大要索となりぬ。政子建保六年、時房を携へ

て熊野に詣で、京師に出づるや上皇、格式を破り、從三位に叙し、且つ上皇に見へんことを許るす。北人的質素と自信とを有する政子は、冷然として之を辭して曰く、坂東邊鄙の老尼、陛下に拜謁するも益なし。佛寺禮拜の望を達すれば足れりと。其榮敢自信、人を率ゆるの氣魄ある眞に歴史に現れたる婦人の最大なるものなりき。鎌倉の將士は彼女に於て、賴朝の音容を見たり。彼女に於て其首領たるべき威嚴を見たり。而して彼女の後にありて畫策する義時に於て最も勇氣あり、最も沈着なる政治家を見たり。此二人は同母兄弟にして其交情最も密なるに加へて、武權黨は或は北條氏のために、或は彼等自身の爭鬭のため、漸く減却して、北條氏は武權に於ても、文權に於ても全き中心となりぬ。而して其政道に至てはまた古來、最も正しきものたり。訴訟は最も公平に、最も速かに聽かれ、租稅の外、濫役は最も少かりき。其の幕府の生活は質素、實直にして京様の浮華は、京師より來りし將軍の一家内に行はるゝのみ。賄賂に行れず、私擅は少なし。故に士民其政に服し、政權の強固なるまた古今第一の政府なりき。故に其の權力の鞏固、運命の安全を云はゞ、古來の凡べての政府より、賴朝の時よりも安全なるものなりき。

心の離叛、必ずべしと。此に於てか後鳥羽上皇、銳意、擧て鎌倉を亡さんとして、北面武士の外に、更に西面武士を置きて、天下冒險尚功の士を募り、また備前の刀工を院中に招きて刀劍を作らしめ、上皇自ら爐に當る。三年、順徳、位を皇太子懷成に譲る、之を仲恭帝とす。此に於てか天皇以外の皇位に三あり。世に後鳥羽を本院と云ひ、土御門を中院と云ひ、順徳を新院と云ふ。中院、本院の企を諫止すと雖も聽かず、日夜將士を募る。鎌倉の家人に信濃の仁科盛遠なるものあり、本院之を招きて北面武士とす。義時之を聞て曰く、鎌倉の家人にして、鎌倉の許容を經ずして京師に仕ふるを得ず。是れ頼朝以來の制なりと。直に其采邑を沒收す。本院詔して采邑を復せしめんとするも聽かず。また本院の寵妓龜菊に、攝津の長江倉橋の二邑を與ふ。二邑の地頭、龜菊を侮慢して應ぜず。龜菊憤つて之を本院に訴るや、本院また詔して一邑の地頭を易へんとす。義時また詔を奉せず。本院憤懣自ら禁する能はず、遂に意を決して鎌倉を攻めんとし、京師の宿衛、三浦胤義を誘ふ。胤義事を以て義時を怨み、詔を聞き、欣然として應ず、且つ云ふ臣が兄義村も若し募るに惣追捕使を以てせば必らず應せんと。五月、島羽城南寺の神鏑馬に托して、諸國の武士を募る。丹波、丹後、紀伊、但馬、伊賀、伊勢、美濃、尾張、近江の兵集るもの一千七百餘人。先づ鎌倉に心を傾けたる西園寺右大將公經父子を捕へて幽閉し、威力を以て大江廣元の子親廣、佐々木左衛門尉、廣綱、義時の妻の兄伊賀判官光季

を誘ふ。親廣、廣綱、已むを得ずして之に應じ、光季は之を拒む。此に於てか光季を攻めて之を殺ろす。已にして熊野の田邊法印、十萬法橋、萬劫禪師、延暦寺の播磨の豎者小麿、智性房丹後、清水寺の鏡月房歸性、興福寺の覺心等の僧侶もまた兵を率へて之れに赴く。朝廷思らく天下の事、以て爲すべしと。疾足者、推松を發して四方の士を募る。推松五月十五日を以て都を發し、十九日鎌倉に入り、三浦義村を誘ふ。義村之を義時に告ぐ。義時冷然として笑つて曰く『是れ豫ねてより期せし所也今は心安し』と推松を執へて院宣を奪ひ、大に將士を政所に會す。政子、半ば簾を掲げて將士に告けて曰く『昔し王朝より此方、日本の侍たらんものは、三年の夫役、公租を疲弊して見るかげもなく、大番の時終るや、一族郎黨、國に歸るに跣足にて歸るに至る。朝家の民を誅求すること此の如きものありき。先將軍の起るや、之を憐みて三年の夫役を改めて六ヶ月とし、公租を輕ろくし、民人の肩を輕ふしめんことを計る。鎌倉は世に功こそあれ罪とてはあらず。然かるに今は無賴の謀人、謀を企て、世を王朝の昔にかへさんとす。此尼は先きに將軍に分れ、中ころ頼家に分れ、また實朝に分れ、何を頼みてながらへんと已に世を捨て、命をなきものにせんとしたるに、義時の勸誘によりて此位に止りしに、何の不幸ぞ、また此の悲運に逢ふ乎。今は鎌倉一期の浮沈也。當家に味方せんむのも、若しくは京方に就かんものも、今日只々明白に申すべし』と、聲淚共に下る。將士感激、皆を誓つて鎌倉浮沈と共に

せんと云ふ。已にしてまた將士を會して戰を議するや、義時の子泰時曰く、上皇、王家の威を以て天下に號令す。其兵必らず多からん。且つ自ら發して京師を攻むるは憚りなしとせず。請ふ進んで足柄箱根の嶮を扼し、京軍の來るを俟つて戰はんと。義時曰く鎌倉を以て京師を攻むるを憚るとは、是れ明王上にあるの時々云ふべきのみ。今は君、無道、天下皆怨怒す。我、民心に負くべからずと。大江廣元また内を守ること久しくして、天下の觀望者をして心を京師に傾けしめんことを恐れ、急に進んで京師を衝かんことを主張す。政子之れを裁して曰く、京師を攻めずんば勝つ能はずとせば、京師を攻むべきのみと。遂に泰時及義時の弟時房をして、足利義氏、三浦義村、千葉の胤綱等をして軍を督して東海道より京師を攻めしめ、別に武田五郎小笠原次郎等をして東山道より、式部丞朝時等をして北陸道より京師に迫らしむ。皆な父上れば、子止り、兄進めば、弟内を守り、人倫相愛の念を質として、鎌倉に負かざらしむ。之より先き義時、推松を放つて曰く、宜しく京師に歸つて申すべし。泰時時房をして十九萬人を率へて見參せしむ。早く志を決し給ふべし。若し猶ほ不足と爲さば三郎重時、四郎政村を先鋒として、二十萬騎を出し、義時自ら之を率へて進むべしと。推松京師に入るや、公卿争ひて鎌倉の事情を問ふ、曰く誰か義時を殺ろするのぞ、誰か先づ内亂を起さんかと。鎌倉已に掌中に入りたるものとべす。推松答ふるに義時の云ふ所、自ら見る所を以てするや、上下皆な色を失ふ。

然れども上皇曰く、大軍西上して鎌倉空虚となれば、義時を殺ろするの出づべしと。特むべからなることを持みて自ら慰む。

[三百六十節 天皇の御謀策] 此時に當て京軍一萬七千五百人、東軍を尾張河に防がんとして、兵を九隊に分ちて、其の九瀬を守る。東山道の兵先づ大炊の渡を破て進み、泰時縦で大豆の渡を破りしかば、京軍風を望んで走り、北軍、勢多、淀、宇治、三方より京師に迫る。上皇恐懼、比叡山の僧兵を招く、僧兵辭するに力足らざるを以てす。^{*}已にして三道の守將敗れて京師に歸るや、上皇宮門を閉ぢて納れず、速に他に行かんことを命ず。山田次郎重忠大聲に罵つて曰く、大膽病の君に語らはれたること悔やしけれど、遂に北軍と戰つて死す。之より將士或は死し或は走る。上皇、震恐、辯疏して曰く今回の事、朕知らず、皆な臣下の爲す所なりと。昨日まで共に謀る所の公卿、權大納言藤原の忠信、權中納言源の有惟、藤原の光親、藤原の宗行、參議藤原の範義、藤原の信能を首謀と稱して其實に當らしむ。大江廣元裁して悉く之を斬る。獨り忠信は其妹實朝の室たりしによりて許さる。已にして仲恭を廢じ、後鳥羽を臨岐に、順徳を佐渡に幽し、京軍將士の食邑三千を奪つて之を鎌倉の將士に分り。而して義時毫も取らず。史家此役を名けて天皇御隸反と云ふ。これ鎌倉は其名天皇たらざる、其實、國家の最上権力を掌握して、民政の局に當るに、朝廷、故なく兵を動かしたるを以て、實際の権力を有するは、即ち主

*泰と秀で川使めなす。使を附樹にん發さす。使者能登守秀。南都に逃る。上品無能。之を北兵を殺して之を攻めて。之を殺す。故に津に水偏居する。

後鳥羽の謀叛に
あるや其居、茨石に
全からず居る。居て
崩さ十九年にして
崩さ六十年にして

三百六十二 権者なりと信ずる當時の政治理想より生じたる結果也。故に史家はまた他年、北條氏が奉ずる將軍、宗尊の北條氏を謀るや、また之を記して將軍謀叛と云ふ、これまた實際國家の最上權力を有するものに抗したるが故也。君臣の名存するも、實際此の事あるを以て當時一般の政治理想を見るべき也。

三百二十一節 南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義
蓋し君臣の名は西南畿内に近き諸國の思想にして、貴族的王朝政府を信ずる所也。鎌倉を中心とする北方には、主従の名あつて君臣の義存せず。意氣相投するが故に、結託して主従となり、恩怨相結ぼるが故に、離れて敵人となり、名分なくして利害あるのみ。經典なくして意氣あるのみ。京都の朝廷は已に理想的の高度に發達したる王朝主義を以て、君臣の名分を以て四方に號令せんとし、而して其恩光は未だ疎懶なる鎌倉以下の北人を威するに足らざるを知らずして此に及ぶ。賴朝の勃興は、南人の王朝主義と、北人の武斷民政主義との調和なりき。是れ北方の武士は自家の脅力を以て天下を動かせりと雖も、猶ほ、其首領として戴く所は、西南貴族の遺種にして自然に其の感化を受けしがためのみ。今や北方武士に戴奉せられたる貴族の遺族は、殆んど盡きぬ。之と共に其感化は滅じぬ。存する所は純乎たる北方の民、北方の習氣のみ。而して最も能く其主義習氣を代表せるものは、北條氏也。彼は官爵の一文錢に當らざるを信ぜり。彼は王朝主義の國人に適せり。

三百二十二節 天下鎌倉を譲歌す
鎌倉政府が第一に立てたる天皇は後堀河にして、名は茂仁、時に十歳。高倉帝の第三子にして、後鳥羽の兄なる守貞親王の第三子也。世に之を持明院の流と云しゆ。

るを信せり。彼は王者の道、民政に存するを知つて、質素簡易、民に近づきて民政を最大目的としゆ。彼は凡ての武士と平等に交り、其武士を制するは唯だ國人の望を得るの一事にあるものなるを示しゆ。彼は政治は政府の光榮のためならず、民政料理の爲めなるを示しゆ。天下の王朝の繁文、縟禮、浮華、空文を厭ふの情あるを知つて、直裁簡明なる民政によりて天下の望を縛きぬ。若し其權を以て位を求めなば、將軍納言は易々たるのみ。而かも、義時の權を以て、左京の太夫たるに止り、歷代從四位下を以て最上の昇進とす。これ此に止るにあらず、官爵の價なくして、執權の名は天皇よりも重きを信ずるが故也。彼は諸將士を命令するの權を用ひず、然れども約束によりて之を動かすこと、手足の如くなりき。彼は幾十年の歴史を有せざる、其名姓の國人に刻せらるゝや恩人の如くなりき。然るに大和朝廷、民政に於て國人の感懷を刻せらるゝことなく、君臣の名分を楯として、鎌倉を攻め、一敗地に塗る。これ承久の亂は、政權の争のみにあらず、西南の王朝主義と、北方の武斷的民政主義の争なり。而して西南の貴族的王朝主義敗れて、北人の武斷的民政主義勝ちしが故に、帝王廢立の權は、悉く鎌倉の手に歸しゆ。

三百六十三 鎌倉政府が第一に立てたる天皇は後堀河にして、名は茂仁、時に十歳。高倉帝の第三子にして、後鳥羽の兄なる守貞親王の第三子也。世に之を持明院の流と云

*一所の築屋に五
百人の兵あり、空
焼くが故也。

ふ。北條泰時、時房の二人、六波羅に止り南北二府を立て、四十八ヶ所の築屋を興し、西南諸州を控御すること四年、天下其風に靡びき、久しく虚禮、空文の府たる太政官以下は益す空名となりぬ。東北の武士を犬豚の如く卑しみたる京紳は、號みて南北六波羅府に媚付し、鳥羽崇徳の争闘以来亂麻の如くに至れたる日本は、初めて太平の世に入るの端を開きぬ。蓋し鳥羽崇徳以来、一百年、武士豪族は已に業に戰闘に疲弊して、沽魚の水を望むが如くに、泰平無事を希ぶに至りぬ。之より前、藤原專横の下に、源平二氏の起るや、朝廷の有せざる武力を有するがため、之を試みて雌雄を決せんとするの誘惑多かりき。今や、北條氏は藤原氏の如くならず、武力は獨り地方武士の専有するものならざるがため、武士豪族は崛起するの誘惑を有せず。加ふるに源平二氏の戦に死生の道を來往したる冒險武士は、今や歲月の艱ふ所となりて、多く塙中に入り、存する所は鎌倉の恩光に浴したる少年子弟のみ。彼等をして怨ましめんには、鎌倉は餘りに善良の政府なりき。彼等は崛起せんには、其力餘りに少なかりき。鎌倉の恩光に浴したる家人の壓抑を蒙る舊國司、舊莊司、源平の遺族、反對黨は、鎌倉の家人に取つて代らんには、餘り多く疲弊したり。これ一百年間、間断なき戦争が生じたる結果也。况んや賴朝以後三十五年、暫時の平和によりて生ぜんとしたる新勢力も、機未だ熟せざるに、後鳥羽承久の亂に引き出されしがため、未熟の間に消磨せられぬ。此に於てか泰平の氣、蒸々として進

承久の變後、六年三
月義時死す。

*泰時は義時の子
泰時其子時氏、
從弟時盛などて
京都を守り、南
分治し、南
兩六波羅の
此に初まる。

む。

〔三百二十三節〕 北條泰時の政治、貞永式固 承久の變後三年、義時病を以て死するや、泰時、時房、六波羅より鎌倉に歸り、泰時執權となり、時房叔父を以て之に連署す。泰時の執權たるや、北東武士固有の政権争奪は、政府の執事、伊賀の光宗、北條政村、三浦義村等の手によりて、泰時の繼母の泰時に平ならざるを利として企てられしと雖も、泰時、泰然として動ぜず。大將の士卒を刑するが如く之に處したれば、其少を危ぶみたる鎌倉の志は定りぬ、己にして義時の遺産を分つに方りて、泰時諸弟に分つこと多くして、自ら取ること少なく、諸弟の喜を見るよりも喜ばしきはなしとなし、かば族黨其の廉正に服しぬ。泰時平常、治術を以て心とす。僧あり說て曰く、寺院を建つれば泰平求むべしと、泰時之を黙つて曰く、財を費し民を苦しむ、何の泰平か之あらんと、即ち其僧を追ふ。梅尾の僧高辯之に說きて曰く國を治むるは猶ほ病を治むるが如し、先づ其源を察すべし。病源實に治者の慾心にありと。泰時之を服膺し、絶へて私慾の跡を示さず。私財を投じて窮民を救ひ、邑民を誅求せざるのみならず、凶歲には金を貸し、其返す能はざるものには、券狀を焼き捨て、心を安んぜしむるに至り、また將士の富家に就きて金を借りて返す能はざるものに代つて之を償ふに至る。故に民心之に服し、泰時の爲めには死するも惜しからずと云ふに至る。王朝時代にありては、其名ありて其實なき博奕禁止の令は、

暦仁元年、令な

三百六十六

月寺寺國にて師て福水齋も僧尼出として非禮の僧尼皆を貰むるや、僧尼を貰むるや、僧尼皆を首を縊

彼の世に至りて實行せられたり。驕慢非禮、眼中、皇室なき僧尼も、彼の政府に對しては戰々
兢々として、其戒飭を受けたり。疎野猛烈なる鎌倉武士は、彼の時に至りて學問を重むし、身を
脩むるに至れり。鎌倉の奉行頭人は、遠國の侍より贈物を受くる時は、之に倍して還すべしと
の訓戒によりて、奇翫賂遺の風は薄らぎぬ。其の執法嚴峻の政治によりて、武人の驕傲は跡を
滅し近江以北の武士は十二月間鎌倉に大番するの制に伏しぬ。兜嶮殺伐相尙ぶ鎌倉の士風は、
彼の世に至りて退讓謙恭の士風と化しぬ。北方人種の豪族集會所とも云ふべき鎌倉は、彼の時
に至りて古今最强國なる政權を有する合議政府となりぬ。嘉錄元年六月、大江廣元死し、同じ
く七月、政子死し、喬木悉く倒るゝも、禍亂の機日に消へ治平の光融々として生じぬ。莫貞永
元年五月、定むる所の成敗式目五十條は、古來王朝の法制の如くに繁雜ならずと雖も、民政の
要を得たるものにして、爾來幾百年。法制また多く之に准據す。是れ泰時、十一人の評定衆（議
官）と共に當時の風俗習慣に基きて制定したるものにして、相共に神明に誓つて曰く『右愚暗
の身、丁簡の及ばざるに依つて、若し旨趣相違の事も、更に心の曲がる所にあらず。其外、
或は人の方人として、道理の旨を知り乍ら、無理の由を稱し申し、又は非據の事を爲して、證
跡ありと號し、人の短を顯はさうる爲めに、子細を知らしめながら、善惡につきて申ざるもの、
意と事と相違し、後日の糾繆來らん歟、凡そ評定の間、理非に於ては親疎あるべからず、好惡

あるべからず、只だ道理の推す所、心中の存知傍聳を憚からず、權門を恐れず詞を出すべき也。御成敗の事、之を切に條々道理に述はすと雖も、一同の憲法也。誤つて非據を行はるゝと雖も、一同の越度也。自今以後、訴人并びに其縁者に向ひ、自身は道理と存すと雖も、傍聳の中、其人の説を以て邊亂を致すの由、其聞あらば、己れ一味の儀にあらず、殆んど諸人の嘲を貽す者歟、兼ねてまた道理なきにより評定の庭に弃置せらるゝの聟、越訴の時、評定衆の中、一行は審き與へられば、自餘の計皆な無道の由、之を存せらるゝに似たる歟。條々の子細此の如し、若し一事たりと雖も、曲折を存じ、達はしめば、梵天帝釋、四大天王、抱日本國中六十餘州、大小神祇、殊に伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神罰冥罰各々罷り蒙むるべきもの也。仍て起請件の如し』と日本は鎌倉に至りて、初めて合議的の政治機關、民政に注意せる憲法を得たり。而して其稅法もまた王朝時代の收斂を改めて五公五民に定めしかば、久しく生を聊せざりし民は、初めて治平を樂しむを得るに至りぬ。之より先き王朝時代にありと雖も、治平なきにあらず。然れども是れ事なかりしと云ふのみにして、眞平の治平にあらず。濫滯腐敗の無事のみ。生民遑々として安んせざるは、亂世と異ならず、其の眞に良政行はれ、生命財産の安全存し、進歩の活氣ありしは實に此に初まる。此に於てか國民の活力漸やく生じ、國民の生活漸く變ず。

三百六十八

三百二十四節 鎌倉以前の文學

蓋し是れ北條氏の力と雖も、抑もまた此の如き理想的的政治家を下し

たる天時と同じく、機運此に至れるものなりき。例へば、桓武天皇の時代が、國民統一の一大時期なりしが如く、紀貫之の時代は文學に於てまた同一の効果なりし一大時機なりき。然るに桓武によりて初められたる平安の朝廷は、下つて宴安、淫逸、微弱なる四百年の風を作りしが如く、貫之等によりて代表せられたる雅淳、清麗なる古今集の風韻、格調は、下つて輕浮なる三百年の歌風を聞きたり。其間、或は後撰集時代の如きは、稍々風調を重せずして意義を重じ、稍白描に近きものありしと雖も、拾遺集を過ぎて一百二十年を経て、後拾遺集の時代に至ては、其の詩人には藤原公任、源の經信、藤原の範長、大中臣の輔親、源の重之、能因法師、貞退僧正あり、婦人の作家には紫式部あり、和泉式部あり、赤染衛門あり、大貳の三位あり、男女才名を以て相競ふもの古今最も多しと雖も、其詩流れて纖佻、輕巧となりて風韻なく譽を文字の中に求め、巧を文飾の上に求め、殆んど晚唐の詩、宋に入りて一變したるが如くなりき。然れども是れ猶ほ其の甚しきものにあらず。下つて金葉集、詞花集の時代に至ては文字の技巧を争ふを主として、風韻全く失せ、興味索然たるに至り、藤原の基俊、源の俊頼、藤原の長實、公季、顯季、大江の匡房、源の顯仲、僧隆源、婦人肥後、紀伊、河内等相競ふて才を弄し、奇を闊はせ高逸の調、纏綿の情失せて殆んど文字の諧劇に近きものありき。已にして安徳の朝藤原

の俊成出で、千載集を撰するや、前代の歌風を非なりとし、再び風韻格調を重んじたりしかば
此頃より歌風一變の端を開らきて、古今集に類したるものとなりしが、土御門の朝に於ける新
古今集の時代となりて、歌道隆昌の運、再び來り、風韻あり、格調あり、意義あり、後鳥羽、
土御門、順徳の三皇、藤原の俊成及其の子定家、藤原の家隆、雅經、有家、西行法師、寂蓮法
師、慈圓法師、鴨の長明、源の具親、藤原の良經、俊成の女、等の名は一代を裝飾するの大名
たり。和歌の能事殆んど此に盡く。恰かも政治上に於ける北條氏の治世が、空前絶後の良政な
るが如くなりき。

新成門有誠定經家
古今の通家家、
久元は築集久元は
土二年は參に御
者久は蔵に參に御
右前後近上少將
大將中總將御御
法師也。

邊の赤人の如きは、其官職すら今に知るべからざるほどの寒微なるものなりき。且つ王朝の大
臣公卿の作家たるものあるも、彼等は其生活如何に驕れるも、猶ほ未開なる人民中の貴族にして、未だ人事を聞見せざるほどに高からずして、自然に人事と相觸着したりき。故に詩歌を以て國風と稱すへくば、萬葉は眞乎、醇朴の中稍々文彩風流の色を胚みつゝありし奈良朝前後の國風と云ふべかりし也。概して云へば奈良朝前後の文物は、邦人固有の質朴豪健の氣老へずして、支那文明を吐呑したるが故に、其規模自ら廣大なるものなりき。建築物、製作品につきて之を云ふも、其結構の壯麗に、規模の偉大なるは奈良朝前後を以て其の首とし、以下代を歴るに従つて纖麗は益す加はると共に、壯大の氣息よ減す。是れ何の故ぞ。一方より云へば奈良朝前後は質朴豪健の氣猶ほ存したるが故にして、後には平安朝廷の外に別乾坤を知らざる文弱氣質となりしが故也。一方より云へば、奈良朝前後の製作は多く翻譯摸倣にして、直ちに大陸の壯大的風尚を輸入せるに、平安以後は一種の國民的好尚興りて、自家自ら自家の好尚に適せしめんとして作りしが故也。文學もまた此の如し。桓武已に都を平安に定むる頃に及びてや、詩賦行はれて、和歌行れず。文士皆な擬漢文に苦心せしが、之と共に奈良朝に普通なる朴素剛健の氣風、猶ほ全く失せざりしと雖も、其生活の安易、驕奢なるによりて、貴族は漸く纖巧浮華の俗に倣ふに至りしが、一轉して宇多の世となりては、浮華驕奢の俗と共に後宮の勢力

大に張り、宮中に於ける男女の交際漸く自由となるに従つて、所謂る一種の交遊社會なるもの生じ、和歌は此の交遊社會の才人たらんには、必ず欠くべからざる一の技巧となりき。已にして宇多の時初めて宮中に歌合の會を設けて歌を批評せしより、男女競ふて其技を磨きしに、其の批評の標準は多くは其技術としての巧拙にありしかば、此風盛なるに従ふて、歌道漸く下つて高邁醇雅の風を失しぬ。是れより、才人代を遁ふて輩出するも、朝廷は益す孤立して、國民と遠かり、和歌は益す専門的巧技となりしかば、崇徳近衛の朝、金葉集、堀河百首時代に至りては和歌の流弊殆んど極りぬ。然れども物極つて必らず變ず。崇徳近衛の朝が政治上に於て新古の勢力をとして、上下地を更へしめたる古今の大變革期なりしが如く、文學に於ける大變革も、漸く此時より其の端を開き、後鳥羽時代の新古今集に至りて、一新生面を開きぬ。是れ政治上に於ては、地下の武士野人、漸く堂上貴族の間に交りて新原素となりしと同じく、此原素はまた漸く文學の上にも波及して、文學をして國民と近からしめ、虛偽なる貴族社會の藩離を起へて、眞實なる國民の生活と相接近せしめたるがため也。而して其の變革新代の代表者としては、西行法師あり、藤原定家あり、其父俊成あり、此の文學の保護者としては、後鳥羽上皇あり、土御門上皇あり、順徳天皇あり、後鳥羽は時の十六歌人に勅して、各其自ら勝れりと思ふものの十首を撰ひ進めしめ、名けて自讃歌と云ふに至り、一代の文運、隆々として盛んに、實

朝に至りては此の文運に乘じ、加ふるに北人、豪健の氣を以てして直ちに萬葉の古調を與さんとするに至る。而して和歌より散文を通して、皆な佛教よりの感化と、世態の激變して賴むべからざるを目撲したるより來る厭世思想を存す。西行が『吉野山やがて出でじとも思ふ身を花散なば人や待つらん』と歌ひ、定家が歌よまん時は故郷有母秋風涙、旅館無人秦雨魂の古詩を吟するを常として、人にも教へたるが如き、鴨の長明が『世は捨る、身はなき者になはて、何をうらむる、たが歎ぞる』と歌へしが如き、皆な當時を一貫したる厭世思想を代表す。

二百二十六節 桓武より北條時代に至る宗教の變遷　當時の宗教も、また文學政治を動かしたると同一の新原素の影響を受けたり。桓武の朝、最澄、空海、英雄の姿を以て支那大陸に存する最新、最博の教義を取り、高く理を談して其の教を深奥にしたるより、宗教社會に於ては暫らくは別に一新帝國を立つるの餘地なく、豪雄の土輩出するも唯だ天台、真言の宗派内に於て其才を縱にするの外なかりき。而して才人、輩出するに從つて、其教義益す細密、高遠となり、細密高遠となるに從つて、益す平人の需求する所に遠ざかり、異言天台の二派、天下を占有し、堂塔伽藍の美を盡くし、寺院の勢力、其隆を極むと雖も、能く其の教理に通し、之によりて安心立命するものは僅少なる貴族あるのみ。談益す高くして益す平人の需求に背く、併かも、平人の地位、代を追ふて高まり地下の民、天下の大勢力となりつゝあるに方つてや、佛教は長く此の狀態を

保つ能はざるや明か也。此に於てか、村上の天暦五年、空也、六波羅密寺を建て、初めて時宗を唱ひ、眼前の衆生、種々の作法も、また自家の觀念を助くと爲せしより、漸く平人の間に行はるべき宗教を起すの端を開らきぬ。時宗は固より廣く天下に行はれて、僅かに東北の片隅に行はれたるに止ると雖も、之より三百年、北條時宗の時代に至り僧知真、其衣鉢をつぎ踊躍念佛し以て其道を廣む、知真は一遍上人也。空也より下る二百五十年、鳥羽帝の元永元年、貞忍融通念佛を唱ふ、融通念佛は人類を以て一の無邊なる一體となじ、一人念佛を唱ふれば萬類に通入すとなし、而して念佛は萬善萬行の總躰にして、人類は唯此聲によりて救はるゝしと爲す其言ふ所平易行ひ易く、民心に入り易く、且つ哀忍、聲明梵唄に長し、淒怨哀愴の聲を以て、念佛を唱へしかば、一時相和して天下に行はる。人心の需要此の如くなるに方つて、延暦、東福等の大寺は、濟世救人の業を怠り、干戈狼籍のみを事とせしかば、人心益す離れ、遂に高倉帝の承安四年に至りて、源空^{***}初めて淨土宗を唱へ、他力を以て成佛するの説を教ゆるに至て、宗教益す平民の間に亘る。之を三論、天台、真言の哲理的教義に比すれば、雲泥の差にして純乎たる他力救拯を主とする點に於ては、從來の宗教と全く表裏なるを見る。以て其空疎、浮華なる神學的高調、衰へて、實際的宗教生命的民間に普及せんとしつゝ初りしを見るべき也。已にして鎌倉朝起り、備中の榮西^{****}、其の再渡の支那留學を遂げて歸るや、政子之を延きて崇福寺・

三百七十四

て人父ありもてるに命ば怪能吏ののす寺康り弟にるを二日す其第れ宗切論頼むし。七す。
の日ら上、の父をしを、んふ入名人、の治源住授や間入河。勢一より敵縛を院、て終の源
至徳くひに更あふ云て奉直ですの家也覺川二空送戒、き、上巳天名源風も、のじ、文を書
尊主佛を尊らる、すは故る前た、鑿基年を安せ朝て源皇に下を空す。
者間さに、も鑿原る朝をにる父に空、流樂し延出空のしと得知、能源てかを書
にはふも朝を、本初賀も延間見首に郷肥遺恨すを、宮家の寵すと後動、懲是く空宗前求
にし天、の延知きめなののかへてか、禁前死來。斬徒女す亂題後動、懲是く空宗前求

を開らざ、賴家に至りて洛東に達仁寺を立て、榮西の爲めにす。此に於てか禪宗大に隆ん也。之より先き禪宗を傳ふる僧なきにあらざりしと雖も、皆な其僧徒の本領にあらずして、寧ろ附屬物として、僧徒の博識を示めずの具たるに過ぎず。之に加ふるに其の説く所、直指心身、見性成佛にして、小乘大乘の素養なき國民をして悟らしめんには、餘りに高遠に、其指さす所は、小乘權教を破するにありて、小乘權教の國民宗教とならざるに先つては之を破すべき目標あらざりし也。故に凡へてを破するの目的を有する三論宗が、何んの宗派も存せざるに先つて我國に來りて、遂に法相宗の爲めに凌駕せられたるが如く、禪宗は其の傳來の早きに係らず、遂に大勢力となる能はざりき。然るに今や多くの宗派は傳られたり、多くの教學は教へられたり、其の淨土華藏の理論は、多くの人に厭れたり。故に淨土、融通念佛の如き、直裁簡明なる他力成佛宗を歓迎したる社會は、また禪宗の如き直裁簡明なる自力救拯宗をも歓迎したる也。殊どに豪健にして武斷、疎大にして實行を尊ぶ北方武士に取りては、此宗派最も能く歓迎せられたり。而して禪宗につきて生じたるものは、他力成佛の極點、易行道の終末、魚肉を禁せず、妻帶を禁せず、坐して云ふべく、立つて行ふべき統範の一向宗にして、後ち日蓮の法華宗に至つては加ふるに軍隊的氣風を以てして宗教の軸相一變す。最澄空海の時代より、源空、親鸞、日蓮の時代に至るまで、佛教の歴史は難行道より、易行道に移るの歴史也。少數貴族の手より、

多數平民の手に移る歴史也。是れ正しく政治上に於ても、政權南方貴族の手より、北方野人の手に移ると同じく、時代を一貫する一大精神は、平民の勃興にてありしが故也。北條氏の權力北方に固く、鎌倉の權勢、天下を制する所以は、實に此の時代の精神を握れるが故也。

死ニす。日弘也賴知てすらに治三津榮水吉根り然尼する。こして天仁四年、ノ天
す。年十一月親鸞。弘長元年四月、
す。蓮を伊豆に流

と。遂に邦仁を立つて後嵯峨とす。鎌倉の京師を見る此の如きものありし也。之を藤原氏の専
權に比するに、彼は君主を易置するも、猶ほ天下の刑賞は其府中に於て爲されし也。今や名實
共に權力、鎌倉の執權に移るに至り、前後雲泥の差あり、藤原氏は陽成帝を廢するも、其狂疾
の故を以て之を廢するのみ。北條氏にては、其の意中の帝にあらざるの故を以て、之を廢せ
んとす。是れ實に古今權勢の大變と雖も、而かも時代の精神は、北條氏を是として、天下の治
平、人民の安樂は、唯だ北條氏に於て擔保せらるべきが故に、天下之を如何ともする能は